

滑川町告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項及び第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり第 2 5 1 回滑川町議会定例会を招集する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

滑川町長 大 塚 信 一

記

1 招 集 日 令和 8 年 3 月 3 日

2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	松	本	幾	雄	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	吉	野	正	浩	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	内	田	敏	雄	議員

不応招議員（なし）

令和8年第251回滑川町議会定例会

令和8年3月3日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに施政方針

町長提出議案の一括上程、説明

- 5 議案第 4号 滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 6 議案第 5号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 6号 滑川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 7号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 8号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 9号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第10号 第6次滑川町総合振興計画基本構想の策定について
- 12 議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）の議定について
- 13 議案第12号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 14 議案第13号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 15 議案第14号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 16 議案第15号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定について
- 17 議案第16号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）の議定について
- 18 議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定について
- 19 議案第18号 令和8年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 20 議案第19号 令和8年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 21 議案第20号 令和8年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 22 議案第21号 令和8年度滑川町水道事業会計予算の議定について

2 3 議案第 2 2 号 令和 8 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について

2 4 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について

2 5 議案第 2 4 号 町道路線の廃止について

2 6 議案第 2 5 号 町道路線の認定について

総括質疑

2 7 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書

出席議員（１３名）

1 番	小 澤	実	議員	2 番	上 野	葉 月	議員
3 番	瀬 上 邦	久	議員	5 番	阿 部	弘 明	議員
6 番	西 宮 俊	明	議員	7 番	北 堀	一 廣	議員
9 番	赤 沼 正	副	議員	1 0 番	原		徹 議員
1 1 番	谷 嶋	稔	議員	1 2 番	中 西	文 寿	議員
1 3 番	吉 野 正	浩	議員	1 4 番	井 上		章 議員
1 5 番	内 田 敏	雄	議員				

欠席議員（１名）

8 番 松 本 幾 雄 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	大 塚 信 一
副 町 長	小 柳 博 司
教 育 長	上 野 修
総 務 政 策 課 長	稲 村 茂 之
税 務 課 長	島 田 昌 徳
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 険 課 長	松 本 由 紀 夫
福 祉 課 長	宮 島 栄 一
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
健 康 づ くり 課 長	上 野 聡
環 境 課 長	関 口 正 幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 進 也
建 設 課 長	福 島 吉 朗
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川 淳
上 下 水 道 課 長	神 田 等
代 表 監 査 委 員	吉 野 正 和

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 大 林 具 視

書
録

記
音

宮
山

島
岸

美 咲
美 奈 子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第251回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、8番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第251回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長において指名します。

9番 赤 沼 正 副 議員

10番 原 徹 議員

11番 谷 嶋 稔 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。7番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に係る議会運営委員会は、去る2月24日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部からは町長、副町長、総務政策課長に出席をいただき、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に審議をいたしました。

その結果、本定例会の会期は本日から3月12日までの10日間とし、本日は諸般の報告、行政報告

並びに施政方針、町長提出議案の一括上程、説明、総括質疑、予算審査特別委員会の設置、請願の審議を行います。

4日、5日は午前10時から一般質問を行います。

6日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。終了後に総務経済建設常任委員会を開き、請願の審査を行います。

7日、8日は休日休会とします。

9日、10日は休会とし、午前9時から予算審査特別委員会を開催し、付託事項を審査いたします。

11日、12日は午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定いたしました。

なお、会期日程につきましてはお手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日は吉野正和代表監査委員にご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員からの令和7年12月、令和8年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第6号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情並びに陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書、これら2件の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました寄附報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席した会議等につきましては、こちらもお手元に配付しておきましたの

で、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会の報告を原徹議員にお願いします。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） おはようございます。議員番号10番、原徹でございます。議長の命により、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月13日金曜日午前10時から東松山市議場において、令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催されました。滑川町からは、内田議長と私が出席いたしました。

なお、大塚町長は副管理者として出席されました。

それでは、令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会の概要を報告いたします。出席議員は18名で、今回の定例会の会期は1日間でした。管理者から提出されたのは議案15件で、議案の内訳といたしましては、専決処分が2件、条例の一部改正が3件、指定管理者の指定が1件、補正予算4件、当初予算5件です。

議案第1号は、専決処分についてで、令和7年8月29日付で議会選出監査委員の内田敏雄委員が監査委員を退職されたことに伴い、専決処分にて狛守勝義氏を選任いたしましたことについて議会の承認を求めたものです。

議案第2号は、専決処分についてです。令和7年2月18日、嵐山町大字杉山地内において訓練準備中に発生した林野火災について和解が成立し、548万9,000円を賠償したものです。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するものです。

議案第4号は、火災予防条例の一部を改正する条例制定についてで、省令等の改正に伴い、簡易サウナ設備に適用される基準及び住宅火災対策として感震ブレーカーの設置促進についての規定を整備するとともに、林野火災の予防に関する事項を追加するものです。

議案第5号は、斎場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、東松山斎場の関係市町村以外の住民に係る使用料について、人件費や光熱水費の高騰、県内の公設斎場における使用料との均衡に鑑み、一部引上げを行うものです。

議案第6号は、東松山斎場の指定管理者の指定についてで、本年3月31日をもって指定期間が満了となる東松山斎場の指定管理者について、現在の指定管理者である富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループの代表者である富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦氏を新たに指定したものです。

議案第7号ないし議案第10号は、令和7年度の補正予算についてで、一般会計は主に給与改定に伴う人件費及びシステム改修費の増額です。

消防特別会計は、給与改定に伴う人件費の増額のほか、車両管理事業において繰越明許費を追加、

嵐山分署の照明ＬＥＤ化等改修工事に係る期間及び限度額について債務負担行為を設定、また消防団費の減額などです。

斎場及び霊柩自動車事業特別会計は、東松山斎場において引き続き指定管理者を指定することに伴い、令和７年度から１２年度を期間とする債務負担行為を設定するものです。

介護障害審査会特別会計は、給与改定による人件費の増額及び休会等による報酬、費用弁償の減額です。

議案第１１号ないし議案第１５号は、一般会計及び各特別会計の令和８年度当初予算についてで、歳入歳出の総額をそれぞれ４０億５,８１０万円とするものです。

消防特別会計では、消防本部等庁舎管理に係る経費として７,５７２万１,０００円、消防指令業務共同運用負担金として５,１４４万２,０００円、車両３台の購入費用として１億１,５０９万８,０００円、嵐山分署庁舎ＬＥＤ化等の改修工事費に伴う費用として７,６６０万円が計上されました。

また、斎場特別会計においては、指定管理委託料や火葬炉の補修工事費など斎場の管理運営に係る経費として１億４,０２９万２,０００円、新斎場の整備に要した起債の償還として９,４２６万円が計上されました。

以上、１５議案全て原案どおり議決されましたことをご報告いたします。

なお、一般質問はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 次に、小川地区衛生組合議会の報告を西宮俊明議員にお願いします。

〔６番 西宮俊明議員登壇〕

○６番（西宮俊明議員） おはようございます。議席番号６番、西宮俊明です。議長の命により報告いたします。

令和８年小川地区衛生組合議会第１回定例議会の報告を申し上げます。

去る２月１２日、正副管理者及び議員１２名のうち１１名の参加の下、小川町の議場において開催されました。

定例議会では、提出された４議案について審議いたしました。

議案第１号は、小川地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由につきましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、小川地区衛生組合一般職の職員の給与改定を行うため審議され、出席議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第２号は、小川地区衛生組合ごみ焼却場設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。提案理由につきましては、令和３年度をもって閉止したごみ焼却場について解体を進めるに当たり、設置条例の廃止を行うため審議され、出席議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第3号は、令和7年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第3号）であります。提案理由につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,314万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ17億6,725万1,000円とするため審議され、出席議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第4号は、令和8年度小川地区衛生組合一般会計予算であります。提案理由につきましては、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ19億3,829万5,000円と定めるため審議され、出席議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案審議後、一般質問、東松山市との新ごみ処理施設の建設に向けての協議についてがあり、協議内容の報告の答弁がありました。

最後に島田康弘管理者から挨拶がありました。

なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上で、小川地区衛生組合議会令和8年第1回定例議会の報告とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに施政方針

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、行政報告並びに施政方針を行います。

大塚町長より一般行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、3月定例会の開会に当たりまして、一般行政報告並びに令和8年度施政方針を申し上げます。

3月に入りまして春らしくなり、月末に予定しているさくらまつりを町民の皆様と楽しめることを今から期待をしているところですが、本日は一転して冬の様相、また冷たい雨から場所により雪予報ということで、まさに「三寒四温」のことわざのと通りの3月のスタートとなりました。

一方で、世界を驚かせたのがアメリカによるイランへの空爆ですが、トランプ大統領の政策が与えられた情報では理解できないところがありますが、一日も早い国際情勢の安定を願うとともに、日本政府としても邦人保護を第一に、さらには日本としての平和的解決を目指していただきたいと思います。

さて、本日は第251回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、年度末という何かとご多忙の中、議員各位にご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、令和8年度一般会計予算の議定をはじめ、全22議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただけますようお願いいたします。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

昨年の12月3日から9日まで、障害者週間に合わせてコミュニティセンターにおいて「ふくしのかたち展」を開催し、町内の障害者施設の紹介や利用者の作品などを展示いたしました。約200名の方が作品を御覧になり、関心を寄せていただきました。

12月7日には、町内の環境美化運動を実施しました。環境委員の方を中心に地域住民の方々が自主的に取り組んでいただき、約2トンのごみを回収することができました。滑川町の美しい環境を守るために、毎年継続して美化運動にご協力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

12月18日には、東松山市総合会館において、東松山市、小川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村とごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書を締結いたしました。ごみの広域処理について、長期的かつ安定的なごみ処理の在り方を見据え、調査研究や検討を進めてまいります。

次に、1月11日、コミュニティセンターにおいて、今年度に二十歳になられた177名の皆さんを迎え、「二十歳（はたち）の祝い」を挙行いたしました。次代を担う若者の姿を拝見し、大変心強く感じたところでございます。

1月13日には、コミュニティセンターにおいて、新年賀詞交歓会を開催いたしました。出席者数は合計107名でございました。町のさらなる飛躍を祈りながら、町を代表し挨拶を申し上げ、滑川町議会を代表して内田議長からも挨拶をいただき、参加された来賓各位からご祝辞をいただく中で各界の皆さんと交流をし、盛大に開催することができました。当日は、議会の皆様におかれましても、共同開催者としてご尽力を賜りまして、感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。

1月21日には、T R Eホールディングス株式会社及びリバー株式会社と環境課題等に関する包括連携協定締結式を行いました。災害廃棄物の処理や新たな資源循環の体制構築及び地域課題の解決を目指してまいりたいと考えております。

また、来年度の新規採用職員の後期試験を12月から1月にかけて実施し、一般事務職1名、技術職1名を内定したところです。前期試験合格者と合わせると、内定者は4名となりました。将来の滑川町を担う人材に大いに期待するところでございます。

次に、2月4日に物価高対応子育て応援手当の案内通知を児童手当受給者に発送いたしました。また、物価高対策生活支援給付金の通知の発送を3月中旬から順次行う予定でございます。現在、発送準備を行っておりますので、皆様におかれましては、お手元に通知が届くまでもう少々お待ちいただきますようお願いいたします。

2月8日には、降雪の中、衆議院議員総選挙が執行されました。議員各位におかれましても、適正な選挙執行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。当日は町として雪の対応にも当たりましたが、幸いにも降雪による被害は特にありませんでした。

2月17日には、総合教育会議を開催しました。今回の会議では、4月から始まる第4期教育振興基本計画を策定いたしました。今後も教育の推進に努めてまいります。

2月20日には、昨年11月に災害時の相互応援に関する協定を締結した富山県滑川市長が来庁されました。滑川市と滑川町の今後の交流について協議を行いました。

2月22日に、小川町で開催された小川町の酒蔵まつりへ初めて参加してまいりました。酒蔵まつりは、小川町内の晴雲酒造及び松岡醸造さんの酒蔵を会場に開催されておりますが、滑川町の谷津田生産者組合で栽培した酒米「さけ武蔵」を原料に醸造された新酒「谷津の舞」と、滑川町のPRを目的としておりましたので、新酒を醸造していただいた松岡醸造さんの会場へ参加をいたしました。当日は、谷津田生産者組合の皆様、議員有志の皆様、副町長及び担当課職員と一緒に参加いたしましたが、天候にも恵まれ、物すごい参加者がお見えになり、開会式において、私と内田議長さんで、新酒のPRや滑川町のPRを含めて歓迎の挨拶をさせていただきました。

教育関係の行政報告につきましては、後ほど教育長より報告がございますが、1点だけ報告をさせていただきます。

それは、2月7日にコミュニティセンターにおいて滑川町青少年の主張大会が開催され、町内の小学生10名と滑川中学校の生徒6名から発表がされ、多くの議員の皆様を含め、町民の皆様にご覧いただきました。ふだん感じている身近な問題や社会情勢、将来の夢、実際に体験したことなど多岐にわたる内容であり、力強い発表、提言でありました。私は、全員の発表原稿を拝見いたしまして、感謝を込めて感想文を全員に送らせていただきました。限りない子どもたちの将来に期待を寄せるすばらしい大会であり、大変感動を覚えた次第でございます。

今年度も余すところ1か月を切りました。事業も最終段階を迎え、完了に向けて、職員一同、鋭意努力をしているところでございます。心を引き締めて、職員が一丸となって住民と共にまちづくりに努めてまいります。

以上、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和8年度の滑川町行政運営上の施政方針を申し上げます。

いまだに消えないコロナの影響や毎年冬に流行するインフルエンザ等の影響、加えて物価高等で生活が苦しい状況にありますが、基本的なコンセプトは「元気なまちづくり」、「ピカッと輝くまちづくり」と考え、創意工夫の中で子どもからお年寄りまでが元気に暮らせるまちづくりを本年も目指していくことに変わりはありません。

町を挙げてのイベントやコミセンを中心とした文化活動、さらに各地域の皆様にも協力をいただき、地域のふれあい事業や昨年来盛んになってきた音楽活動など文化活動で盛り上げていただき、町をさらに元気にしていこうと思います。

私も未来を担う子どもたちの学校行事や幼稚園行事にも積極的に参加し、さらには地域活動へも参加させていただき、多くの子どもたちや町民の皆様と触れ合い、町政発展のためにさらに尽力をしたい考えであります。

さて、滑川町の人口を見ると、今年の令和8年1月1日の人口は1万9,771人で、昨年同時期よ

り14人の辛うじて人口増加となっております。ここ数年の人口増加は鈍化傾向にありますが、それでも直近5年間で101人の増加となっております。人口減少を続ける県内自治体を見ても、貴重な自治体と言えることは間違いないと思います。

そして、昨年も申し上げましたが、就労率も県内トップクラスにあり、年齢的にも若い町です。今後においてもますます期待が持てますが、反面、農業就労者の高齢化や後継者不足の問題、耕作放棄地の増加などは、少子高齢化問題等の影響もあり、喫緊の課題として見過ごすわけにいきません。農業者のノウハウを生かし、新規就農者の開発等に取り組んでいかねばと考える次第です。

この後、令和8年度予算の詳細については、総務政策課長から概要説明、さらには予算特別委員会においてご審議をされますので詳細は避けますが、今議会で認定をいただく予定の第6次滑川町総合振興計画の重点施策に基づきながら、本年の事業概要をお話したいと思います。

まずは、第1章の誰もが生涯安心して暮らせるまちづくりの福祉分野です。

子育て支援については、子ども・子育てファーストを掲げる本町としては、多様化する子育てニーズや家庭状況の変化に対応した子育て支援、少子化対策や母子保健の充実を踏まえた支援体制に取り組んでいきます。

例を挙げれば、保育所保育実施による待機児童ゼロ対策の継続や放課後児童対策の充実、さらには、困難家庭においては福祉センター内のこども家庭センターや子ども第三の居場所との連携によりサービスの提供に努めます。

さらに、出生率向上についての少子化対策については、子育てに係る経済的支援、心理的な支援に努めることを継続し、取組の一環として、結婚支援の推進や子育てナンバーワン、子育てファーストの実現のための事業PRに努め、現役世代に町の魅力を発信し続けることで、婚姻後においても地域住民の定住化が図られるよう粘り強く目指していきます。

健康づくり面においては、高齢化の進展や多様化する町民意識の変化による健康対策意識などに対応し、健康づくり事業や滑川町健康づくり行動宣言を意識した町民参加の健康づくり支援を継続・強化していきます。

日常医療の確保については、近隣市町村との関係を密にしながら管内医療機関、医師会との連携を図るとともに、さらには休日・救急医療体制についても在宅当番医制、輪番制など広域的な対応体制を確保しながら、さらに町民へのPR、情報提供に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の健康の保持・増進を図ることを目指し、国保税率の準統一に伴う弊害についても国保財政の健全化のための施策として住民理解を求めるとともに、財源補充についても一定の法律の下で今後も進めていきます。

地域福祉については、安全、安心に暮らせるために住民が地域の中で支え合う暮らしを目標としています。まずは自分のことは自分でという強い自助の気持ちを大事に、共助と公助の理解を求め、関係機関と協力しながら各種取組を進めていきます。

第3次滑川町地域福祉計画を推進するとともに、既存のボランティア団体や町とのパイプ役である民生児童委員の皆さんと連携し、地域の見守りを強化してまいります。特に、弱者である高齢者対策や障害者支援対策につきましては、それぞれの支援計画に基づき、高齢者の自立支援・生活支援や障害者、障害児などの福祉サービスなど対応を実施し、さらには関係機関、地域関係者と連携しながら取り組んでまいります。

続いて、総合振興計画第2章、豊かな心と文化を育むまちづくり、教育・文化についてですが、子育て政策の目玉である給食費の無償化事業は、国が小学校の無償化にかじを切る情報ですので、早期に実施をしていただきたいと思います。長いこと無償化を続けて、国の実施を要望してきた町としましては、この上ない喜びでございます。今後においても給食アンケートなどの結果を吟味し、給食内容の充実や、さらには中学校までの無償化を求めて国への要望活動を続けていきたいと思っております。

スクールバス事業については、4年目を迎えて利用者の増加、バスの増発を進め実施しているところですが、予算確保と子どもたちの遠距離通学、異常気象、交通事情からの安全を担保するためにも継続をしていきます。

また、防災上の観点から、避難所として整備しております小中学校体育館の空調については、夜間の一般開放について、利用規定を見直しながら整備終了後に順次解放、稼働をする考えです。

その他多くの教育行政につきましては、この後、説明があると思いますので省略いたします。

続いて、総合振興計画第3章、暮らしやすい快適なまちづくり、都市基盤、生活環境について申し上げます。土地利用の推進についてですが、人口増加が鈍化している現在は、適正かつ合理的な住宅系土地利用が求められています。

市街化区域内では、既存の住宅地においての良好な居住環境の維持を図りながら、利便性の高い住宅地の形成を推進いたします。森林公園駅東側の羽尾地域の土地区画整理事業の面的整備が現実的には厳しい中ではありますが、引き続き、事業区域、事業手法について検討を続けます。

北部の市街化調整区域においては、自然環境、農業環境との調和の取れた住環境の維持を図っていきます。

産業系・商業系土地利用については、既存の工業団地周辺部においては周辺の住宅地、幹線道路などの影響を考慮しつつ、需要に応じた工業用地の確保・整備に努めます。

北部を中心とした農用地においては、重要な食料生産の場である農地としての機能を維持し、優良農地の保全・利用に努めます。

道路維持関係については、想定をしていなかった大型排水路等の整備は終わりましたが、高速道路をまたぐ橋梁整備などに多額な予算がかかり、頭を痛めるところです。しかしながら、今後においても、秋からの補正予算などにおける予算配分等を考える上で道路整備、環境整備に努めていきたいと考えてございます。

消防・防災関係につきましては、令和7年度で見直し実施した防災計画や、様々な資機材を整備させていただきましたので、今後も計画的に新たな防災備品等の備え、さらには資機材の管理・活用について十分配慮しながら利用していきたいと考えます。また、比企広域関連予算にはなりますが、今年は滑川消防団第2分団第2部に消防ポンプ車の更新がされ、1台配備される予定でございます。

生活環境面においては、まずはごみ処理問題についてですが、現在は加盟する小川地区衛生組合が寄居町への民間委託をしておりますが、さらなるごみ処理施設についての検討を組合議会からも求められております。昨年の2月、東松山との共同運営についての検討が進められ、そのために各担当者、副町長を中心とした勉強会が開催され、我々首長の総意により、昨年12月、協議会設立のための合意形成がなされ、現在進められております。我が町も小川地区衛生組合構成市町村として引き続き会議に参加し、協議会設立のための議論を深めていく所存です。

上下水道につきましては、町民の皆様には大変厳しい状況ですが、一昨年の水道審議会、下水道審議会で審議をいただいた答申に基づき、令和8年より使用料の値上げに踏み切らせていただきます。水道原水や諸費の値上げ等によるものですが、理解をお願いしたいと思いますが、政府の物価高対策の交付金を利用し、水道利用基本料金は当面、4月からの1年間、半額免除を行います。

また、滑川町、嵐山町、小川町で構成する市野川流域下水道ですが、昨年、埼玉県に納付する維持管理負担金の値上げが決定されました。昨年来、嵐山、小川町と共に値上げの再検討要望を再三行ってまいりましたが、結果的には圧倒的な受益者を抱える南部のほうの組合には理解を得られず、条件を付して同意する結果となってしまいました。

新年度においては、県内8つの流域下水道地域の中の負担金が高額になっている4つの流域下水道が、共同で協議しながら県内の維持管理負担金の平準化に向けて活動を始めることが決定、新年度早々、知事要望を行う予定です。

第4章の特性を生かした活力ある産業のまちづくり、産業、経済の分野ですが、まずは安定した農業の経営を図るための農作業の効率化、遊休農地の解消、農業後継者の育成に様々な分野からチャレンジをします。画一的に一体的に進めるばかりでなく、モデル的に進めることも一つ考えております。これだけデジタルが進む中で、先進的な事業に取り組み、新規農業者の目を引く新たな農業者開発に目を向けることも並行的に進めていきたいと考えます。国の力を借りるところはしっかりと借りて、新たな農業にもしっかりと挑戦していきたいと思っております。

また、谷津田米生産農法により栽培した酒米から、滑川町の新酒「谷津の舞」も商品化されました。町内外に滑川町の名をPRしながら、ほかの産物、ころ柿、ポロタン、イチゴ、ブドウなどの製品との相乗効果を狙い、さらには大きくは関係人口を増やし、町への転入効果にもつなげたいと思っております。

農業施設整備については、防災・減災事業として、埼玉県による県営ため池整備事業や町主体の

団体営事業による水房地区の炭ガマ沼改修工事のための実施設計や、同じく水房地区の下沼工事などのため池整備工事を劣化調査に基づき順次行っていきます。

商工業、サービス業においては、商工会や工業団地、工業界と連携を図り、企業誘致の推進や継続している新規事業者支援を図り進めてまいります。

観光面においては、町内観光資源のPRや、さくらまつり、滑川まつりなどのイベント開催等を企画し町の魅力発信に努め、さらには東松山・比企広域観光推進協議会と連携し、比企の魅力を高め、「比企の観光に垣根はない」を合言葉に観光客の誘致に努めていきます。比企郡全体で東京都との関係人口を増やし、町の魅力を感じていただき、さらなる転入者の増加を図ります。

最後に、第5章の町民との協働による自立可能なまちづくりとしての行財政、コミュニティ関係について述べます。

財政運営については、短期、長期と両面から見ての行財政運営が必要ですが、常に自主財源の確保に努め、毎年の事業の見直しにより、より計画的・効率的な財政運営を行います。

行政運営につきましては、総合振興計画に基づく実施計画の策定や行政評価システムによる計画的な予算編成に努めてまいります。

また、公共施設の管理運営を進める上で、新コミュニティセンター施設やエアコン整備がされた体育館の一般利用などによる受益者負担の原則に立った公費負担などについても、利用者、非利用者の公平性などについても検討を進めます。

また、急激な社会情勢の変化などにより、新たな施設整備などの必要性が出る可能性があります。このたびのコミュニティセンター建設、社会福祉協議会施設を機会とした福祉センターは、既存の計画とは離れたところで進められたことなど多くの議論がされました。しかしながら、この4年間を見ても、予期していなかった大型の道路や排水路などの公共施設整備、さらには小中学校のエアコン設置なども、防災関係の観点から優位な起債ができたことから、今後も計画から離れたところでその優位性・必要性を議会等で議論しながら柔軟な対応を図ってまいります。施設によっては、総合振興計画や施設管理計画の変更を訴えられた方々もいましたが、それでは待てない場合がありますので、今後においても大きな目で見ればチャンスと思えばどんどんチャレンジしていきます。

地域コミュニティ関係につきましては、町内にある地域集会所を拠点とした有効利用を、地元管理の上ですが、進めていただき、さらに地域コミュニティを図っていただきたいと思います。そして、総合的な発信拠点としてコミュニティセンターを位置づけ、新施設への移行や完成後の有効利用のための足場を固めるよう業務を進めていきます。

最後に、昨年も申し上げましたが、これら政策も日本が平和であるからできる政策であります。日本の外交も様々なことが取り上げられてはおりますが、平和外交を含め、平和政策を国に求めていくことは当然でございます。

我々自治体にできる平和事業も継続していきます。今年においても、平和を見つめるバスツアー

や平和講演会、平和を考えるパネル展などを企画・運営したいと思います。特に、今年は非核平和のまちづくりの推進の企画の一環として、広島原爆記念日を中心として中学生の派遣事業を計画し、被爆者の声を直接聞くことのできる最後の世代として中学生に学んでいただき、貴重な体験を町の平和事業へと生かしていただきたいと考えております。

以上、大変長くなりましたが、恐縮ですが、行政施策の中心的な目標と計画を申し上げました。業務を分類いたしますと600近い業務になり、類似団体から見ても少ない職員で行政運営、事務執行していきませんが、常に町民の皆様から信頼を得る行政を目指すように私からも指示をしております。私も長く職員をしておりましたが、これほど町民の皆様から信頼を置いていただけることに本当にうれしく思っております。窓口対応や、特にロビーの受付の評価も高く、今後においてもその姿勢は崩さず努力をしてまいります。

また、職員への訓示でも常に申し上げておりますが、行政の主人公は町民であり、町民のための行政に徹しなければならないとしています。町民と一緒に目線で物を見、町民のために今何をすべきか、何を選択すべきかしっかりと判断して取り組むこと、そして常に素直で、謙虚で、正直であってほしいと話しております。町民の立場に立つ心の通った行政こそ町民から信頼を得ることができ、公明正大な町政を推進しつつ、かつ公平・平等の上に正々堂々と臆することなく公務をすることを常に望んでいます。町民代表の議会の皆様にも、特段のご理解をお願いいたします。

それでは、第6次総合振興計画のキャッチフレーズ「まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる滑川町」を目指し、令和8年度も昨年以上に「住んでよかった 生まれてよかったまち」を実感していただき、総じて「ピカッと輝く滑川町」となるように祈念して、大変長くなりましたが、私からの施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。再開は11時とします。

休 憩 （午前10時49分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

続きまして、上野教育長より教育行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項と来年度の教育行政の方針について申し上げます。

まず、本年度が第3期滑川町教育振興基本計画の最終計画年度であり、今月末をもって計画期間が終了いたします。教育行政施策の指標に掲げている項目について、検証を進めてきたところでございます。

また、次期、第4期の教育振興基本計画ですが、大塚町長より、町の総合振興計画の基本理念に

に基づき、総合的な施策の方向性や目標を示す滑川町教育大綱を示していただきました。その基本理念の実現に向けて、教育振興基本計画策定委員会を設置し、委員長西宮俊明様の下、3回の協議を経て、第4期滑川町教育振興基本計画を策定し、2回の総合教育会議での協議、さらには5回の教育委員会での協議を経て、2月17日に教育委員会で議決いたしました。本日、机上に教育振興基本計画、その概要版、また併せて第2次滑川町子ども読書活動推進計画を配付いたしました。

教育振興基本計画は、町の教育大綱や、国・県の教育振興基本計画を踏まえ、「「ふるさと滑川」の誇りと培った自信を胸に未来の創り手として挑戦し続ける人」を目指す人間像とし、知識、技能のみならず、思考力・判断力・表現力等に学びに向かう力等を含めた資質・能力を、生涯にわたる多様で深い学びを通して育成する教育を目指し、計画を進めてまいります。

基本理念を「学んでよかったまちへ～チーム滑川での教育～豊かな学びで未来へつなげる滑川町の教育」とし、3つの目標、10の施策、25の取組、26の指標を掲げ、構成されています。令和8年度からの5年間、第4期の計画に基づき教育行政を進めてまいります。今後とも議員の皆様には、大所高所からのご指導をお願いいたします。

では、学校関係の報告をさせていただきます。

令和7年度も、残り一月足らずとなりました。幼稚園、小中学校においては、今年度の振り返りを行い、次年度に生かせるよう分析・改善を行っているところでございます。具体的には、2月初旬に管理職自己評価シートに基づき、各校校長との教育長面談を実施いたしました。その結果、各学校とも、町民の信託に応えるべく全教職員一丸となり、保護者、地域の方々のご理解・ご協力を得ながら、意欲的に日々の教育活動に取り組んでいる様子がうかがえます。その他の教職員につきましては、校長、教頭が同様に達成面談を実施し、学校課題の解決と教育活動の充実に努めております。

また、幼稚園も含めた各校・園において、地域に根差した地域とともにある学校・園を目指して、学校関係者評価を実施しております。本年度の学校評価につきましても、町ホームページに掲載いたします。

続いて、中学校の進路関係でございますが、私立高校、国立高校、通信制高校、県立特別支援学校については、既に59名の生徒の進路が決定しております。県公立入試では、デジタル化がさらに進み、入学願書に加えて調査書の提出も電子提出となりました。県公立高校は、今週末6日に結果が発表されます。結果を待っている受験生は125名でございます。うち、滑川総合高校15名でございます。卒業生全員の進路決定に向け、保護者とともに全力で取り組んでおります。

教職員人事につきましては、ほぼ終了し、2月17日の教育委員会で議決、承認をいただき、県へ内申を上げたところでございます。3月13日に一般教職員、24日に管理職等への内示が行われる予定でございます。

今後の予定といたしましては、幼稚園、小中学校の卒園式、卒業式、そして4月には入園式、入

学式がございます。議員の皆様にもご出席を賜ります。今後とも、学校、園へのご指導をお願い申し上げます。

次に、施設整備状況でございますが、12月補正で予算対応いただきました月の輪小学校のビオトープ整備工事及び営繕工事につきましては、請負業者が決定し、現在は各工事とも順調に進められており、年度内には完了予定となっております。また、滑川中学校の防犯カメラシステムの修繕や、保健室、事務室エアコンの修繕についても予算措置いただきましたが、既に工事を完了することができました。また、9月補正でご対応いただきました東校舎多目的室の改修工事につきましても完了済みでございます。今後も、幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習できるよう、設備、備品等の整備を行ってまいります。

次に、10月から12月にかけて、小学校5、6年生を対象とし、子ども大学くまがや・なめがわを開催いたしました。「スーパーこまを作ってみよう」、「プログラミングによるデータ分析にチャレンジ」等の内容で、熊谷市と合わせ21名の参加がありました。

1月11日、二十歳の祝いを、議長様はじめ多くの来賓の皆様のご臨席を賜り開催いたしました。今年も二十歳を迎えた皆さんに実行委員となっただき、当日の運営を担っていただきました。粛々とした中にも爽やかな式典を実施することができました。

1月17日には、第31回なめがわ郷土かるた大会を小学生を対象として開催いたしました。参加者は、個人戦、団体戦合わせて247名でした。言葉を学ぶ上でも町を知る上でも貴重な教材である郷土かるたに、多くの子どもたちが触れていることにととてもうれしく思っております。

1月24日には、新春囲碁将棋大会を実施いたしました。囲碁大会については、残念ながら参加者が定員に満たなかったため中止となりましたが、将棋大会には小学生16名を含む21名の参加をいただき開催いたしました。小学生の参加が多かったため、将棋の部は一般の部、小学生の部に分けて実施いたしました。世代間交流の機会ともなり、意義ある大会となりました。

2月7日には、コミセンを会場に、「十代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会～」を開催いたしました。小学生10名、中学生6名の計16名の発表者は、それぞれの熱い思いを発表し、会場は終始大きな拍手に包まれました。多くの方から、すばらしい発表だったと感想をいただきました。子どもたちの思いを多くの議員の皆様にお聞きいただきました。ありがとうございました。発表の後の滑川中学校吹奏楽部の演奏により、大会をより一層盛り上げていただきました。

高齢者を対象とした寿学級ですが、町内13か所、全2回で行いました。1回目は人権学習「虎に翼」に学ぶ人権意識等、2回目は主に健康タオル体操等を行い、地域の交流を図りました。今年度は、延べ461名、うち男性167名、女性294名の参加をいただき、事業を終了いたしました。

なお、3月7日には文化活動発表会を開催する予定でございます。参加団体は17団体、延べ126名の方が出演する予定です。どうぞご期待いただきたいと存じます。

次に、図書館事業です。クリスマスおはなし会は、12月10日、20日に読み聞かせボランティア2

団体と立正大学熊谷図書館学生団体にご協力いただき実施いたしました。2日間で合計43名の参加がありました。読み聞かせボランティア養成講座を2月25日に開催しました。講師には、埼玉県立久喜図書館の読み聞かせボランティアの方を迎え、10名の方に受講していただきました。

今後の予定でございますが、3月28日の滑川さくらまつりに合わせ、図書館さくらまつりを開催いたします。内容は、ワークショップ形式のしおり作りと上映会でございます。より多くの方に図書館を知っていただき、利用者の拡大につながるよう努めてまいりたいと存じます。

令和4年9月1日に7市町合同で開館した比企eライブラリーでございますが、2月1日現在、電子書籍の蔵書数は3,189コンテンツとなっております。また、登録者数について、滑川町は288人、7市町では2,264人となっております。今後も7市町協力して電子図書館を運営し、読書活動の活性化につながるよう工夫してまいります。

令和7年4月から令和8年1月までの図書館の利用状況としては、新規利用登録者数は413名となっております。また、実際に図書館の資料を借りた利用者数は9,247人です。貸出数は70,989点となっております。今後も幅広い層の方に図書館をご利用いただけるように、読書環境の整備と資料の提供及び様々な事業に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツ関係です。1月24日、スキー・スノーボード教室を開催いたしました。小学生から大人まで幅広い年代層で37名の参加となりました。インストラクターによる講習会を受講した参加者は、個々のスキルアップを目指し、またフリー滑走の方は家族や仲間とのゲレンデ活動を楽しみました。

2月15日、嵐山町総合運動公園を中心とした周回コースで、第42回比企郡駅伝競走大会を開催いたしました。滑川町からは、埼玉滑川走友会α・βの2チームが出場し、郡内からは14チームが参加する中、埼玉滑川走友会αチームが第3位と健闘いたしました。

表彰関係でございますが、令和7年度比企郡スポーツ協会功労者表彰を、滑川町バレーボール連盟の田口晶子氏、令和7年度埼玉県スポーツ賞功労賞に、滑川町柔道協会の田原昭美氏の受賞が決定いたしました。今後もスポーツを愛し、健康づくりに寄与できるよう事業を進めてまいります。

最後に、文化財保護関係でございます。まず、文化財関係からです。12月から2月にかけて、開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を福田、水房、月輪地内にて合計3件実施いたしました。文化財関連講座として、12月7日には文化財保護委員長の高柳茂氏、12月13日、16日は文化財保護担当職員を講師に令和7年度古文書講座を開講し、合計50名の参加がございました。昨年比39名の増加でございます。

12月2日から2月1日まで、企画展としてエコミュージアムセンター受付前で開催した滑川ゆかりの偉人と文化財ですが、12月2日から27日まで開催したパート1、「愚禅和尚とゆかりの文化財」、「小林三徳とゆかりの文化財」の会期中は254名、1月6日から2月1日まで開催したパート2、「大塚大恵八とゆかりの文化財」、「宮島勘左衛門とゆかりの文化財」の会期中は259名の来館者がござ

いました。

また、2月14日には文化財保護担当職員が講師となり、生涯学習担当と連携して、「なめがわ郷土かるたの旅」を実施し、五厘沼窯跡群や羽尾城跡等の羽尾地区の文化財を巡りましたが、合計8名の参加がございました。

続きまして、エコミュージアムセンター関係です。2月3日から2日間、滑川中学校社会体験チャレンジ事業として2名の生徒を受け入れました。2名の中学生には、ミヤコタナゴの給餌、繁殖室水槽清掃、文化財の取扱い等、エコミュージアムセンターの一般業務を体験していただきました。

また、2月3日には谷津の里管理組合のご協力の下、福田小学校5年生16名と鳥井沼環境整備を実施いたしました。環境整備では沼周辺の落ち葉掃きを行いました。現在、地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月1回、森林公園内の沼にて、定例生き物水質調査を継続して実施しております。2月18日から20日、2月26日には、産業振興課、そして森林公園の協力により、この沼の経年劣化した堰堤、いわゆるしがらでございますが、の補修工事を実施いたしました。

2月28日には、セミナーハウスにて1年間の活動を通した発表会を実施いたしました。発表会は、福田小学校、滑川中学校のボランティア15名により、1年間の調査を通じた気づき、感想について発表していただきました。また、滑川総合高等学校自然科学部には、国営武蔵丘陵森林公園の沼における水質及び生物相調査について発表していただきました。最後に、子どもたちの発表を踏まえ、埼玉県魚類研究会の金澤光氏より講評をいただきました。当日は、来賓、地元関係者、専門家等を含め、総勢50名の参加がございました。

最後に、令和8年度の幼稚園、小中学校の概要でございしますが、滑川幼稚園は、園児124名、6学級で1名増が見込まれます。3歳児は32名の入園予定です。宮前小学校は546名、22学級、うち特別支援学級が5学級でございしますが、5名の増、福田小学校は105名、8学級、うち2学級が特別支援学級でございしますが、5名の増、月の輪小学校は624名、27学級、うち特別支援学級が7学級でございしますが、26名の減、そして中学校は589名、23学級、うち特別支援学級が6学級で3名増の予定でございます。

議員の皆様には、令和8年度も引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、教育関係の報告とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で行政報告並びに施政方針を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第4号から日程第26、議案第25号まで22議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出いたします議案の提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第4号 滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第5号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公営に要する限度額を改正するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第6号 滑川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第7号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職職員の通勤手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第8号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第9号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町企業誘致条例の有効期限を延長するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第10号 第6次滑川町総合振興計画基本構想の策定については、既存の第5次滑川町総合振興計画基本構想が令和7年度をもって計画期間を満了するため、次の10年間の行財政指針となる第6次滑川町総合振興計画基本構想を策定したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例第3号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から1億94万円を減額し、歳入歳出それぞれ93億4,143万1,000円とするものです。

議案第12号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から5,440万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億8,904万2,000円とするものです。

議案第13号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から2億2,852万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億9,804万8,000円とするものです。

議案第14号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定については、

既定の歳入歳出予算の総額から393万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,583万4,000円とするものです。

議案第15号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定については、収益的支出を3億8,598万1,000円とするものでございます。

議案第16号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）の議定については、収益的支出の農業集落排水事業費用を1億2,038万6,000円とするものでございます。

議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定については、歳入歳出の総額を88億900万円とするものです。前年度比3,100万円の増額となっております。

議案第18号 令和8年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を14億6,937万1,000円とするものです。前年度比7,174万4,000円の増額となっております。

議案第19号 令和8年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を14億4,000万円とするものです。前年度比4,000万円の増額となっております。

議案第20号 令和8年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、歳入歳出それぞれ2億9,708万円とするものです。前年度比4,359万8,000円の増額となっております。

議案第21号 令和8年度滑川町水道事業会計予算の議定については、収益的収入を4億9,842万1,000円とし、支出を4億4,822万円とするものです。また、資本的収入を3億2,783万1,000円とし、支出を4億4,810万6,000円とするものです。

議案第22号 令和8年度滑川町下水道事業会計予算の議定については、収益的収入を合計5億1,894万5,000円とし、支出を合計5億786万3,000円とするものです。また、資本的収入を合計2億511万9,000円とし、支出を合計2億5,227万4,000円とするものです。

議案第23号 指定管理者の指定については、谷津の里の指定管理者を指定したいので、議決を求めるものでございます。

議案第24号 町道路線の廃止については、町道改良工事の完了等に伴い、廃止をお願いするものでございます。

議案第25号 町道路線の認定については、町道改良工事の完了等に伴い、認定をお願いするものでございます。

以上、議案22件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度、担当課長よりご説明いたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程の変更

○議長（内田敏雄議員） ここで、議事の都合により、日程第18、議案第17号から日程第23、議案第

22号までの6議案を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第17号から日程第23、議案第22号までの6議案を先に審議することに決定しました。

◎議案第17号から議案第22号までの説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第18、議案第17号から日程第23、議案第22号までの6議案を一括議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

議案第17号については稲村総務政策課長に、議案第18号及び議案第20号については松本町民保険課長に、議案第19号については篠崎高齢介護課長に、議案第21号及び22号については神田上下水道課長に、それぞれ提出議案の説明を求めます。

最初に、稲村総務政策課長から、議案第17号の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定についてご説明いたします。

この後の設置予定の予算審査特別委員会において、各課局長より説明がございますので、この場では予算書を用いて概要について申し上げます。

私ごとで大変申し訳ございませんが、声が出ず大変お聞き苦しい点もあると思いますが、どうかご了承願います。

令和8年度埼玉県比企郡滑川町予算書を御覧ください。

令和8年度滑川町一般会計予算は、1ページから129ページまでの間に掲載をされております。

なお、131ページ以降につきましては、令和8年度の3つの特別会計予算が掲載をされております。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算

令和8年度滑川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億900万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

る。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は5億円と定める。
次に、2ページを御覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

令和8年度予算書の11ページ及び12ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。

令和8年度一般会計予算の総額は88億900万円で、前年度比3,100万円、率にして0.4%の増額予算となります。

11ページの歳入では、歳入予算の根幹である款1町税で33億214万3,000円を計上し、前年度比1,946万円の増額を見込んでおります。なお、町税の歳入予算に占める割合は37.5%になります。

款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金にかけては、国からの交付金関連になりますが、いずれも令和7年度の決算見込額に令和8年度の国の地方財政対策を勘案した推計により算出しております。

交付金の中核をなします款11地方交付税につきましては10億1,200万円で、前年度比9,700万円の増額を見込んでおります。

款13分担金及び負担金は6,170万1,000円で、前年度比1,427万9,000円の減額を見込んでおります。令和7年度に実施した工事に係る負担金として大堀排水路工事負担金1,700万円の皆減により前年度より減額となっております。

款15国庫支出金及び款16県支出金につきましては、それぞれ民生費や土木費を中心とした歳出予算に係る各事業の国、県の負担割合が主な歳入になります。

款18寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金の増額を見込み、前年度比1,500万円増額の3,500万円を計上しております。

款19繰入金 1 億9,868万2,000円は、コミュニティセンター建設事業に伴い、公共施設整備基金からの繰入金や臨時財政対策債の起債償還に係る減債基金繰入金を見込んでおります。なお、令和8年度予算に当たっては、財政調整基金からの繰入金は見込んでおりません。

款22町債ですが、各種工事に係る起債発行により合計で5億8,540万円を計上しております。なお、令和8年度は、前年度に引き続き臨時財政対策債の発行予定はございません。

次に、歳出予算については、12ページをお開きください。歳出予算の総額は、歳入予算と同額の88億900万円になります。人件費を除き、款別にご説明いたします。

款1 議会費につきましては9,663万4,000円で、前年度比739万4,000円の増額になります。増額の主な理由は、令和7年度に整備した議場の音響設備に係る機器借り上げ料の増額によるものでございます。

款2 総務費につきましては14億7,058万6,000円で、前年度比4億3,925万8,000円の増額になります。増額の主な理由は、コミュニティセンター建設事業、町長、県議の選挙費の計上によるものでございます。新たな事業といたしましては、パートナーシッププラン作成業務委託料や、主に税の収納率向上を目的に、役場窓口においてキャッシュカードを用いて口座振替の手続がその場でできるPay-easy口座振替受付サービス事業になります。

款3 民生費は34億7,809万6,000円で、前年度比1億218万4,000円の増額で、歳出予算の39.5%を占めております。歳出の大きなものは、保育所保育実施委託料が9億6,022万5,000円、児童手当費が4億6,800万円、障害福祉サービス介護給付費、訓練等給付費が4億2,756万円などとなっております。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、3会計合計で3億3,830万6,000円となっております。新たな事業といたしましては、障害者計画・障害福祉計画作成委託料や、こども誰でも通園制度の実施委託料等となっております。

続いて、款4 衛生費では7億9,108万9,000円で、前年度比2,385万7,000円の増額になります。増額の主な要因は、水道料金基本料金の減免事業に係る水道事業会計繰出金を5,390万円計上したことや、一般廃棄物収集運搬委託料の増額によるものでございます。

続いて、款6 農林水産業費は3億1,276万7,000円で、前年度比930万5,000円の減額となります。減額の主な理由は、農村地域防災減災事業等委託料や農業集落廃水事業繰出金の減額によるものでございます。

続いて、款8 土木費は5億6,267万7,000円で、前年度比2億1,304万1,000円の減額になります。減額の主な理由は、工事関係で令和7年度に実施した防災・安全社会資本整備交付金事業道路等工事、月の輪流末排水路修繕等工事、道路橋梁修繕等工事等の皆減によるものでございます。土木費の主な予算といたしましては、令和7年度に引き続き森林公園駅南口の関越自動車道をまたぐ公園

駅南通大橋の修繕工事に係る負担金として、跨道橋歩道線修繕等負担金を計上したほか、町内の橋梁点検に係る委託料として、道路橋定期点検委託料450万円を計上しております。

続いて、款9消防費は4億563万5,000円で、前年度比3億5,236万5,000円の減額となります。減額の主な理由は、令和7年度に実施した指定避難所等工事や地域防災計画等策定委託料、防災気象情報システム工事の皆減によるものでございます。

続いて、款10教育費は10億1,995万1,000円で、前年度比3,398万円の減額になります。減額の主な理由は、令和7年度に実施した宮前小学校浄化槽設置工事や、文化スポーツセンターエアコン設置工事の完了によるものでございます。なお、学校給食に係る食材料費及び加工・運搬委託料については、前年度比で増額予算となっているほか、継続事業といたしまして、スクールバス運行業務委託料、町立小学校水泳指導業務委託料等を計上しております。新たな事業といたしましては、町史編さん事業と総合運動公園多目的グラウンドの埋設ケーブル盗難被害復旧工事等になります。

続いて、款12公債費ですが、元金、利子を合わせまして5億8,590万円で、前年度比4,670万7,000円の増額になります。

続いて、款13諸支出金は、基金への積立金になりまして、ふるさと納税寄附金をまちづくり応援基金に、また森林環境基金を計上しております。

款14予備費は1,510万円で、前年度比38万2,000円の増額となっております。

大きく飛びまして、112ページからは給与費明細書を掲載しております。

113ページからは一般職の給与費で、本年度と前年度を比較しますと、主に常勤職員の人件費につきましては264万5,000円の減額、会計年度任用職員は1,573万円の増額になります。

詳細につきましては、116ページ以降に掲載をさせていただきましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、122ページを御覧ください。継続費に係る調書となります。現在、継続費の設定期間中の事業が2事業ございます。各事業につきましては、年度ごとの支出額及び支出予定見込額等を調書として掲載しております。

次に、123ページを御覧ください。債務負担行為の調書の令和8年度に係る分、6件になります。これは、冒頭8ページにあります債務負担行為に関する調書になります。

また、124ページでは、令和7年度以前に設定した現在支払いを予定しております債務負担行為によるもので、過年度分として掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、125ページを御覧ください。9ページにあります地方債に関する調書となります。左から3列目の令和7年度末現在高見込額の合計が51億4,964万3,000円で、1つ右の令和8年度中増減見込額のうち、令和8年度中起債見込額の計5億8,540万円を加え、その右の列の令和8年度中元金償還見込額の5億5,410万1,000円を差し引きますと、1番右の列の令和8年度末現在高見込額の合計51億8,094万2,000円となります。

次に、126ページから129ページまでは滑川町一般会計歳入歳出予算比較増減表になります。各款、各項における予算の前年度比較につきましては、こちらの資料を御覧ください。

以上、議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。再開は1時とします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

次に、松本町民保険課長から議案第18号の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第18号 令和8年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

それでは、予算書131ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第18号 令和8年度滑川町国民健康保険特別会計予算

令和8年度滑川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,937万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款での流用。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信 一

続いて、135ページ、136ページの歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,937万1,000円で、前年度比7,174万4,000円の増、率にして5.1%の増額予算となっております。

まず、歳入でございますが、135ページです。款1国民健康保険税では、本年度予算額3億612万8,000円で、前年度比1,450万6,000円の減額となっております。令和9年の県内税率の準統一に向けた税率の増額改定及び子ども・子育て支援金分、現年課税分の新設があるものの、被保険者数の

減少が影響し、減額となっております。

続いて、款5国庫支出金でございますが、440万円を計上いたしました。国保税の子ども・子育て支援金分に係るシステム改修経費に対する全額補助となっております。

款6県支出金につきましては、本年度予算額10億523万5,000円を計上しました。前年度比6,286万4,000円の増額となります。令和7年度の医療費の増加を受けた歳出の保険給付費の増加に伴う普通交付金の増を見込み、増額とさせていただきます。

款10繰入金につきましては、本年度予算額1億3,481万2,000円を計上しました。前年度比1,212万8,000円の増額となります。被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため、国、県、町でそれぞれが法定負担率の下に一般会計もしくは基金から繰り入れるもので、主に財政調整基金繰入金の増により令和8年度は増額となっております。

款11繰越金でございますが、前年度からの繰越金として1,700万円を見込み、計上しました。近年の決算収支に基づき700万円の増額といたしました。

それでは次に、歳出予算につきましては、136ページを御覧いただきたいと思います。款1総務費では、前年度比452万7,000円増の1,098万円を計上しました。主な増額要因として、国保税の子ども・子育て支援金分に係るシステム改修経費440万円を計上いたしました。

続いて、款2保険給付費でございますが、前年度比5,960万6,000円増の9億8,696万6,000円といたしました。令和7年度の医療費の増加を受けた増額予算となっております。

款3国民健康保険事業費納付金でございますが、前年度比599万8,000円増の4億3,983万3,000円としました。子ども・子育て支援納付金が令和8年度から新設となった影響で増額となっております。

款6保健事業費につきましては、前年度比108万4,000円増の2,689万7,000円です。主な事業として、人間ドック補助金、保養所利用補助金、ヘルスアップ対策事業実施業務委託料や、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金、特定健診、特定保健指導経費を含んでおります。令和8年度のみの新規事業として、データヘルス計画中間評価計画見直し業務委託料の計上が増額要因となっております。

最後に、款9諸支出金でございますが、主に国保税の還付金を計上しており、前年同額の205万1,000円となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和8年度国民健康保険特別会計に関する予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、篠崎高齢介護課長から議案第19号の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第19号 令和8年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

149ページをお開きください。

議案第19号 令和8年度滑川町介護保険特別会計予算

令和8年度滑川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

153ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。本年度予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,000万円で、前年度比4,000万円の増、率にして2.9%の増額予算となっております。

歳入の項目から説明いたします。款1保険料ですが、第1号被保険者保険料として3億2,105万6,000円、前年度比1,146万8,000円の増額となっており、被保険者の増加に伴い保険料を見込んでおります。

款4国庫支出金は、法定負担分の国庫負担金と国庫補助金として2億8,027万円、前年度比788万2,000円の増額となっており、各種介護サービスの増額を見込んでおります。

款5支払基金交付金は3億6,804万3,000円、前年度比980万円の増額、介護サービス費や地域支援事業費に充てるもので、保険給付費の増額によるものです。

款6県支出金は、法定負担分の県負担金と県補助金として1億9,727万5,000円、前年度比455万6,000円の増額、保険給付費の増額に伴うものです。

款9繰入金は1億9,707万3,000円、前年度比854万9,000円の増額、保険給付費増加に伴う法定負担額とシステム改修費等の増額によるものです。

款10繰越金は7,621万6,000円、前年度比204万5,000円の減額となります。

歳入については以上となります。

続いて、154ページをお開きください。歳出の項目についてご説明いたします。款1総務費につきましては2,007万7,000円、前年度比552万9,000円の増額となっております。介護情報基盤との連携に伴うシステム改修や、第10期介護保険事業計画に伴う保険料の改定などに関するパンフレット

代などを見込んでおります。

款2 保険給付費でございますが、これは、要介護1から要介護5の方を対象とした6つの介護サービス費としまして13億3,764万7,000円、前年度比3,764万7,000円の増額となります。被保険者数の増加と令和7年度の実績を基に、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、福祉用具購入費などの増額を見込んでおります。

款5 地域支援事業費ですが、主に地域包括支援センターが中心となり、高齢者が要支援や要介護状態となることを予防し、要介護状態となった場合にも可能な限り自立した生活を継続できるように支援をすることを目的として行う事業になります。3,142万7,000円、前年度比126万円の減、実績に基づいての減額と介護予防教室においては、委託事業から自前の事業へと変更したための委託料の減額分となります。

款6 基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として、前年度と同額の4,000万円を計上しております。今後も保険給付費及び地域支援事業費の増額により保険料の上昇が見込まれますので、第10期の保険料改定に向け、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

款8 諸支出金は、前年度と同額の204万5,000円を計上しており、介護保険料の還付金や負担金、交付金の返還金であります。

以上、令和8年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、松本町民保険課長から議案第20号の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第20号 令和8年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてをご説明申し上げます。

予算書の175ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第20号 令和8年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度滑川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,708万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 3 日提出

滑川町長 大 塚 信 一

続いて、179ページ、180ページの歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。令和 8 年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ 2 億 9,708 万円で、前年度比 4,359 万 8,000 円の増、率にして 17.2% の増額予算となっております。

179ページの歳入では、款 1 後期高齢者医療保険料として 2 億 4,017 万 4,000 円、前年比 3,692 万 8,000 円の増となります。主な増額の理由といたしましては、高齢化による後期高齢者医療への移行による被保険者数の増加と、保険料の均等割額及び所得割率の改定を見込んだ算定試算額を計上したことによるものです。

続きまして、款 4 繰入金でございますが、本年度予算額 4,642 万 1,000 円で、前年比 399 万 1,000 円の増額となっております。低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金です。保険料の均等割額及び所得割率の改定と被保険者数の増が増額要因となっております。

款 5 繰越金につきましては、前年比 100 万円増額の 800 万円とさせていただきます。

次に、歳出予算につきましては、180ページを御覧いただきたいと思います。款 1 総務費ですが、本年度予算額 617 万 4,000 円を計上しまして、前年度比 58 万 8,000 円の増額となっております。こちらは、保険料徴収のための納付書発送等の事務費になり、こちらは前年度のシステム標準化による保険料算定に係る経費の増額を見込んで計上しております。

続いて、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額として 2 億 8,742 万 4,000 円を計上いたしました。前年度比 4,239 万 2,000 円の増額となります。こちらは、歳入の保険料の徴収分及び保険基盤安定繰入金を合わせまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。

次に、款 3 諸支出金ですが、本年度予算額として 80 万 5,000 円、前年同額を計上いたしました。資格変動や被保険者の死亡により、既に納入された保険料の還付精算に係る予算となります。

以上、雑駁ではございますが、令和 8 年度後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、神田上下水道課長から議案第 21 号及び議案第 22 号の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第 21 号 令和 8 年度滑川町水道事業会計の議定についてご説明申し上げます。別冊の予算書 1 ページを御覧ください。

令和 8 年度滑川町水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 令和 8 年度滑川町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯8,568世帯。

(2) 年間総配水量250万7,567立米。

(3) 1日平均配水量6,870立米。

(4) 主な建設改良工事等重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新業務設計業務委託、重要給水施設配水管路耐震化工事、老朽管更新工事。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益4億9,842万1,000円、第1項営業収益4億2,725万8,000円、第2項営業外収益7,116万3,000円。

支出、第1款事業費4億4,822万円、第1項営業費用4億3,433万3,000円、第2項営業外費用1,088万7,000円、第3項特別損失100万円、第4項予備費200万円。

2ページ目を御覧ください。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の総額は、次のとおりと定める。

資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,027万5,000円は、当年度消費税資本的收入支出調整額2,860万7,000円、建設改良積立金5,839万円、当年度損益勘定留保資金3,327万8,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的收入3億2,783万1,000円、第1項負担金936万5,000円、第2項加入金1,059万3,000円、第3項企業債及び他会計借入金2億6,000万円、第4項国庫補助金4,787万3,000円。

支出、第1款資本的支出4億4,810万6,000円、第1項建設改良費4億2,671万7,000円、第2項企業債及び他会計償還金2,138万9,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水道事業支援システムレンタル業務委託、期間、令和8年度から令和13年度まで、限度額3,564万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

3ページ目を御覧ください。起債の目的、重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新業務、限度額2億6,000万円、起債の方法、普通貸付(証書借入)又は証券の発行、利率5%以内(ただし、利率見直し方法で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、財務状況その他の都合により据置期間

及び償還期限を省略し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の合計の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与4,141万3,000円。

(2) 交際費5万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、4ページ目を御覧ください。4ページ目から6ページ目の実施計画となります。

次に、7ページ目が予定キャッシュフロー計算書になり、8ページ目から12ページ目が、予算明細書として人件費に係る説明となっております。

13ページ目は、債務負担行為に関する調書でございます。続く14ページ目から17ページにかけて、令和8年度の予定貸借対照表を記載しております。

次に、18ページ目から23ページ目は、令和7年度の予算の現時点の予定とされる損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。

続く24ページから25ページ目までが、令和8年度滑川町水道事業注記事項となります。後ほどご確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、26ページ目をお開きください。令和8年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧ください。先ほどご説明いたしました実施計画書の内容を詳細に記載したものでございます。主なものについて順次説明申し上げます。

まず、収益的収支及び支出についての収入について、款1事業収益は4億9,842万1,000円で、前年度当初より1億1,201万3,000円の増額です。項1営業収益、目1給水収益は、水道使用者からいただく水道料金で、令和8年4月より水道料金の改定に伴う増額になります。4月より水道料金の基本料金の減免事業を実施するため、前年度より5,800万円の増額を計上しました。

次に、27ページを御覧ください。項2営業外収益は7,116万3,000円で、前年度より5,457万1,000円の増額でございます。目2他会計補助金、令和8年度水道事業料金減免事業に活用するため、一般会計からの補助金として5,390万円が増額の主な要因となっております。

28ページを御覧ください。支出についてご説明申し上げます。款1事業費、前年度より7,951万

1,000円の増額の4億4,822万円を計上いたしました。項1 営業費用は、配水場の機器の維持管理や県からの水道用水の購入のための費用になります。目1 原水及び浄水費は、前年度より4,982万円の増額の2億1,181万7,000円を計上いたしました。増額の要因は、令和8年4月より県水の受水単価が税抜き立米61円78銭から立米74円74銭に値上がりによるものでございます。

29ページを御覧ください。目3 業務費は、前年度より193万7,000円の増額の3,770万5,000円を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に係る経費が主なもので、節8 委託料に新規事業として水道料金減免処理対応業務委託料として200万円を計上いたしました。

30ページを御覧ください。目4 総係費5,670万7,000円は、前年度より614万5,000円の増額でございます。

31ページ下段、節19負担金の航空写真撮影業務負担金として231万円を計上しました。3年に1度、税務課に負担する金額として117万5,000円を計上したことが増額の要因となっております。

続きまして、32ページを御覧ください。項2 営業外費用は、目1 支払利息、企業債取扱諸費に788万6,000円を計上しました。項3 特別損失、目1 過年度損益修正損については、水道料金の不納欠損分でございます。

続きまして、33ページから資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。最初に、収入からです。款1 資本的収入は3億2,783万1,000円で、前年度より3,852万8,000円の減額でございます。項1 負担金は、消火栓設置工事負担金として936万5,000円で、前年度より1,585万1,000円の減額でございます。今年度は、設置基数が減ったことによるものでございます。項2 加入金は1,059万3,000円を計上しました。項3 企業債及び他会計借入金は、前年度より7,000万円減額の2億6,000万円を計上しました。項4 国庫補助金は資本的整備総合交付金で、工事費の3分の1に当たる4,787万3,000円を見込みました。

次に、34ページをお願いします。支出になります。款1 資本的支出は4億4,810万6,000円で、前年度より2億3,531万8,000円の増額でございます。項1 建設改良費の4億2,671万7,000円は、前年度より2億4,120万4,000円の増額で、主な要因は目1 配水設備拡張費、節1 委託料が前年度より170万5,000円の増額のほか、節2 工事請負費で2億3,847万1,000円の増額でございます。令和4年度から実施している重要給水施設配水管路耐震工事に2億3,276万円を計上しました。老朽管更新工事として4,230万6,000円を計上しました。配水場の電気計装設備の更新修繕工事2,500万円と3号タンク緊急遮断弁更新工事として1,700万円を計上しました。

次の項2 企業債及び他会計償還金は、前年度より588万6,000円減額の2,138万9,000円を計上しました。

以上、雑駁ではございますが、水道事業の令和8年度水道事業会計当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号 令和8年度滑川町下水道事業会計予算の議定について、ご説明申し上げ

げます。

予算書35ページを御覧ください。

令和8年度滑川町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度滑川町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業。ア、処理戸数5,785世帯。イ、有収水量126万415立米。ウ、1日平均有収水量3,453立米。

(2) 農業集落排水事業。処理戸数470世帯。イ、有収水量11万2,429立米。ウ、1日平均有収水量308立米。

(3) 浄化槽事業。ア、処理戸数178世帯。イ、有収汚泥量493立米。ウ、1日平均有収汚泥量1.35立米。

36ページを御覧ください。第3条、4条については、款のみの読み上げとさせていただきます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款公共下水道事業収益3億7,469万7,000円。

第2款農業集落排水事業収益1億1,466万9,000円。

第3款浄化槽事業収益2,957万9,000円。

支出、第1款公共下水道事業費3億6,361万5,000円。

第2款農業集落排水事業費1億1,466万9,000円。

第3款浄化槽事業費2,957万9,000円。

37ページを御覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,715万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収入調整額1,036万1,000円、過年度分損益勘定留保資金の3,679万4,000円で補填するものとする。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入1億6,393万円。第2款農業集落排水事業資本的収入2,475万9,000円。第3款浄化槽事業費資本的収入1,643万円。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出1億9,673万4,000円。38ページを御覧ください。第2款農業集落排水事業資本的支出3,870万1,000円。第3款浄化槽事業費資本的支出1,683万9,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

水洗化促進改造資金支出に伴う利息の補給、期間、令和8年度から償還期間まで、限度額、利子補給相当額。

水洗化促進改造資金融資に伴う金融機関に対する損失補償（令和8年度分）、期間、令和8年度以降、限度額、元金、利子及び延滞利子に対する損失補償額となります。

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、流域下水道事業、限度額9,230万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業債、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

起債の目的、浄化槽事業、限度額180万円。起債の方法、同上。利率、同上。償還方法、同上。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用及び特別損失の間。

（議会の議決を経なければ流用できない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費2,867万9,000円。

（他会計からの補助金）

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計への補助金を受ける金額は6,582万7,000円と定める。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、40ページから下水道事業予算に関する説明書ですが、初めに、40ページから44ページが実施計画書となっております。

次に、45ページから予定キャッシュフロー計算書となり、46ページから50ページまでが、給与費明細書として人件費に係る説明書となっております。

次に、51ページから債務負担行為に関する調書でございます。続く52ページから55ページにかけて、令和8年度予定貸借対照表を記載しております。

次に、56ページから61ページには、令和7年度予算の現時点の予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しております。

続く62ページから64ページまでが、令和8年度滑川町下水道事業特記事項となります。これらの項目に関する説明につきましては、割愛させていただきます。

それでは、予算内容の主なものについて説明させていただきます。65ページから令和8年度滑川町下水道事業会計事項別明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入について、款1公共下水道事業収益は、前年度より1,247万1,000円の増額の3億7,469万7,000円を計上いたしました。

項1営業収益、目1下水道使用料は2億5,000万円を計上しました。4月より下水道使用料の改定により5,200万円の増額を見込んでおります。

項2営業外収益は1億2,457万7,000円で、前年度より3,958万9,000円の減額でございます。目3他会計補助金として3,119万3,000円、目4長期前受金戻入で762万1,000円の減額としました。

65ページ中段を御覧ください。款2農業集落排水事業収益は、前年度より534万7,000円減額の1億1,466万9,000円を計上しました。

項1営業収益は、目1農業集落排水使用料2,000万円は、前年度より380万円の増額で、4月より実施される使用料の改定による増額でございます。

項2営業外収益は9,466万9,000円で、前年度より914万7,000円の減額でございます。目1他会計負担金、目2他会計補助金、目3がそれぞれの減額になったことが要因になります。目1他会計負担金は4,638万6,000円、目2他会計補助金は1,995万円を計上いたしました。

続きまして、66ページを御覧ください。款3款浄化槽事業収益は、前年度より88万7,000円増額の2,957万9,000円を計上しました。

項1営業収益、目1浄化槽使用料1,239万8,000円を計上しました。

第2項営業外収益は1,718万1,000円で、前年度より68万7,000円の増額でございます。目1他会計負担金は1,079万7,000円、他会計補助金は201万6,000円を計上しました。

続きまして、支出となります。款1公共下水道事業費用は、前年度より379万8,000円の増額の3億6,361万5,000円を計上いたしました。

項1営業費用、目1管渠費は1,875万7,000円で、前年度より181万円の減額でございます。

68ページを御覧ください。目5減価償却費は1億3,504万5,000円を計上しました。

69ページを御覧ください。款2農業集落排水事業費は、前年度より524万円減額の1億1,466万9,000円を計上しました。

目1処理場費は、処理場費の維持管理費の費用で、前年度より811万3,000円の増額となっております。野原・土塩維持管理負担金の増額が要因になります。

70ページを御覧ください。目4減価償却費は4,828万2,000円を計上いたしました。

73ページを御覧ください。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

初めに収入からです。款1公共下水道事業資本的収入は、前年度より2,730万円減額の1億6,390万円を計上いたしました。

項1企業債は、市野川水循環センターの建設の滑川分の支払い分に充てる財源として起債を行う

もので、令和８年度当町の負担額として9,230万円を計上しました。

項２他会計負担金としまして、企業債償還金の一部を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分で、前年度より3,840万円減額の6,930万円を計上しました。

続きまして、款２農業集落排水資本的収入2,479万9,000円を計上しました。

項１国庫補助金600万円は、和泉地区農業集落排水施設維持管理適正化計画作成の農村整備事業国庫補助金になります。

項２他会計負担金1,665万9,000円を計上しました。

続きまして、款３浄化槽事業費、資本的収入は1,643万円を計上しました。

項１企業債180万円は、公設浄化槽設置の町負担の浄化槽事業費起債の借入れ分になります。

項２国庫補助金650万6,000円は、公設浄化槽事業費の国庫補助金になります。

項３県補助金450万円は、県より浄化槽整備費として補助金を頂くものになっております。１基当たり50万円の補助となっております。

項４他会計負担金250万円を計上しました。

項５負担金及び分担金は、浄化槽設置に関わる設置者からの分担金になります。

続きまして、支出になります。

74ページを御覧ください。

款１公共下水道資本的収入は、１億9,673万4,000円を計上しました。

項１建設改良費、令和８年度は大きな管渠埋設工事の予定はございません。目２流域下水道建設負担金は、前年度より1,047万3,000円の増額の9,236万4,000円を計上しました。

項２企業債償還金１億226万8,000円を計上しました。

項１建設改良費目１建設改良費につきましては、公共下水道のますが設置してない場所につきまして、３か所相当210万円を計上いたしました。節２委託費として、和泉地区農業集落排水維持管理適正化計画策定業務として650万円を計上いたしました。

項２企業債償還金3,010万円を計上しました。

次に、款３浄化槽事業費資本的支出1,638万円を計上しました。

項１建設改良費は1,401万3,000円、公設浄化槽の設置工事の費用となります。

最後に、項２企業債償還金282万6,000円を計上しました。

以上、雑駁ではございますが、下水道事業の令和８年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎総括質疑

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより、町長、教育長の施政方針演説並びに議案第17号から議案第22号までの予算議案６議案

に対する総括質疑に入ります。

質疑時間は、質問者 1 人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。再質問はできるだけ避けてください。

なお、総括質疑の内容は総括的な質疑とし、詳細な個別質問は行わないことになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質疑ありますか。

阿部議員、演壇にて質疑願います。

〔5 番 阿部弘明議員登壇〕

○5 番（阿部弘明議員） 5 番、阿部弘明でございます。総括質疑に参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、令和 8 年度予算、町の財政の問題とコミュニティセンター建設計画についての質問を行います。

町の実質公債費比率は、2005年度14.7％を最高に、それ以降10から11を推移してきました。2017年、2018年に12％を超えたこともありましたが、2021年以降は8.9％、7.7％、7.5％、去年は7.2％となっています。これは、町の努力によって財政の健全化が図られた成果だと考えます。

一方で、全国の市町村の実質公債費比率を見ると、令和 6 年度の平均値は5.6％、埼玉県の平均は5.0％となっています。これから見ると、滑川町の数値は高いと感じますが、どうお考えでしょうか。

この数値は、町の一般財源に対する借金返済額の割合を示すものです。この比率が高いほど借金の返済の負担が大きくなり、自由に使えるお金が少なくなります。高い比率の場合、将来的に新たな借入れが難しくなるなど、財政運営に支障を来す可能性も出てきます。

実質公債費比率は、財政健全化法に基づく基準値が設定されています。早期健全化基準は25％、財政再生基準は35％とされています。これらの基準を下回ることが財政運営上の健全性を示す指標となりますが、しかしこの基準値はイエローカード・レッドカードであり、下回っているからよしとすべきではありません。

ところが、本議会に提案されている第 6 次滑川町総合振興計画で出されております重要項目達成指標に、現在7.2％の実質公債費比率を 5 年後の目標値として12.2％以下としております。これは、財政健全化に逆行する財政目標ではありませんか、お伺いいたします。

なぜこのような高い目標値なのかとの問いに、町からは、今後施設の老朽化に伴う改修工事を行う旨の答弁がありました。この計画は、既に令和 3 年に公共施設個別施設計画、令和 4 年に公共施設等総合管理計画を改定し、4 年経過をしております。既にその具体化が図られなければならないのではないのでしょうか。

この計画は、町の41施設の劣化度を調査し、主な施設では、総合体育館や文化スポーツセンター

の劣化度が60、コミセンは同51と判断し、令和7年度までにコミセンについては3億6,370万円、総合体育館については5億540万円、文化スポーツセンターについては1億3,990万円で大規模改修を行う予定になっていました。学校施設については、令和7年度までに滑中の運動場2億179万円、宮小の校舎は7億4,720万円、福田小校舎は4億9,000万円をかけて長寿命化改修を行う予定になっていたのではなかったですか。なぜそれが頓挫したのか、お伺いいたします。

町は、公共施設等総合管理計画と個別施設計画策定に、令和2年1,765万円、令和3年に317万円、合計2,000万円超が支出されました。ところが、町はこの両計画をさらに改定するために、令和7年度の委託費として737万円、今年度の予算では583万円もの予算を組もうとしております。2,000万円超の委託費が無駄になってしまったのではないですか、お伺いします。

個別施設計画では、コミセンについてこうあります。集会施設、コミュニティセンター、財政運営上、複合施設建設の見込みが立たない状況です。今後の方針、複合施設建設の検討状況を見据えながら、計画的な修繕、改修等による長寿命化について検討をしていきますとしています。財政運営上の理由から、複合施設建設から計画的な修繕、改修等による長寿命化を選択をしてきたのではないのでしょうか。それを変更してコミセン建設を優先させたため、全ての計画を見直さざるを得なくなったのではありませんか、お伺いします。

コミュニティセンター建設計画は、大塚町長の公約ということで進められてきました。しかし、トップが代わってもそれまで進められてきた事業計画が変更されることは、住民に不利益をもたらす、住民生活に混乱をもたらすことになりかねません。ここからは、行政の継続性の重要性は明らかだというふうに思います。

本議会に提案された令和8年度一般会計予算には、コミュニティセンター建設工事費に係る費用として、コミュニティセンター整備事業債4億5,980万円、公共施設整備基金から1億5,490万円の支出が提案されています。さらに、債務負担行為として、令和9年度にコミュニティセンター建設事業に限度額9億1,518万円が提案されております。これらの起債が今後の公共施設の改修や起債へ及ぼす影響についてお伺いします。

今、町民の皆さんは物価高騰で苦しんでいます。町は、今年度さらに国保税の連続引き上げ、また上下水道料金も引き上げる予定になっています。こんなときに、莫大な借金をしてまでコミセン建設に町民の税金をつぎ込む必要があるのでしょうか。借金を膨らますと、今後も住民の福祉施策を削らざるを得なくなります。コミュニティセンターの建設計画の中止を求めます。少なくとも今は立ち止まり、財政を町民の暮らしを守るために充てるべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

以上、私の総括質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩とします。再開は午後2時15分とします。

休 憩 （午後 2時03分）

再 開 (午後 2時15分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

町の財政の問題とコミュニティセンター建設計画について、稲村総務政策課長に答弁を願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の総括質問に答弁いたします。

初めに、質問にあります実質公債費比率について申し上げます。本比率は、平成20年度に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算から各地方公共団体で算出している数値になります。この数値は、実質公債費比率のほか、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率があり、これらを総称して健全化判断比率と呼び、地方公共団体は、毎年度、前年度決算に係る健全化判断比率を算出して、監査委員の意見を付した上で、これを議会に報告することとなっております。

実質公債費比率につきましては、地方公共団体の借入金に係る返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3か年決算の平均値により算出をされます。

これまでの滑川町の本指標の推移を振り返りますと、平成19年度における数値が10.6%、平成20年度が10.5%、平成21年度が11.1%であり、その後は11%から12%台を推移しており、平成30年度の12.2%がピークとなりました。その後は、令和元年度が11.8%、令和2年度が10.2%と数値は下降し、令和6年度は7.2%まで下がっている状況となっております。

本比率については、先ほどご説明したとおり、借入金の返済額の大きさを町の財政規模に対する割合で表したものでありますが、特に令和元年度以降に数値が下がっている要因については、確かに町の財政健全化の取組による成果もありますが、この要因のみだけではなく、数値の算出に当たっての町の財政規模の算出上の要因も大きいと考えております。

この町の財政規模とは、詳しくは標準財政規模と呼ばれますが、標準財政規模は各年度における通常収入される税収のほか、普通交付税や臨時財政対策債を加算した標準的な行政サービスを行うための一般財源を示しております。

令和2年度以降の実質公債費比率の数値の減少の要因については、コロナ禍における国の経済対策による自治体への財政支援の要因もあり、具体的には年度途中における普通交付税の追加交付や令和3年度には臨時財政対策債の発行額の増額等もあったことにより、本比率の算定における標準財政規模である分母の値が大きくなることで数値が減少している背景もあるのが現状でございます。

第6次滑川町総合振興計画前期基本計画における目標値となる実質公債費比率は、令和12年度における将来値12.2%以下についてですが、総論といたしましては、今後の実質公債費比率の見込みについては、標準財政規模の著しい伸びが見込めないと想定される一方、普通建設事業の実施に伴

う借入金の増額や元利償還金の増加が見込まれているため、今後実質公債費比率は上昇する可能性が高いと考えています。ただし、今回設定の目標値は比較的ゆとりを持った数値であり、これを超えることはないと思定しております。

なぜこのような数値目標を設定したのかを改めて申し上げますと、町としては、今回定めた目標値が足かせとなり、総合振興計画における実施事業の計画が推進できないことは避けなければならない一方、地方債を必要以上に借り入れし、将来負担の増大を引き起こすことも町としては避けなければいけないと考えております。

したがって、本比率における目標値の設定に当たっては、過去の町の財政指数を振り返り、その数値を超えることがないように財政運営上留意するためにも、本比率の過去最大値であった平成30年度決算の12.2%を一つの基準とすることで設定したものでございます。ただし、これまでと同様に健全な財政運営を行うことは当然のことと考えております。

なお、財政健全化法では、市町村にあっては財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準は25%以上で、財政再生計画の策定が必要となる財政再生基準は35%以上と定めています。目標値については、これらの基準値の半分以下を大幅に下回るものであることは言うまでもありません。

実質公債費比率は、先ほど申し上げたような国の財政対策による財政支援等による要因のほか、近年では借入れ金利の上昇による利子の返済額の増加傾向等の要因、また本比率の算定に当たっては、町の一般会計だけではなく、町の公営企業会計や町が加入している一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられる繰入金や負担金も算定の対象となることから、言わば町の裁量によらない外的要因も左右されることがあり、これによる今後の数値を見通すことは多少困難な面もございますが、町としては近隣自治体の数値状況を確認しながら過度に数値が上昇することがないように、これまで同様に健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の町の公共施設整備計画について申し上げます。近年は、町においても公共施設のほか道路や橋梁等のインフラ施設の老朽化対策が急務となっております。この背景としては、高度経済成長期に建設された公共施設や都市基盤の多くが老朽化しており、施設の改修や更新時期を迎えていることは既にご承知のことと思います。

近年の社会構造の変化や社会保障関係費の増大等の影響に伴い、今後、公共施設等を適切に維持していくために多額の財政負担が生じることとなるため、中長期的な視点から今後の公共施設の維持管理に係る財政負担を平準化させること、また効率的な公共施設の管理運営の推進を目的に、平成28年度に滑川町公共施設等総合管理計画、令和3年に滑川町個別施設計画を策定いたしました。特に、個別施設計画においては、今後の実施計画として各公共施設の将来的な施設整備計画を記載しております。本計画では、各公共施設の劣化度の調査及び建物の築年数から各公共施設の健全度を算出することで、整備の優先度を明らかにした上で施設整備に取り組むこととされております。

施設の整備に当たっては、総合振興計画をはじめとした各種個別計画に基づく基本方針のほか、

事業の緊急性、財政状況等も考慮しなければならず、またそのときの社会経済情勢や町を取り巻く状況にも留意しながら事業を進めていかなければなりません。

特に、多額の財源が必要となる公共施設の整備に当たっては、その財源の確保が重要となります。国や県の補助金や交付金、起債の交付税措置等の有無なども重要で、これら要素を総合的に判断した上で事業に着手する必要があると考えております。

その上で、新しいコミュニティセンターの建設に当たっては、文化振興と生涯学習施設の拠点整備として、25年前の平成13年から始まった第4次総合振興計画から明確に位置づけられている事業になります。途中、総合体育館や図書館との複合化について検討された時期もありましたが、現在の第5次総合振興計画においても文化振興と生涯学習施設の整備は重点施策として位置づけております。

一方、阿部議員が指摘するように、財政負担軽減の視点から公共施設個別施設計画の中でコミュニティセンターの長寿命化についても検討しております。5年前の令和3年策定の本計画では、令和7年度に約3億6,370万円のコミュニティセンター本体に係る長寿命化対策工事を計画しておりました。現在の人件費、物価高騰等から判断すると、今ではさらなる大幅な増額が予想されております。

現在のコミュニティセンターは、昭和54年に建築されてから47年となります。施設の老朽化が進んでおり、簡易補修では直せない箇所が出てきているのも事実でございます。特に、給排水管や空調設備の更新は喫緊の課題であり、今後も使い続けるとなると大きな改修工事が必要と、膨大な費用を費やすと思われます。さらに、旧耐震化基準で建てられているため、緊急避難所としても利用はできません。また、今では町民の文化活動も多岐にわたり、内容も変わりつつあります。今後、さらに多様化が進む町民ニーズに対応できる施設が求められております。こうしたことから、町民の文化振興と生涯学習推進のため、新しいコミュニティセンターの整備が必要となったわけであり、引き続き、建設事業の実現に向けて力を注いでまいります。

建設を進めるに当たっては、施設の整備方針として、コンパクトでメンテナンスがしやすいことを掲げております。事業費を抑えつつも、若者から高齢者まで幅広い世代が利用しやすい施設となるよう、実施計画を進めております。

さらに、町の財政的負担が最小限になるよう、国や県にも補助金の活用を相談しているところでございます。事業の推進に対し、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、コミュニティセンターの建設事業は総合振興計画にも位置づけており、公募を含めた外部委員の建設委員会、こども・若者委員会、パブリックコメント等を実施、議会にも、その都度、全員協議会で報告し、予算等についても議会の議決をいただいて進めてきた事業になります。

私どもは、議会で審議いただいた議決を重く受け止めております。議会制民主主義の観点からも、令和8年度に事業を進めるこの時期に、事業の中止や立ち止まることはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ほかにございますか、質疑。

○5番（阿部弘明議員） 1点だけ再質問させていただきます。

今、最後に、私、総括質問の中で、町民の生活問題について触れさせていただきました。本当に物価高騰がまだまだ続くし、今回、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃で、原油価格の高騰も予想されています。本当に緊急事態に、町民の暮らしはそういう状況になるのではないかなというふうに思うわけなのです。そういうときに、本当にこのまま進めていいのかというのが、そこを、今立ち止まるということもできないのかと、今回この算の中で議決をすれば、建設へどんどん進もうというところなのですから、この時点でどうなのかなという思いがあるのです。それについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

確かに、町民の物価高での経済的な大変さ、また近日でのイランの紛争等ございます。こういったものにつきましては、今後、国のほうから交付金等が来た場合には優先的に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、また物価高、またこういった国際紛争というのは国で行うべき政策であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして、総括質疑を終結します。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第22号 令和8年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本案については13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することに決定しました。

◎予算審査特別委員会委員の選任

○議長（内田敏雄議員） 引き続いて、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長を除く13人全ての議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く13人全ての議員とすることに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会は、3月9日及び3月10日のいずれも午前9時から議場で開きます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（内田敏雄議員） 日程第27、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書を議題とします。

本請願は中西文寿議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いいたします。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 議席番号12番、中西文寿です。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書につき、内容の説明をいたします。

請願書を1枚おめくりください。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書提出の件

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発行しました。現在同条約に署名・批准・参加した国は99か国・地域（2025年9月6日現在）に広がって国連加盟国193か国の過半数を占めるに至りました。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがよく求められています。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日４日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 ２時４１分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和8年第251回滑川町議会定例会

令和8年3月4日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（１３名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	議員		５番	阿部弘明	議員	
６番	西宮俊明	議員		７番	北堀一廣	議員	
９番	赤沼正副	議員		１０番	原徹	議員	
１１番	谷嶋稔	議員		１２番	中西文寿	議員	
１３番	吉野正浩	議員		１４番	井上章	議員	
１５番	内田敏雄	議員					

欠席議員（１名）

８番 松本幾雄 議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聡
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課副課長	高坂真理子

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	大林具視
書記	宮島美咲

録 音 早 川 裕 美 子

○議会議務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第251回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、8番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日、執行部からの出席で、神田上下水道課長に代わりまして高坂上下水道課副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項の全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 北 堀 一 廣 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位1番、議席番号7番、北堀一廣議員、ご質問願います。

〔7番 北堀一廣議員登壇〕

○7番（北堀一廣議員） 雨上がりの朝です。皆さん、おはようございます。議席番号7番、北堀一廣です。

まず、間もなく東日本大震災発生から15年の時を迎えますが、改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りを申し上げます。また、今なお避難を余儀なくされている人々が一日も早く日常生活に戻れますよう、切に願います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、今年10月3日をもって大塚町長の任期満了に当たり、質問をいたします。まず、歴代町長

の取り組まれた主な施策ですが、小久保正男氏、学校給食開始、昭和53年、役場庁舎完成が昭和56年、そして、滑川町町制施行、昭和59年。次に、大塚松男氏、保健センター開館、平成元年、二ノ宮山周辺整備決定、平成元年。次に、上野昇氏、防災行政無線開局、平成6年。区画整理事業により「みなみ野」誕生、平成8年。諸証明自動交付機運用開始、平成9年。吉田昇氏、なめがわ森林モール誘致・オープン、平成18年。月の輪小学校開校、平成22年。それから、デマンド交通運行開始、平成28年。続きまして、大塚信一現町長であります。スクールバス運行開始、令和5年。福祉センターの開館、令和7年など、歴代の町長に勝るとも劣らない卓越した行政手腕を遺憾なく発揮され、私はこれを高く評価いたします。よって、引き続き滑川町のかじ取りを託したいと思います。大塚信一町長の見解を伺います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、今年10月3日をもって大塚町長の任期満了に当たりについてを大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。北堀議員の一般質問に町長答弁いたします。

まずは、日頃から北堀議員をはじめとした議会議員の皆様方、さらには多くの地域の皆様方からご指導いただく中で、町長として早いもので3年と半年が間もなく迎えられます。このことに対しては、深く感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまは北堀議員からの一般質問として、滑川町をつくっていただいた大先輩の歴代町長の歴史や功績を紹介いただく中で、私に対しても歴代町長に勝るとも劣らない卓越した手腕を遺憾なく発揮されたとの身に余る賞賛の声をいただきましたことは、大変お恥ずかしい限りですが、甘んじて申し上げれば、この上ない喜びでございます。その上でさらに、引き続き町のかじ取りを託したいというお墨つきの言葉までいただき、誠に感謝に堪えない次第でございます。

北堀議員からは事前に短い返事でいいからという依頼がありましたが、せっかくですから、決意表明の前に少し時間をいただきまして、自分の考え方を述べさせていただきたいと思います。

私は、役場職員として41年、社会福祉協議会として2年間、曲がりなりにも町民福祉の向上のために働かせていただきました。そして、職員時代にはできなかったことや、町民の安全安心のための新たな課題の解決、さらには、次の世代に希望をつなぐため、町長として行政を運営することを選択し、4年前に立候補し、ここに現在至っております。

行政のトップに求められることは何か、それは常に町民の声や社会、地域の声に学び、しっかりと行政を前に進めることと理解し、毎日毎日自問自答しながらの日々を送っているのが正直なところでございます。町長という身は、みこしに担がれ、ちやほやとはやし立てられ、一見華やかに見えるが、実に孤独な身だということを常に考えておくようにと、先輩の町長から、さらには周りの

経験者から教示をいただいておりますが、まさにそれを実感しております。だからこそ、武道の精神と言われる心技体ではありませんが、強い心と信念を保ち、心身共に健康で元気はつらつ、まさにピカッと輝く行政に取り組む、そして偉ぶらず、笑顔を忘れずに町民に寄り添う取組が必要だと、強い決意を持ちながら仕事をさせていただいております。

4年間の公務として取り組んだ代表例を挙げますと、第1に、滑川町として画期的な事業であるスクールバスの導入は、他市町村が実施する少子化に伴う学校統廃合による遠距離通学解消の導入目的とは本質的に違うものであり、導入には様々な問題もありましたが、教育委員会を中心とした職員の努力、また保護者の皆様や地域ボランティアの協力のおかげで制度をつくり上げ、議会の皆様からも賛同をいただく中で、町長就任早々、画期的な大事業として導入することができました。

2つ目として、構想のスタート時点から建設場所など混迷を極めたとあえて言わせてもらいますが、完成した福祉センターCOCONAも福祉課管轄のこども家庭センターや社会福祉協議会、さらには、こども第三の居場所については、委託先の学童協議会の皆様の努力により、目的どおり軌道に乗せることができました。

そして、3つ目として、2年の準備期間をかけて、今、設計を終えたコミュニティセンターも、令和8年度着工を目標に、今議会予算計上し、審議入りを待つばかりです。

これらの事業は、私の選挙期間中の町内五十数回に及ぶ街頭演説により訴えてきた公約であり、町民皆様との約束でもあります。私は、選挙期間中にはできない公約は言わないという徹底した考え方で訴えてまいりました。自分と町民皆様との口約束の契約ではありますが、間もなく全てが実現できる最後の最後、まさにコミュニティセンターが完成に向かうことは、契約履行の証でもあり、心から喜んでおります。

そのほかにも、お年寄りの交通手段としてのデマンド交通も、週3日運行を約束どおり週5日運行へ改革をいたしました。

また、ハード面だけではなく、基本的なコンセプトは、滑川町を元気にする、わくわくするような町にすること、また運動期間中に炎天下の中で、ある地区でのおばあちゃん2人との約束事であった、行政サービスを実施する役場の中の雰囲気を変えることでした。私は、様々な会議やイベントなどの会合において、その必要性をPRしながら訴えさせていただき、各自治会の区長さんやボランティア団体皆様のご尽力により復活・再生した各地域においてのふれあい事業については、私も参加・交流させていただき、地域の方々に感謝しながらコミュニケーションを深めてまいりました。

加えて、町としまして、町始まって以来のさくらまつりの創設や、コロナで中止となっていた滑川まつり、町民スポーツ祭、文化芸能大会などの復活により、お世辞もあるでしょうが、町が徐々に変わってきた、明るくなってきたとの評価をいただいております。

さらには、先ほど申し上げた2人のおばあちゃんとの約束です。「あんな冷たい対応をする町役

場なんかに行きたくない」と言われたことが原因ですが、必ず窓口対応もしっかりすると約束をさせていただき、就任後、直ちに役場改革に取り組ませていただきました。窓口対応や職員の協力により新設した庁舎入り口の受付案内サービスは、全職員が交代で親切に対応していただいたことで、役場の中が明るく変わったという高い評価もいただき、まさに雰囲気が少しずつ戻ってきた、またそれ以上と感じております。これらは本当に特に職員の尽力に感謝をしております。

このような中で、今議会には令和8年度予算を計上、新たに第6次滑川町総合振興計画や、その中に構成された第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を4月よりスタートさせ、さらに明るいまちづくりを実現することを各審議会においても約束させていただいております。審議をいただいた委員さんからも、計画実現を一日も早く見たいし、厳しく監視も続けていくという期待の声も寄せられております。

以上が3年と半年間の公務の概略ですが、この間にも私自身1年、2年と公務をしながら、いろいろな角度から常に身の置き方については考えてまいりました。注意したのは、ネガティブな考え方を持つことはやめ、常に前向きな思考になるよう物事を考え、自分が奮い立つような勢いのある格言や金言に学び、さらには、県内外のトップリーダーの言葉や政策に学びながら、確実な業務遂行に努めることに重きを置いてまいりました。

そして、今、今後のことについて決意を求められているわけですが、結論から言えば、やはり町の指針として作成した令和8年度以降の数々の実施計画、また第6次滑川町総合振興計画の実現のために、再度リーダーとして歩ませていただきたいとの思いを今強くしているところです。

加えて、時代の変化により、夢や新たな政策に取り組む、まさに年頭の挨拶や議員皆様の前で申し上げたとおり、全てのことに「夢なきものに成功なし」の考えで取り組みたい考えでございます。そして、北堀議員の質問に紹介された大先輩の歴代町長の功績に改めて学び、残していただいた財産と、さらには一緒に育ってきた滑川町が大好きな町民を中心として、町民の皆様の気持ちを裏切らない政策の継続・継承が必要と強く考え、その上で、さらに新たな挑戦もしていかなばと考えております。

2期目を目指すための具体的な各論はまだありませんが、総論的には、現在、全国の自治体はどこでも抱える問題である少子高齢化や自然災害への備え、農業後継者問題等、かつてないほどの喫緊の課題をたくさん共通して抱えております。これら難題を克服したくも答えが見つからない、さらには、新たに起こることが予想される大規模災害などの防災面には特に対処していかなばならない、非常に困難な状況にあります。だからこそ地域の声をしっかり聞きながら、住民の求める声を施策にしっかり反映し、実施のために正面から向き合わなければならないと考えます。新しい挑戦、チャレンジですが、しっかりと向き合わせてください。「挑戦しない国に未来はない」というキャッチフレーズが日本を駆け巡りましたが、これを聞いたときに、同様に私も挑戦しない町にも未来はないと同じように思い、強い感銘を受けました。

以上が雑駁ですが、私の決意を述べさせていただきましたが、常に申し上げていることをもう一度最後に加えます。それは、やはり平和への思いです。残念ながら、今、中東では大変なことが起きてしまい、先が見通せません。しかしながら、終戦後80年、世界情勢がどう変わろうとも、我々には戦争のない平和な戦後の日本をつくった先輩たちがいました。我々令和をリードし生きる人間も、先輩に倣い、令和の時代の平和をしっかり守り、我々の子どもや孫たちの未来のために尽くしたい、この思いをバックボーンとして、今後も町の平和行政の業務の遂行を一途に目指します。

そして、最後の最後、地域の皆様にもさらなる町の発展に向けて今まで以上に尽力することをこの場を借りて約束し、改めて2期目に向けたチャレンジへの決意といたします。

以上、話が長くなり恐縮ですが、北堀議員の一般質問に対する答え、私の決意でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 北堀議員。

○7番（北堀一廣議員） ただいまご丁寧な答弁を大変ありがとうございました。

以上で私の感謝と敬意を表しまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、北堀一廣議員の一般質問を終わります。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位2番、議席番号9番、赤沼正副議員、質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

最初に、昨年9月の定例議会での一般質問におきまして、広島平和記念式典中学生派遣事業の必要性和その実施をお願いしたところ、本年度の当初予算に計上をいただきました。本当にありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。近年、核兵器をめぐる国際情勢は依然として不安定であり、戦争の記憶と平和の尊さを次世代に継承していくことは、地方自治体においても極めて重要な課題であると考えております。

本町では、その取組の一環として、広島平和記念式典への中学生派遣事業の予算が令和8年度計上されておりますが、派遣事業を一過性の体験で終わらせず、学校や地域全体の学びへとつなげていくことが重要であると考え、本事業の予算作成段階での概要、教育的意義等について質問をいたします。

①、事業の概要について。

②、学校教育や平和学習の中でどのような位置づけの事業とするのか。

③、町としてどのような教育的目的・狙いを持って実施していくのか。

④、派遣された生徒の学びを他の生徒や町民と共有するための取組について。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項 1、広島平和記念式典中学生派遣事業についてのうち、①、事業の概要についてを稲村総務政策課長に、質問事項 1、広島平和記念式典中学生派遣事業についてのうち、②、どのような位置づけの事業にするのかについてと、③、どのような教育的目的・狙いを持って実施していくのかについてと、④、他の生徒や町民と共有するための取組についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の一般質問、質問事項 1、広島平和記念式典中学生派遣事業のうち、①、事業の概要について答弁いたします。

終戦から80年の歳月が流れましたが、私たちがどのように時代が変わろうと、今日の我が国の平和と繁栄が国民のたゆみない努力と多くの方々の尊い犠牲の上に成り立っていることを片時も忘れてはなりません。

平和な世界を実現するためには、一人一人が平和を願い、そのために自分ができることを日常生活の中で実践できる社会や環境が必要であると考えます。そのために滑川町では、重点施策の一つに平和を掲げております。戦争体験者や被爆者の方々は非常に高齢となっており、これからも平和の希求という理想を持ち続け、さらに平和文化を進行していくに当たっては、その基盤として、若い世代の平和意識を高めることが喫緊の課題であると考えております。

昨年 9 月議会の一般質問で、赤沼議員より広島平和記念式典に中学生を派遣する事業について大変建設的なご質問をいただき、その後、総務政策課でも調査検討を進めてまいりました。戦跡や被爆地での平和学習は、若い世代が平和の対局にある戦争や原爆被害の实在を知ること、平和な生活が実は当たり前ではなく、先人の努力の上にある貴重なものであると認識を深めることで、平和意識を高め行動する機会となることと考えております。そのために、これからを担う中学生の代表として平和記念式典への参列など、被爆地広島でしかできない体験をしながら、同世代の仲間と一緒に平和の尊さや大切さを考え学ぶことを目的として行うものでございます。

募集の内容の詳細につきましては、現在検討を行っておりますが、中学生 6 名を募集し、事前学習や派遣後の報告会、翌年度の令和 9 年度の平和パネル展での報告、資料等を掲示をしていきたいと予定しております。

以上、概略の答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁をさせていただきます。

広島平和記念式典中学生派遣事業についてのうち、質問の②、学校教育や平和学習の中でどのような位置づけの事業とするかについて答弁をさせていただきます。

現在、中学校の学校教育の中で、平和学習に特化した時間を改めて設けてはおりませんが、国語・社会・英語・美術・道徳等の授業の中で、折に触れ戦争や原爆、平和に関する指導を行っております。

そのような状況の中、今回の広島平和記念式典中学生派遣事業は、被爆の実相を肌で感じ、平和の大切さを自ら考える、学んだことを地域や学校で伝える、戦争のない未来のために自分たちに何ができるかを発信するなど、目的を絞った学習や体験ができる貴重な機会であると考えています。ふだんの生活ではあまり意識することが少ない平和という状況を中学生が実体験をもって自ら深く理解し、改めてその意味を考えることができます。また、その後の参加報告会や資料展示等の機会を通して校内の生徒や広く町民へ周知することで、その思いを共有することができます。本事業は、学校教育のみならず、社会教育における平和学習といった観点からも、既存の平和資料パネル展やピースバスツアーと同様、町で行う平和啓発事業の主要事業として位置づけされるものであると考えています。

続いて、質問の③、学校教育や平和学習の中で、どのような位置づけの事業とするかについて答弁をさせていただきます。

広島平和記念式典への中学生派遣は、次世代を担う若者が被爆地である広島の空気を肌で感じ、直接の被爆体験講話や被爆遺構に触れることで、戦争の悲惨さや平和の尊さを主体的に学ぶことを目的としており、そこには3つの意義があると考えています。

1つは、本物から学ぶ被爆の実相です。教科書や動画だけでは伝わりにくい被爆者の方の言葉や熱量、平和記念資料館の展示といった本物に触れることで、戦争がもたらす悲劇を自分ごととして捉えるようになります。被爆体験が薄れ行く中、中学生が自ら現地を訪れ、その物語や重みを受け継ぐことは、歴史を風化させないためにますます重要となっています。これらの体験を通じて、参加した中学生は、二度と原爆の悲劇を繰り返してはならないという意識を強く持つようになります。

2つ目に、平和な社会を担う平和リーダーの育成です。ただ見学するだけではなく、自らが現地で感じたことを持ち帰り、周囲に伝えていく次世代の平和リーダーとなることが期待されています。戦争と平和について深く考え、将来の平和な世界の実現に向けて何ができるかを探求する姿勢を養うとともに、学校や役場などでの参加報告会などを通じて、学んだことを次世代へ伝える役割を担います。

3つ目に、多様性の尊重と対話の大切さです。平和とは、戦争がないことだけでなく、身近な人間関係でお互いを認め合い、受け入れることでもあるという視点や、異論があっても対応を諦めない

い姿勢を学びます。さらに、同世代との交流があります。全国から集まる同年代の生徒と平和学習の集い等に参加することで、異なる視点や意見に触れることができます。

これら今回の貴重な経験を通して、中学生が平和について自分なりに問い、考えるきっかけとなり、併せて当たり前の日常がいかにありがたいか、他者を認め合うことがいかに平和につながるかなど、自分たちの生活に引き寄せて考えるようになってもらいたいと考えています。

最後に、質問の4、ほかの生徒や町民と共有するための取組について答弁をさせていただきます。先ほどお話ししたとおり、本事業については、記念式典参加から帰郷後、参加報告会の開催や平和資料パネル展での参加状況の展示、町ホームページによる参加報告書の公開などを通して、校内の生徒や町民に対して広く周知することを検討しています。このことにより、派遣に参加した中学生の経験や戦争・原爆・平和に対する思い、考えを多くの人々が共有することで、一人一人が歴史を風化させない、二度と原爆、戦争の悲劇を繰り返してはならないという強い意識を持つとともに、語り部としての役割を継承することになることが期待されます。

具体的な取組については、今後、総務政策課と協議をしながら詳細を決めていくこととなりますが、記憶の風化を防ぐために様々な機会をつくり、より多くの方々に周知できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。教科書や動画で見る1945年、昭和20年8月6日は、多くの生徒にとって遠い過去の出来事になりがちです。しかし、実際に広島に立ち、体験者の声や平和への願いを直接肌で感じることは、彼らの平和への価値観の根底をつくる一生の経験になると思いますので、平和への思いが実感に変わるすばらしい企画をお願いをしたいというふうに思います。

最後に、広島平和記念式典中学生派遣事業の予算計上に当たり、事業についての思い、考えを町長に伺います。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

総務政策課長、それから教育委員会事務局長が今、答弁させていただきました。私がしゃべると、ちょっと若干蛇足になってしまうかと思いますが、昨年来の9月議会以来の経過等について若干触れながら、私の思いをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

昨年の9月定例会におきまして、ご紹介のとおり赤沼議員から一般質問をいただき、今回の広島派遣関連の質問、さらにはそのときに残り時間13分という中で、それを全て私に与えていただきまして、町長の平和の思いをそこでしゃべってくれということでお話をさせていただきました。その

ときお話ししたのが、たまたま昨年7月に埼玉県の町村会の研修で、沖縄県石垣島へ2泊3日の研修会がありました。そこで得たひめゆり祈念館、沖縄平和資料館、対馬丸資料館での研修の中から、そこに展示されている小中学生の感想文、また子どもたちの平和に対する思いをじかに読ませていただき、帰りの飛行機の中で、ここにぜひ滑川町の子どもたちを連れてこられないかということを考えながら帰ってきたというのが事実でございます。

帰り次第、役場の中の課長会議の中でそういったお話をさせていただきました。そのときはすぐに具体的にはならなかったのですが、やはり現実的な難しさも先輩町長からも聞いておりましたので、あまりすぐすぐという話はなかったのですが、たまたま9月定例会の一般質問の通告の中に、赤沼議員から広島への派遣事業についてということで質問があったということで、そこから今回の準備が進んだわけでございます。一般質問でも昨年、澄川教育委員会の事務局長、それから総務政策課長等も答えたわけですが、やはり時間がなかったということで、先進地的なまちにいろんなことを聞く中で、やはり事業の大変さが前に出てきてしまったというのが事実です。予算面、それから、そこに係る人員的な問題、それからもう日程的にもないということで、9月の定例会ではあまり具体的なお話ができなかったということであったと思います。その際、赤沼議員から、澄川局長、来年3月退職だから、しっかり筋道を立てて退職してくれという要望があったように思います。そのとおり、退職だからということではなくて、澄川教育委員会事務局長、それから稲村総務政策課長のほうで担当者とよく協議をしながら、今度の8月には派遣ができる、そういった準備を進めさせていただきました。本当に両名の努力に感謝をするところでございます。

少し話はそれるのですが、やはり広島関連と同じなのなのですが、先日のあるテレビ報道でも、中学生が広島の実験者から聞いた体験のお話をテレビでしている子どもがいました。その子どものまとめの話の中に、後世に話をつなげられる最後の世代だと、しっかり責任ある世代としてこれを認識して、次に伝承していきたいという子どもさんの言葉がありました。すばらしいなと思いました。それを課長会議等でご紹介をさせていただきました。やはり小中学生の吸収力の高いときのそういった考え方というのは、本当に将来ずっと残っていくし、またそれを平和的なものに使っていただきたいなというふうにつくづく考えています。

戦争は本当に悲惨です。戦争の犠牲者は、どんな形でどこで亡くなられても、その方にそこまで生きた人生や物語、家族や友達がいます。ですから、一つの失った命を思うと、惨劇の大きさの大小に優劣はつけることもできないし、本当に悲しい出来事です。まさに悲劇です。この話も課長のほうにさせていただきました。東京大空襲しかり、沖縄本土決戦しかり、熊谷空襲しかり、まだまだ国内に空襲だけでも、ほかにも私が知る限りたくさんあります。戦争があと1日、あと1か月、あと1年早く終わればたくさんの命が救われていたと思うと、本当に胸が苦しくなります。

「八月や 六日九日 十五日」。もう一度申し上げます。「八月や 六日九日 十五日」という読み手知らずの俳句があります。ご存じのとおり、8月6日の広島原爆記念日、8月9日の長崎原爆

の日、そして15日が終戦記念日です。日本国民が忘れてはならない日とされ、読まれた句でございます。しかしながら、日本全国の戦争犠牲者の家族、子どもには、もっともっとたくさん忘れてはいけないそれぞれの日があると思います。その全てを我々が学ぶことは不可能ですが、今回、平和首長会議、日本非核平和宣言自治体協議会に加盟する滑川町として、まずは広島での研修の計画をさせていただいたということで、ご理解をよろしくお願いいたします。

終わりになりますが、滑川町としては、この新たな平和事業のチャレンジが実りある研修成果となり、滑川町の平和事業がますます広がることを祈念し、そして、今回の澄川事務局長をはじめとした教育委員会、それから稲村総務政策課長をはじめとした総務課の皆さんに感謝を申し上げて、私からの返答にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。広島平和記念式典中学生派遣事業が成果あるものと期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位3番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議席番号11番、谷嶋稔、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

公園について。町の公園では、近年の気温上昇により、児童や高齢者が利用するのが難しくなっています。あずまやがある公園、ない公園もあります。また、現在のあずまやは狭小で、夏休みに暑さで公園遊びができず、家にいることが多くなっていると思われます。また、高齢者にとって公園は地域コミュニティーの拠点です。外に出ることで気分が晴れ、幸福感を高めます。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、あずまやがない公園には、住民の要望があれば、あずまやの設置をしてもらえますか。古くなったあずまやを新しく建て替えるときは、少し広くしてほしいという要望があればできますか。

②、暑さ対策として、地域の要望があれば、日よけを設置する考えはありませんか。

町の職員の服装について。町の職員に制服を導入しますと、モチベーションの向上、地域イメージ向上が臨めます。親しみやすい服装で住民との距離も縮まり、信頼感が増し、デザイン統一でプロフェッショナルさを保てると思います。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、町では、制服を導入するお考えはありませんか。

調整池について。みなみ野3丁目、4丁目の調整池に1メートルから2メートルの高さのススキ、チガヤ草があり、1ミリから5ミリぐらいの綿毛が綿のように空中に舞っています。洗濯物に付着

し、歩いていると服につきます。目がかゆく、鼻水が出ます。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、住民からの要望ですが、枯れ葉の穂が散る前に、調整池の草刈りを実施していただけないでしょうか。児童や住民が助かります。

森林公園駅南口車道横断について。旧埼玉縣信用金庫森林公園支店の道路を朝夕車の多い時間帯に渡る方が多いです。横断歩道があるとよいのですが、近くに横断歩道があるため、横断歩道の設置基準を満たしてはおりません。白杖を持った視力障害者の方が車の音に耳をそばだてて聞き、急いで渡り、また車道と歩道の段差を何度も杖で確認して渡るなど、駅に向かって歩いていくのをたまに見かけます。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、住民の交通安全、横断歩道に関する啓発活動をどのように図り、住民の命と安全をどのように守っていくお考えですか。対策をお聞かせください。

以上になります。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項 1、公園についてと質問事項 3、調整池についてを福島建設課長に、質問事項 2、町の職員の服装についてと質問事項 4、森林公園駅南口車道横断についてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

ここで暫時休憩をします。再開は11時とします。

休 憩 （午前 10 時 46 分）

再 開 （午前 11 時 00 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

初めに、福島建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

最初の質問事項 1、公園についての①、あずまやがない公園には、住民の要望があればあずまやを設置してもらえますか。古くなったあずまやを新しく建て替えるときは、少し広くしてほしいという要望があればできますかと、②、暑さ対策として地域の要望があれば、日よけを設置する考えはありますかについてでございますが、①と②の質問について関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

あずまやが有する機能として、休憩所、雨よけ、日陰の創出等がございます。町内には、区画整理事業により整備された街区公園がみなみ野地区に 4 公園、月輪地区に 7 公園ございます。その中で、あずまや等の休憩施設が設置された公園は、みなみ野地区で 3 公園、月輪地区で 6 公園、あずまやが未設置の公園は、みなみ野地区、月輪地区ともに 1 公園ずつでございます。

公園施設につきましては、あずまやを含め安全に公園をご利用いただくため、毎年、全てのあずまや、遊具について、専門業者による安全点検を実施しております。その点検の結果により、修繕、撤去、更新を行い、安全な施設の維持管理に努めております。

施設整備につきましては、令和6年9月議会でもお答えしたとおり、老朽化等による既存施設の更新を原則としており、現時点では、あずまや、日よけ等を含め、新たな施設の整備計画はございません。

しかしながら、谷嶋議員のご質問にもございますが、公園の持つ役割は、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が利用するレクリエーション・憩いの場であり、地域の住環境の形成、コミュニティ形成に欠かせない重要な社会基盤であると考えております。

今後、施設の更新時期に併せ、更新する施設の種類、規模等について、住民ニーズに合った施設への転換を調査研究してまいります。

次に、質問事項3、調整池について。①、住民からの要望ですが、枯葉の穂が散る前に調整池の草刈りを実施していただけないでしょうか。児童や住民が助かりますについてでございますが、まずは雨水調整池での雑草繁茂により、近隣にお住まいの皆様にご迷惑をおかけしたことに続きまして、改めておわび申し上げます。

今年度の調整池内の草刈りにつきましては、1月中頃に作業を実施していただきました。みなみ野の地内の調整池につきましては、雑草の繁茂状況により、年1回の草刈り作業を実施しております。

例年1月以降の降雨量が少なく、比較的調整池が乾き、作業車の乗り入れが可能な冬場に作業を実施しております。今年度は例年以上に雑草の繁茂した面積が大きく、それと比例して穂の量も多かったものと認識しております。通常、除草作業はシルバー人材センターへお願いしておりますが、道路等の除草作業が一段落したこの時期は、街路樹、街区公園、駅前広場等の樹木の剪定作業がメインとなり、スケジュールを組んでいただき実施しております。今後は、綿毛飛散時期を踏まえた柔軟な作業の実施を計画し、適切な維持管理に努めさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の質問事項2、町職員の服装についてと、質問事項4、森林公園駅南口車道横断について答弁させていただきます。

初めに、質問事項2、町職員の服装についてでございます。職員への制服導入については、平成26年まで正規職員を対象に貸与した経緯がございますが、現在は廃止となっております。ご質問にあるとおり、制服の導入により親しみやすさや信頼感が増すことが考えられる一方で、行政における親しみやすさや信頼感は服装の統一によって生まれるものではなく、職員一人一人が住民に寄り

添い、丁寧かつ誠実に業務を遂行する姿勢によって築かれるものであると考えております。

また、制服導入は、ジェンダーレスや多様性の尊重や、男女平等参画の観点からも慎重な検討が必要であります。従来の制服制度では、性別による着用区分やデザインの違いが前提とされる場合が多く、結果として無意識の偏見を助長するおそれがございます。こうした点は、性別にかかわらず、能力を発揮できる職場づくりを進める現代の社会的要請と必ずしも整合するものではございません。

近年では、クールビズとウォームビズを取組を統合し、年間を通じて一人一人が判断して、省エネや節電を意識した働きやすい服装で執務を行う取組であるナチュラルビズや、朝霞市が性別にとられない自分らしい服装、環境に適した心地よい服装、その場に適した調和の取れた服装、どんな方にも受け入れられる親しみやすい服装をコンセプトとした通年輕装のニュートラルビズを実施しております。

以上のことから町といたしましては、親しみやすさや信頼感の向上、職員の資質向上については、制服導入ではなく、接遇研修の充実や職場環境の改善などを通じて取り組むこととし、現時点では制服を導入することは考えておりません。公務員としての信用と品格を損なわず、住民から清潔感、好感が持たれる節度ある服装を心がけていきたいと思っております。

次に、質問事項2、森林公園駅南口車道横断について答弁いたします。森林公園駅南口を利用される視覚障害者の方については、福祉課との情報共有の中で対象者を把握しております。谷嶋議員のご指摘いただいた箇所は、町道116号線になります。この路線は、令和2年に歩道の補修と併せて、視覚障害者誘導ブロックの設置工事を実施いたしました。本工事によって、旧埼玉縣信用金庫森林公園支店から南口の交差点を通過して、駅南口までの区間を点字ブロックでつなぐものでございます。

本工事は、周辺の視覚障害者の方とも意見交換、協議を重ね、現地での確認をして工事を実施したものでございます。町としては、現在でも利用されているものと認識しております。対象となられる方には、森林公園駅南口には歩道・点字ブロック・音響式信号の整備もされている旨を改めて伝え、安全に横断していただくよう声をかけてまいります。

また、一般住民への対策については、交通安全週間の期間の啓発や広報誌・回覧・SNSを活用し、広く呼びかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。公園についてなのですけども、今の答弁で納得しました。よく分かりました。

2月7日の「10代からのメッセージ」のある児童のメッセージの中で公園について述べているのがありました。「公園で友達と楽しく遊んでいる。公園で遊ぶのはとても楽しい。あるとき、公園

がいつもきれいに整備され、草も刈られている。誰がやっているのかな。僕は公園をきれいにしてくれる人に感謝したい」というメッセージがありました。公園を引き続き整備といいますか、草刈り、いろいろお願いをして、公園のことは終わりにしたいと思います。

町の職員の服装についてなのですが、町の内外や大勢が集まる場所において、滑川町の職員であることが一目で分かるようにすることは大切だと思います。町のマークが入ったバッジなどを導入する考えはありませんか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の再質問に答弁させていただきます。

谷嶋議員のご指摘のバッジという、いわゆるスーツやジャケットの襟につける記章のことだと思いますが、町民をはじめ、相手方に対し、当該職員が公務に従事する立場であることを明示することができます。近隣でも、東松山市をはじめ、嵐山町、吉見町、ほとんどの市町村でも導入をしています。このバッジといわれる記章は、個人としてではなく、行政職員の一員である、そして職務を遂行していることを外形的に表すものであるとともに、職員自身に対しても公務の中立性・公平性、法令遵守の徹底といった自覚を促す役割を担っていると考えております。

今後は予算的な課題もございますが、まずは管理職等先行導入するなど、今後については総合的に導入に向けて検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 調整池についても大変よく分かりました。また、森林公園駅南口車道横断についても大変よく分かりました。

これで、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位4番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 議席番号13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、1、道路の整備についてですが、町道109号線（宮小・水房線）は幹線道路の位置づけとなっておりますが、幅員が狭く、車のすれ違いもやっとの状況です。また、通学路となっておりますが、歩道が整備されておらず、安全面も危惧されます。そこで、以下の点について伺います。

①、第5次から引き継いだ第6次滑川町総合振興計画・基本構想・前期基本計画（案）の道路計

画図においても、同じように町道幹線整備計画区域に指定されています。既に10年が経過しておりますが、何ら動きはないものと思います。このままでは第6次においても計画だけで終わってしまうのではないかと懸念いたします。どのような理由で実施計画にすら上がってこないのか、その理由と今後の整備についての考えを伺います。

②、上記の第6次総合振興計画の基本方針3-4-1、道路の整備でうたわれている道路整備計画はどのようなものか。以前冊子を見た記憶はあるのですが、現在、公表されているかどうかお聞きします。

2番、通学路の安全管理について。町道109号線（宮小・水房線）において、昨年8月、青々とした広葉樹が突然通学路でもある町道に倒れ、通行止めとなりました。N T T、東京電力、町当局において早急に対処しました。また、当該道路は、枯れた樹木から歩道にたくさん枝が落ち、幹もいつ倒れてもおかしくない状況でしたので、私から町当局に連絡し、民地の木ですが、伐採していただきました。

また、その後も水道タンク付近の町所有地の木も上下水道課により伐採していただきました。さらに、今年の2月初めから当該道路においてナラ枯れがあり、倒木のおそれがあると民地の樹木を依頼された民間業者が伐採しました。このように当該道路は大木が生い茂り、道路上に枝がはみ出している箇所もある状況で、日中でも薄暗く、通学路として安心安全ではありません。また、以前、不審者が出没したこともあり、水房の小学生は羽尾回りで帰宅しています。

埼玉新聞の昨年12月1日の朝刊で、国土交通省は「通学路などの街路樹優先点検」という見出しで、各地で樹木や枝落ちによる事故が相次ぎ、2018年から2022年の5年間で平均年約5,200本の街路樹が強風や病害などで倒れ、人身事故につながったケースもあったとしており、国土交通省が道路を管理する自治体向けに点検を効率的に進めるガイドラインを策定し、今年の3月までに公表するとしています。町内でも先ほど述べた道路以外にも、通学路への倒木や枝落ち等、危険な箇所があるのではないかと思います。通学路の安全安心の観点から、以下の点をお伺いします。

①、国が策定するガイドラインは、公道の街路樹を対象としているものと思いますが、先ほど申し上げた道路を含め、町内通学路に隣接している民地の樹木のパトロールも必要だと思います。この点について、道路管理者並びに通学路の安全として、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

②、民間の方でも自主的に伐採をしていただいています。町で危険と思われる樹木や道路にはみ出している枝について、地権者の理解を求め、伐採をお願いしていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

3、県道の整備促進について。県道ときがわ一熊谷線は一部片側歩道となっており、現在、大木橋で歩道整備が行われています。しかし、水房地区の上市野川橋から嵐山町川島地区では未整備のままとなっております。こうした中で、交通指導員から、関越自動車道側道を利用して中学校を行き来している生徒の県道横断は危険と指摘され、地元県議であります小久保県議にお願いし、県に

よる路面標示等で対応してきました。そして、ここで県議のご尽力により、大塚町長、佐久間嵐山町長、地元区長、議員で東松山県土整備事務所に要望活動を行い、結果として、令和8年度から歩道整備の事業化が開始されることになりました。

県の事業ではありますが、滑川町長をはじめとした関係者の要望活動により、交通指導員、地域の住民の願いであった県道の歩道整備事業が開始されます。ついては、以下の点を伺います。

①、これまで町の総合振興計画において、県道ときがわ一熊谷線の片側歩道未整備について県へ要望すると明記されてきましたが、ここで大木橋の歩道整備に続き、急に県が事業化に着手するとした経緯等について、町長にお伺いしたいと思います。

②、昨年12月、地権者等を対象に説明会がありましたが、工事の詳しい概要はありませんでした。その後において分かる範囲で教えていただきたいと思います。

4、侵入犯罪に強い住まいづくりへの補助について。最近、留守中の家屋を狙った空き巣、住民が就寝中や目を離している間に侵入して窃盗を行う忍び込み、空き家を狙った侵入窃盗が多発しています。私の家の近くでも空き家狙いの侵入等事件が2件発生し、非常に犯罪が身近に起こるようになったと感じています。

東松山警察署発行の森林公園だより（令和7年11月）では、「侵入犯罪に強い住まいづくり」と題し、防犯設備として防犯カメラ（監視カメラ）やセンサーライト等の設置を取り上げています。

他の自治体では、侵入窃盗などの発生を未然に防ぎ、地域における防犯力の向上や安全安心なまちづくりを推進するため、住宅用防犯設備を設置する世帯に対し、補助金を交付しているところもあるようです。町民が安心安全で暮らせるための一助として、住宅用防犯設備は大変役に立つものと考えておりますので、以下の点について伺います。

①、東松山警察署管内及び町内における空き巣、侵入窃盗などの推移等概要を伺いたいと思います。

②、近隣自治体で家庭用の防犯設備に対し、補助金を交付している団体とその概要について。

③、当該補助についての所見と、補助制度の導入についての考えを伺いたいと思います。

以上で、私からの1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、道路の整備についてと、質問事項2、通学路の安全管理についてのうち、①、点検について道路管理者の見解と、②、樹木や枝の伐採についてと、質問事項3、県道の整備促進についてのうち、②、工事の概要についてを福島建設課長に、質問事項2、通学路の安全管理についてのうち、①、点検について教育委員会の見解を澄川教育委員会事務局長に、質問事項3、県道の整備促進についてのうち、①、県が事業化に着手するとした経緯等についてを大塚町長に、質問事項4、侵入犯罪に強い住まいづくりへの補助についてを稲村総務政策課長に、それぞれ答弁願います。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 (午前 1 1 時 2 4 分)

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

初めに、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

質問事項 1、道路の整備についてのうち、①、どのような理由で実施計画すら上がってこないのか、その理由と今後の整備についての考えはについてでございますが、まず町道109号線についてでございますが、起点は、旧県道深谷一東松山線の町道159号線との丁字路になります。終点は、県道ときがわー熊谷線の旧道町道7095号線までとなっており、延長約1,600メートル、幅員4.4メートルから13メートルの1級町道となっております。

町道109号線の道路計画は、第4次総合振興計画から計画があり、この計画に基づき、当時の国庫補助事業、まちづくり交付金事業を活用して、宮前小学校下丁字路から子育て支援センターまでの間が歩道未整備であったことから、歩道整備と道路改良工事を平成18年から平成20年度の3か年で測量設計、用地買収工事を実施いたしました。

ご質問の幼稚園入り口から県道ときがわー熊谷線までの間の道路改良についてでございますが、現在は、橋梁の修繕や舗装修繕といった既存インフラ施設の整備を進めている状況です。このため、道路改良については厳しい状況となっております。しかしながら、今後、社会情勢の変化、経済状況の変化など道路改良が可能な状況が生じた場合には、国庫補助事業として当該道路の改良が迅速に対応できるよう、第6次総合振興計画に記載しております。

次に、質問事項 1、道路整備についてのうち、②、道路整備計画とはどのようなものかについてでございますが、道路整備計画は、総合振興計画の道路計画図や滑川町橋梁長寿命化修繕計画、滑川町横断歩道橋長寿命化修繕計画、舗装の個別施設計画を指しております。この計画に基づき、道路整備及び橋梁の修繕、舗装修繕事業を進めております。また、全ての計画は、町のホームページで公表をしております。

次に、質問事項 2、通学路の安全管理についてのうち、①、民地の樹木の点検について、道路管理者としての見解についてでございますが、まず昨年8月の倒木の際は通行止めとなり、地元に変な迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

また、国土交通省が街路樹点検の実施促進のためのガイドライン作成のため、検討会を重ねていると伺っております。現在、町では、シルバー人材センターによる道路パトロールをおおむね週2回、年間95回実施しておりますが、舗装道路の補修作業、除草作業が中心となっております。また、

今年度からは、雨水対策として、除じん機等の目視点検、水路や側溝等の状況確認や簡単な清掃作業も行っております。今後は、可能な限り、街路樹や民地から張り出した樹木に危険箇所がないかについてもパトロールするようにしてまいります。また、台風、豪雨、雪、強風後、職員でのパトロールも現在以上に強化してまいります。

次に、質問事項２、通学路の安全管理についてのうち、②、町で危険と思われる樹木や道路にはみ出している枝について地権者に理解を求め、伐採をお願いしていただきたいについてでございますが、町では、「道路上に張り出している樹木の管理をお願いします」の内容で、ホームページや広報紙にて周知をしております。また、個別に危険箇所を発見したり、通報があった場合には、担当で現地を確認し、地権者へ連絡を取り、剪定や伐採をお願いしております。山林等の場合、地権者が分からず苦慮することもあります。法務局等で調査、町内はもちろんですが、近隣市町村の場合も訪問し、剪定、伐採を丁寧をお願いしているところです。今後も定期的にホームページや広報紙に掲載して、周知を図ってまいります。

次に、質問事項の３、県道の整備促進についてのうち、②、説明会後の工事の詳しい概要についてでございますが、県道ときがわ一熊谷線の歩道設置説明会が令和７年12月23日に、埼玉県東松山県土整備事務所の主催で行われました。現在、歩道が未整備になっております県道の東側に、市野川に架かる上市野川橋から、嵐山町川島地内まで延長約700メートル、幅員3.5メートルの歩道を設置し、両側歩道にする計画です。歩道の端には側溝、車道との間には歩車道境界ブロックの設置を予定しております。令和８年１月23日には、歩道設計業務委託を、２月５日には、測量業務を契約、締結したと伺っております。２つの業務委託とも７月末までの委託期間となっております。今後は、順次、現場の測量に取りかかり、設計も進んでいく状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問の２、通学路の安全管理についての１、質問の①、通学路の安全として教育委員会の見解について答弁をさせていただきます。

通学路については、その全般において、交通安全、防犯、防災の３つの観点で総合的に安全対策を行う必要があります。そのことを留意し、対策に努めております。その際には、学校はもとより、保護者、地域の方々、ボランティアの方々、警察や道路管理者等、関係機関と連携を図りながら対策をしていくとともに、小学校、中学校といった校種、学年等に応じた安全教育を計画的かつ継続的に同時進行で実施していくことが、より効果的であると考えています。

具体的な安全対策として、次の４つの対策を推し進めることで、より実効性のあるものになると

考えます。①、安全な通学路の設定と安全点検、②、危険箇所の把握と周知、③、安全対策の実施、④、安全教育の実施となります。この4つの対策のうち、①の対策の安全点検及び点検結果を受けての②、③のハード面に対する対策の実施が今回のご質問になるかと思います。

安全点検については、児童生徒の安全確保のために非常に重要なことであると認識しており、学校を中心に、時にはPTAにご協力をいただきながら、各校とも月ごとや学期ごとに実施をしていただき、刻々と変化する通学路の現状把握に努め、その対応へとつなげてまいります。

また、登下校時の教職員による立哨指導、交通指導員や通学ボランティア、スクールガードリーダー、地域の方々による見守りの機会などから、適宜、交通事情の変化、歩道の状況、人通り、交差点やカーブの見通しなどの情報提供をいただいております、その都度、危険箇所の把握と対応にも努めております。

当該ガイドラインについては、現在、国で策定中であり、街路樹のみを対象にしたものと思われませんが、吉野議員もおっしゃるように、街路樹に限定せず、隣接地の立木や枝の張り出し等による見通しの悪化、立ち枯れ等による枝の落下や倒木の危険性についても同様に考え、対応していくことが必要であると考えます。

先ほどお話しした点検結果や様々な方からの情報提供をいただいたときも同様ですが、危険箇所などの情報を入手した場合、速やかに学校と情報共有を行い、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、町の交通安全推進担当や道路管理担当など関係機関と連携を図り、可能な限り速やかに対応を図ってまいります。

今後も先ほどお話しした3つの観点、4つの対策により、通学路の安全対策を実施し、児童生徒の安全安心な通学を確保していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、吉野議員の質問、県道ときがわ一熊谷線の歩道整備の経過についてを説明いたします。

ご質問のとおり、埼玉県との交渉が経過する中で、このたび着工の運びとなったわけですが、この間の関係者の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。記録を遡ってみますと、平成29年に当時の水房区長より、地域要望として質問の箇所である水房地区の上市野川橋から嵐山町の川島地区間の歩道整備要望が提出され、これを受けまして、町は同年9月に東松山県土整備事務所へ提出しております。

ご質問の件は、当時、私も総務政策課長の立場で参加した交通指導員会議で、地区を見守る交通指導員からも再三要望がされた箇所と記憶しておりますが、既に要望がしてあった大木橋の歩道整備も未着手だったこともあり、町内の整備優先順位が低く、採用に至らず、時間が経過しております。

した。一つの転機となったのは、いろいろな会合の際に地域要望を強くいただく中で、令和5年12月27日、県道でもあることから、地元の小久保憲一県議に重責を担っていただき、埼玉県への要望活動を実施いたしました。

嵐山町から町長代理としてまちづくり整備課長と嵐山町議会議員、滑川町からは水房地区を代表して橋本水房区長、地元議員として吉野正浩議員、そして当時の稲村建設課長の出席の下、要望活動を実施し、嵐山町、滑川町を代表して、私から直接、東松山県土整備事務所長へ歩道の設置要望書の手交をいたしました。

そして、大木橋の歩道工事も進み、めどが立つ1年少々経過した令和7年4月22日、東松山県土整備事務所長が滑川町へ来町された際に、町内の県道整備事業施工箇所のヒアリングが行われ、次の要望地として水房地域の歩道を最優先事業としたい旨を提案させていただきました。

同年8月25日に、嵐山、佐久間町長、滑川町長の私、さらに嵐山町まちづくり課長、滑川町福島建設課長、そして今回も一役を担っていただいた、要望活動の設定をしていただいた小久保憲一県議会議員の同席により、嵐山町長、滑川町長連名で要望書を再提出いたしました。その際に、埼玉県に対する東松山県土整備事務所管内事業としての本地域における計画の準備として、令和7年12月議会に予算計上、県議会の審議にかかる予定を聞いた次第でございます。

そして予定どおり、12月の埼玉県議会定例会で決定され、先ほど建設課長から説明があったように、早速、令和7年12月23日に、県道ときがわ一熊谷線の第1回の説明会が開催されたところです。この間の吉野議員さんや地元区長さんの熱心な要望活動、2度にわたる小久保県議さんによる東松山県土整備事務所とのお計らいには感謝を申し上げます。さらには、東松山地区管内を熟知された埼玉県県土整備部長、そして地元東松山県土整備事務所長の積極的な業務推進のお考えに感謝するところでございます。大変ありがとうございました。

以上が今までの簡単な経過でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、吉野議員の質問事項4、侵入犯罪に強いまちづくりへの補助について答弁いたします。

ご質問にあります東松山警察署管内及び町内における空き巣、侵入窃盗などの推移等の概要でございますが、東松山警察署管内は東松山市、吉見町、川島町、そして滑川町の1市3町のエリアとなります。この管内の住宅対象の侵入窃盗の認知件数は、令和5年が39件、令和6年が45件、令和7年が11月までになりますが、105件と年々増加傾向にあります。特に昨年は倍増しております。町内においては、令和5年が5件、令和6年が4件、令和7年が5件と横ばい傾向で、毎年侵入窃盗が発生している状況に変わりはありません。

次に、近隣自治体で家庭用の防犯設備に対し補助金を交付している団体とその概要についてで

ございますが、東松山警察署管内の状況を述べさせていただきます。この中で、家庭用の防犯設備に対し補助金等の実施状況ですが、東松山市と吉見町は補助金事業はございません。川島町は補助金制度がございます。この川島町の補助金は、対象となる防災機器が防犯カメラ、人感センサーライト、モニター付インターホン、センサーアラーム、防犯フィルム、防犯性の高い鍵、補助錠、特殊詐欺防止電話機器、そして補助対象額ですけれども、こちらは補助対象となる防犯機器の購入設置に要する費用の2分の1、ただし上限1万円となっております。また、1つの住宅に対して1回のみの申請可能となっております。

③の当該補助についての所見と補助制度の導入についての考えについてでございますが、防犯の抑止、検挙に有効な防犯カメラなどの防犯機器の設置は大変に有意義なものであると認識しております。町では、防犯カメラはプライバシー保護の観点の問題もあり、現時点で通学路や住宅地等の街頭への設置は行っておりません。そのため、各家庭においては、在宅時でも施錠するなど、各家庭でできる防犯対策をお願いしているところでございます。引き続き、各家庭において、自主的に防犯対策をお願いしていることから、街として防犯機器の設置に係る費用の補助等は予定をしておりません。今後も各自治会や防犯関係組織と連携し、引き続き地域のコミュニティーを大切にいただき、不審者を近寄らせない地域づくりにご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） まずは、県道ときがわ一熊谷線の歩道整備の件ですが、嵐山町では都市計画道路月輪一川島線、つきのわ駅の北からずっと延びる線なのですが、これが平沢一川島線と結ぶ計画となっております。その道路を中心として土地区画整理事業が事業化がもう決まっております、あそこが工業団地となることが分かっております。

そうした中で、こういった歩道整備が進むということで、非常に交通量が多くなる中で、安全な施設ができるということで、町長また県議をはじめとした関係者の皆様、また埼玉県の方には、大変ありがとうございました。感謝を申し上げます。

再質問させていただきます。町道109号線（宮小・水房線）の整備の件ですが、以前から本町の土木事業予算が他の自治体から比較すると若干少ないのではないかとということで、私が思うだけではなくて、前の議員からも聞いておりまして、もう少し滑川町は土木予算を上げたほうがいいのではないかとこの話はかねがね聞いておりました。高速道路上の橋梁とかという補修は、相当の金額がかかるので、相当予算はかかっているのだよという話なのですが、そういったものを除いて、整備の歳出予算に占める、そういったものを除いた土木費の割合というのがどのくらいあって、他の地方自治体と比べて、滑川町の土木費の比較を、分かれば教えていただきたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁を願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、吉野議員の再質問に答弁させていただきます。

町全体の歳出に占める土木費、なおかつその中で普通建設事業費の割合について答弁をさせていただきます。

令和6年度の決算に基づきまして率を紹介させていただきますと、まず滑川町におきましては3.4%、また隣の嵐山町におきましては7.5%、小川町4.2%、川島町4.4%、吉見町3.9%、鳩山町0.7%、ときがわ町2.4%、近隣におきましては以上のような土木費の割合となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 水房地区につきましては、宮小と水房線だけでなく、以前から羽尾水房道路も水房分がまだ未整備の状況になっております。これについては、羽尾の方から減歩して道路を造ったのに水房のほうでは、何で道路建設が遅れているのだということで、非常に指摘を受けたこともありまして、非常にそういった状況で、私も道路関係は非常に大きな問題だと自分では思っています。

そうした中で、やはりバランスよく、社会資本整備というのは意外と置いていかれてしまいそうな感もあるのですが、やはり普段から、今、パーセンテージを見た限りですと、決して高くない土木費の占める予算なのです。滑川町の予算を見ますと、いろいろコミセンの関係とか、個別施設計画とか、今後お金もかかることもありますが、この社会資本整備というのをぜひバランスよく配置していただきたいと考えております。

そうした中で、福島課長のほうから国庫事業ということで土木事業の補助がというお話を聞きましたので、こういった概要なのか、ちょっと道路整備についての概要を教えていただきたいと思いますのですが。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、吉野議員の再質問にご答弁いたします。

国庫補助事業の概要についてでございますが、一般的な道路改良の国庫補助事業は、社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業になります。この交付金を活用するためには、通常、整備計画を作成し、国の採択をいただき事業化するわけですが、この計画策定はハードルが非常に高く難しいのが実情です。

そこで、多くの市町村では、埼玉県が作成する社会資本総合整備計画の中にある地域の魅力と活力を高める市町村道等の整備と位置づけた計画があり、その計画に位置づけていただき補助事業を実施しております。計画位置づけには、現状の把握、交通量調査等道路計画を作成し、埼玉県と協議を行い、県の承認がいただければ計画に位置づけることが可能となります。

現在、町では、町道102号線の道路改良工事をこの計画に位置づけて実施しております。しかし、今年度から開始した町道102号線の道路改良工事の補助率は、通常50%となるはずですが、実際の補助金の内示額は、2,200万円の町からの要望に対し、半額以下の1,080万円にとどまっております。

また、国庫補助事業でやっております舗装修繕工事に関しては、町からの要望額9,500万円に対し、実際の補助金の内示額は10分の1にも満たない9,005万円となっております。今後、この内示率も注視し、今後の事業化に向けてまた調査、研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） なかなか早期の道路整備というのは、財政上とか県との関係も非常にハードルも高いものということで、優先順位からしてもなかなか難しいことは分かりました。ただ、現状の中で、宮小・水房線で本当にすれ違いが困難な箇所が約150メートルぐらいあります。片方はガードレールでしっかりガードされてしまって、一方は、最近民間の方なのですか、以前はなかったのですけれども、ガードパイプをしっかりと道路にはみ出しているような感じなのですけれども、入れられてしまって、もう全然150メートル間はすれ違いができないので、片方が待つかバックしたり、そんな感じで非常に幹線道路としては機能していないような気がします。

そういった中で知恵を出して、どうにかすれ違いができるように対処をお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、吉野議員の質問に答弁いたします。

道路の退避スペースについてですが、道路台帳、公図を基に現地確認を行いまして、退避スペースの用地確保が可能かどうか、また現在、民間の方が設置しておりますガードパイプ、民間の方との立ち会いを早期に行い、スペースが取れるかどうか調査したいと思います。その後、退避スペースが取れるようでしたら、設置について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 侵入犯罪対策としての家庭用防犯設備に対する補助の件ですが、課長は東松山管内の自治体ということで、川島町ということで挙げられましたが、小川町警察署管内ですと、嵐山、ときがわ、鳩山町に防犯設備の補助制度があるやに私はちょっと把握しているところなのですが、非常にこういった私のうちも、何か2件立て続けにあったのだけれども、件数が滑川町のほうは少ないなと思うのですけれども、ああいうのは件数になっていないのかなと、警察もちゃんと来たのですけれども、水房だけでもう立て続けに2件入りましたから、そういったものも本当ありまして、町民が安心して安全で暮らせる一助として、できれば家庭用防犯設備の普及促進のための補

助制度を町として調査研究していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁をお願いします。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、吉野議員の再質問に答弁させていただきます。

確かに近隣でも、防犯設備に対する補助金を実施している町が増えてきております。予算の確保の問題がございます。また、防犯設備における管理責任が明確であるかなどの懸念事項もございます。例えば購入商品が一定の防犯性能を満たした機器であるのかの確認、また補助金には上限や補助率、例えば費用の2分の1などがあるため、完全に無料になることはできません。補助金は、また後払いが基本でございます。一時的に全額を自己負担する必要がありますでございます。

また、防犯カメラが近隣の敷地や道路を撮影してしまうと、プライバシー侵害や盗撮と誤解され、ご近所トラブルの原因になる可能性もございます。また、センサーライトの誤作動で、人以外の動く者に反応してしまい、周囲に迷惑がかかる場合もございます。さらに、ネット上のカメラの場合は、セキュリティ対策が不十分だと、インターネット上でハッキングされ、映像がのぞき見されたり盗撮されたりするリスクもございます。このようなことが懸念をされております。

しかし、吉野議員の質問にあるように、犯罪の防止、抑制には有効な防犯カメラなどの防犯機器でございます。この設置は大変に有意義なものと認識しておりますので、引き続き検討をさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） 大変ご丁寧な答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位5番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

1番、滑川町の地勢的特徴を生かした「次世代産業」の誘致と持続可能な土地利用。昨年6月の定例会において、町の活性化に向けた企業誘致の必要性を訴え、町当局からは企業誘致を推進する意思があるとの前向きな答弁をいただきました。この方針を具体化することは、現在の本町が抱える土地利用の課題解決に直結すると確信しております。

本町は令和7年4月施行の条例改正により、山林保全や環境調査を義務化し、無秩序な太陽光発

電開発に対して厳しい姿勢を打ち出しました。これは景観保全の観点から極めて重要な一歩であります。しかし、現場に目を向ければ、農業従事者の高齢化に伴い、管理困難な農地や将来的な荒廃が懸念される土地が増大しており、地権者からは無償でもいいから手放したいという切実な声が届いております。

町が条例で太陽光開発を抑制する一方で、これら維持困難な土地の新たな受け皿を提示できなければ、土地の放置や荒廃を招き、結果として町の活力を削ぐことになりかねません。また、一方で、ドローンは2022年12月の航空法改正により、有人地帯での目視外飛行（レベル4飛行）が解禁されました。これにより、ドローンは実験のフェーズから、物流やインフラ点検といった実用・産業のフェーズへ一気に移行しております。

そこで、私は、本町が持つ東武鉄道の操車場や高圧電線網といった独自の地勢的特徴を、次世代産業であるドローン点検技術の開発に不可欠な資源と再定義することを提案したいと思います。特に、操車場に隣接する公共施設用地を拠点とし、点在する管理困難な農地を実証実験の現場として機能させることで、地権者の救済、景観の保全、そして新産業の創出を同時に成し遂げる道筋を検討すべきと考えます。以上のことを踏まえて、以下の点について町の取組をお伺いしたいと思います。

①、企業誘致推進の具体的検討状況、昨年の答弁以降、企業誘致に向けた具体的な検討状況はどうか。

②、地権者の受け皿確保、条例で太陽光開発を抑制する中、管理困難な農地の所有者が太陽光以外の選択肢として土地を託せるよう、町が仲介役となってドローン等の先端技術企業へフィールド提供を行うことについて、町の意見をお伺いします。

③、公共施設用地と操車場・高圧線網を連動させた複合インフラ点検拠点の誘致、東武鉄道の操車場に隣接し、かつ上空や近傍に高圧電線網を有する公共施設用地は、鉄道と電力という二大社会インフラの点検技術を同時に開発、実証できる国内屈指の好立地であります。現在、資材置場として民間に貸与している手法をさらに発展させ、既にドローン活用を進めている東武鉄道や電力点検を担う企業及びそのパートナー企業に対し、ここを高度な開発・訓練センターとして活用してもらうよう、町として連携を模索することはできないでしょうか。

④、民間・地域と共創する「空の産業構想」、公共施設用地を拠点とし、地域の農地を実験現場として連動させることで、町全体を空のインフラ点検の聖地とする構想について、町の所見をお伺いしたい。その実現に向けて、騒音やプライバシーに配慮したガイドラインの策定を含め、最新技術を持つ民間企業、土地を所有する地域住民、インフラを管理する鉄道・電力事業者の三者が町を仲介役として対話を重ねながら、将来的な産業創出に向けたビジョンを共に描いていくことはできないでしょうか。

次に、大きな2番、持続可能な行政サービスの維持に向けた開庁時間の最適化と、優秀な職員の

確保。現在、全国の地方自治体において、公務員志望者の減少や若手職員の離職が極めて深刻な課題となっております。本町は将来にわたり質の高い行政サービスを維持するためには、優秀な人材に選ばれる自治体であり続けることが不可欠です。

しかし、実態として窓口対応等に追われる日中と、本来集中すべき事務作業が閉庁後の時間帯に偏ることで、結果として時間外勤務が発生し、職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に影響を及ぼしていないか、本町の状況を危惧するものであります。職員の疲弊は、事務執行の効率低下を招き、長期的には住民サービスの質の維持にも関わる重大な問題であります。

近年、先進的な自治体では開庁時間の短縮や窓口受付時間の最適化を導入しております。これは単なる労働削減ではなく、事務集中時間を公的に確保することで、ミスを排した迅速な事務処理を実現し、同時にオンライン申請等の推進によって、役場に足を運ばずとも手続きが完了する新たな利便性を構築する戦略的な取組であります。

開庁時間の見直しは、窓口を開けておくだけの状態から、デジタル化と業務の専門性向上によって行政サービスの価値を高めるための投資であると考えます。本町においても健全な組織運営と人材確保を両立させるため、この課題に取り組むべく時期に来ていると確信しております。

以上のことを踏まえて、以下の点につきまして町の取組をお伺いしたいと思います。

①、職員の勤務実態と人材確保への影響、町は、現在の職員の時間外勤務の実態をどのように把握し、改善に向けた優秀な人材の確保や若手職員の定着を図る上で、現在の窓口対応と事務処理が並行する業務構造が職員の負担感にどのような影響を与えていると考えるか、町の見解をお伺いいたします。

②、開庁時間短縮による業務効率化と事務品質の向上、窓口受付時間を最適化し、事務処理に集中する時間を設けることは、業務の正確性とスピードを高める行政経営の健全化に資するものであります。本町においても事務執行の品質向上という観点から、開庁時間の見直しを検討すべき時期に来ていると考えますが、町のご認識をお伺いいたします。

③、住民利便性の維持と行政運営の持続可能性、開庁時間の最適化を検討する際には、オンライン申請の拡充やコンビニ交付の推進など、デジタル技術を活用した利便性の代替策が不可欠になります。窓口の受付時間という量の確保と、行政運営の持続可能性という質の確保をどう両立させるべきか、将来を見据え、町が重要と考える視点についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、滑川町の地勢的特徴を生かした「次世代産業」の誘致と持続可能な土地利用についてのうち、①、企業誘致推進の具体的検討状況についてと、②、地権者の受け皿確保についてと、④、民間・地域と共創する「空の産業構想」についてを服部産業振興課長に、質問事項1、滑川町地勢的特徴を生かした「次世代産業」の誘致と持続可能な土地利用についてのうち、③、公共施設

用地と操車場・高圧線網を連動させた複合インフラ点検拠点の誘致についてと、質問事項2、持続可能な行政サービスの維持に向けた開庁時間の最適化と、優秀な職員の確保についてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、滑川町の地勢的特徴を生かした「次世代産業」の誘致と持続可能な土地利用、企業誘致の推進についての各質問に順次答弁させていただきます。

最初に、①の企業誘致推進の具体的検討状況ですが、昨年6月の247回定例議会において回答したように、町所有地として直ちに活用できる土地はございません。滑川町は都市計画区域が設定されております。簡単に申し上げますと、市街化調整区域と市街化区域といった区分がされており、建物がすぐに建てられる地域と建てられない地域に区分されております。このように区分されている状況がある中、町所有地として直ちに建物を建築することができて活用する土地がございません。

また昨年の6月以降、具体的な企業から町への進出相談といったこともございません。

前回の回答でも、県産業労働部企業立地課とも連携した活動を行っておりますと回答しておりますが、変わらずに連携活動のほうを行っております。

次に、②、地権者の受け皿確保についてですが、ご質問にあるような、仮にこのような企業進出があった場合どうなのかといった想定質問についてですが、滑川町に進出予定の企業は、基本的に町の地勢や状況、交通の便といった様々な角度で進出計画を検討してから進出計画を実行に移していくものと考えております。このため、進出計画に関する活動は、進出企業自らが行っていくものと考えております。

一方で、進出企業に合わせた柔軟さも必要と考えております。企業誘致の際は、ケース・バイ・ケースになると考えることも加えさせていただきます。

進出計画の活動の中で、どうしても町と一緒に行動を行わなければならない部分が生じるようであれば、町も協議や相談といったことも行っていきたいと考えております。

以上のような考え方や個人所有地への対応といったことや、進出企業の想定計画と異なることも考えられますので、対応については進出企業に任せるものと考えております。

このようなことから、フィールド提供は基本的に考えておりませんが、進出企業との相談や連携業務の中で、必要と思われるようなことは行っていきたいと考えております。

続いて、④、民間・地域と共創する「空の産業構想」についてですが、ご質問の趣旨は、企業、住民、町、それぞれが対話や連携して産業創出ができないかといったことになるかと思います。

質問2でケース・バイ・ケースと回答もさせていただきましたが、実際に進出企業の相談があり、

滑川町にこのような事業形態で進出したいといった相談があった段階で考えるものと考えております。

町の企業誘致においては、滑川町の総合振興計画や都市計画法で、この土地でこの業種の企業を誘致したいと決定してはありません。業種を絞っていないということは、様々な業種の進出企業に向けた門戸を広げているといったことになります。滑川町にとっても企業にとっても有益になるよう、最適な事業者に町へ進出してもらいたいといった考え方を併せ持ったものとなっております。

このようなことから、産業振興課としては事前に企業誘致を絞るような会議等は行ってきませんでした。しかし、企業から前向きな進出に向けた協議があった段階で、庁舎内調整会議の実施は行っており、今までに複数社が企業誘致条例に該当しております。

また、協議の必要が生じるケースがあれば、ご質問にあるような会議も行う考えを併せ持っていることもご承知おきください。

時代とともに企業進出の内容や業種も変わるものと考えことから、このままの考えで進めるのがよいとも考えておりません。しかし、現段階において様々に想定される内容を協議、集約するような検討を行うといった想定会議は考えておりません。構想については、県内、近隣の動向を注視しながら、調査研究をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の質問事項1、そのうちの③、公共施設用地と操車場・高圧線網を連動させた複合インフラ点検拠点の誘致と、質問事項2、持続可能な行政サービスの維持に向けた開庁時間の適正化と優秀な職員の確保について答弁いたします。

初めに、質問事項1、滑川町の地勢的特徴を生かした次世代産業の誘致と持続可能な土地利用のうちの③についてでございますが、この地域は、昭和63年の森林公園駅南土地区画整理事業の認可により、将来のまちづくりとして第3次滑川町総合振興計画基本構想にて、南部地域の小学校の建設を位置づけいたしました。

この間、小学校用地選定委員会において、小学校用地について検討し、地権者である東武鉄道から買収、個人の方から交換取得することとなりました。その後、バブル経済の崩壊をはじめ、社会経済の変化により、森林公園南地域の子どもの増加が進まない一方、平成14年のつきのわ駅開業に伴い、急激な人口の増加と将来的な児童数の増加が見込まれることから、平成22年に月の輪小学校が開校いたしました。

町では、平成20年にみなみ野地区、羽尾十三塚地区、都地区の住民を対象に、南部小学校の今後について説明会を開催し、住民のご理解をいただき、将来的な建設を見送ることいたしました。これにより、第5次総合振興計画基本構想では、旧小学校建設予定地を公共公益施設用地として位

置づけ、用途としては、広く一般に公共公益に資する施設の用地といたしました。

現在の土地利用の方向性は、地域性や施設の必要性等を見極めながら適切な利用を図るものとしております。現時点で具体的な施設整備計画はないため、現状の有効活用として、工場での製品の置場として民間企業に貸している状況にあります。

当該地の位置づけにおいては、これまでの経緯もあるため、活用方法については慎重に検討していかなければなりません。森林公園駅周辺のまちづくりの方向性や町民の要望が一致するのであれば、企業誘致という選択肢もあり得るものと考えております。

今後の具体的な活用方法については、町内での検討はもちろんのこと、議会での議論、町民の声を踏まえながら適切に検討してまいります。

次に、質問事項２、持続可能な行政サービスの維持に向けた開庁時間の適正化と優秀な職員の確保については、職員に対し、配慮あるご質問をいただきありがとうございます。①の職員の勤務実態と人材確保への影響でございますが、職員の時間外勤務の把握につきましては、所属長である課長及び事務局長による命令、確認を徹底しております。また、時間外勤務が一定時間を超える職員については、業務分担の見直しを行うなど、健康確保措置を講じております。年度ごとの一月の平均時間外勤務時間を見ても約８時間前後と、近年は横ばい状況が続いております。

議員ご指摘のとおり、時間外勤務の発生要因の一つとして、住民対応業務の繁忙期が挙げられます。例えば、各種申請が集中する年度末、年度初めなどは、窓口業務や問合せ対応は一時的に増加する傾向があります。この業務が通常業務に加わることで時間外勤務が生じる場合があります。また、福祉関連では、相談業務は多くが時間単位での長時間にわたることがございます。

このような時期的要因や業務内容と時間外勤務との関係を踏まえ、業務の平準化等により、職員負担の軽減を図っております。

今後におきましても、住民サービスの質を確保しつつ、職員の健康管理と適正な労務管理の両立を図る観点から、時間外勤務の実態把握と要因分析を継続し、必要な改善策を講じてまいります。

②の開庁時間短縮による業務効率化と事務品質の向上でございますが、開庁時間の見直しにつきましては、職員の働き方改革や業務効率化、町民サービスの維持向上の観点から、全国的にも検討、実施が進んでいることと認識をしております。

従来、開庁前後に準備、後片づけ業務等が生じ、その結果として、時間外労働が常態化する事例があり、開庁時間の短縮は一定程度の時間外勤務の抑止につながると考えております。また、確保した時間を利用し、職員間の情報共有、業務改善の検討、政策立案など、住民サービスの品質の向上に向けた取組を行うことができると考えております。

実際に、埼玉県内の自治体においても、開庁時間の短縮を行い、職員の早出や残業の抑止を図る取組が進められております。一方で、町民で日中働いている方や、学校、仕事の都合で早朝や夕方でないとか来庁できない方にとっては、短い受付時間は利便性の低下と受け止められる可能性があります。

ますので、来庁者の実態を分析し、来庁者のニーズに応じた対応が必要と考えられます。

また、開庁時間の見直しをしても、職員の勤務時間そのものが短縮されるわけではないことから、短縮された開庁時間内に多様な手続への対応を図るための業務配分等の検討も必要であると認識しております。

町としては、開庁時間の見直しを含めた業務改善について引き続き検討するとともに、来庁者の多様なニーズに応じたサービス提供に努めてまいります。

次に、③の住民利便性の維持と行政運営の持続可能性についてでございます。町は、来庁してもらうことを前提としての行政サービスだけではなく、時間や場所に制約されない手続環境を整備することが不可欠であると考えております。例えばマイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡充や、証明書のコンビニ交付サービスの利用促進など、デジタル技術を活用した代替手段の充実が重要であります。

国においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画の地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続において、行政・自治体手続のオンライン化を推進しております。本町におきましても、令和4年度からコンビニ交付を開始し、本年度から公式LINEを活用したオンライン申請、施設予約、犬の登録事項の変更、犬の死亡届、水道の開閉栓を開始をしております。住民が来庁せず完結できる手続を着実に増やしていくとともに、全てをデジタルに置き換えるのではなく、高齢者やデジタル利用に不安を抱える方々へ配慮をし、対面による相談支援の必要性は今後も変わらないことから、きめ細やかな対応を維持していくことも重要であります。

行政運営の持続可能性については、人材確保の課題がある中、限られた職員体制で安定的に行政サービスを提供する体制が不可欠であります。職員が専門性を発揮できる環境を整えることは、住民サービスの向上にもつながるものであると考え、また開庁時間の見直しはその一つの手段であり、単独で進めるものではなく、業務改革やデジタル化と一体的に進めるべきものと考えております。

来庁者のニーズや手続件数の検証を行いながら、住民の利便性、職員の働きやすさ、財政負担の適正化等を総合的に勘案し、持続可能な行政サービス体制の構築に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。再質問させていただきます。

最初に、2の持続可能な行政サービスの維持に向けた開庁時間の最適化と優秀な職員の確保のほうについて、再質問させていただきたいと思います。

町として開庁時間の短縮が職員の働き方改革や業務の正確性、品質向上に寄与するという認識をお持ちであることが確認できました。答弁の中で、来庁者の利便性の低下が懸念材料として挙げられておりましたが、現在、町では曜日別、時間帯別の来庁者の数やその具体的な相談内容について、詳細な統計データは取られているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

データを取っているかということでございますが、曜日別、時間帯別の来庁者数や相談内容の詳細な統計データにつきましては、全窓口を横断した時間帯別、内容別の悉皆データとして体系的に整理されたものはございません。このため、時間帯別来庁者数及び主な業務内容の把握について実施を検討してまいります。

しかし、全てのものを調査することが新たな業務負担となり、職員の超過勤務を招くことがないよう、悉皆調査ではなく、現行業務の延長線上で可能な方法で調査をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。本件につきましては、質問の本質をよく理解されているということが分かりました。ありがとうございます。

それでは、1のほうの再質問をさせていただきたいと思います。産業振興課の回答を聞いて気づいたのですが、産業振興課は、ここに企業を誘致しようと思えば率先して旗振りを行っていくということ、そういう役割だということは分かったのですが、ここに企業を誘致しようと検討するのは総務政策課の仕事だというふうに聞こえてくるのですが、この認識に相違はないでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

町には企業誘致を専門とする部署がないため、企業誘致に関連した事務を所管する課でそれぞれの事務を担当しております。工場の立地の適否等を総合的に検討する会議として、滑川町工業立地行政推進委員会において審議することとなっております。

総務政策課では、町全体の土地利用をどのように進めるべきかを取り扱い、今回上程している総合振興計画の土地利用構想は、最も上位の計画となるものでございます。産業振興課では、企業誘致の総合的な窓口となり、土地利用構想に基づき、立地の相談や支援を行っております。また、建設課は、都市計画や開発などの整備手法に関わることを担っており、またインフラ等の整備に関することは、関連するそれぞれの課が連携して対応することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。全体像が分かりました。

それでは次に、②の地権者の受け皿確保について質問させていただきたいと思います。圃場整備

事業等の関係で転用ができずに困っている方も多いと聞いております。圃場としての姿を維持したまま、実証実験の場として貸し出す、これは転用ではなく高度な多目的利用だというふうに考えます。この土地利用なら国の補助金返還リスクも避けられるはずです。地権者の困り事を解決することにも貢献できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

ご質問の中では、農業委員会に関係することもございますので、兼務した両方の課長としまして回答のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

農地転用、こちらに関しては、農地である限り必要なことであり、補助金返還は事業完了後何年といった期限がございます。こちらがありますので、ご注意願いたいと思います。

農地転用は、農地の地目を農地以外のものに変更することですけれども、転用の手続を行わずに農地以外の利用、例をお話をさせていただくと、耕作をしないということになるのですけれども、行うことは違反となっております。ご質問にある形状を変えないからといって転用を行わなくてもいいということではございません。農地利用の状況により違反ともなりますので、今現在、中西議員さんがご質問した内容に関しては、農地法の違反の状況になるのではないかなというふうに思われます。これは、計画の状況によって変わりますので、この辺はご注意願いたいと思います。

また、農地をどのように利用するかといった内容により異なってきますので、不明な点等ございましたら、農業委員会の窓口へ事例の相談のほうをお願いしたいと思います。

農業委員会で判断が難しい場合の点についてお話をさせていただきます。許可権者である埼玉県と連携した回答のほうを行っております。農地転用に関する事務の流れを付け加えますと、許可申請書に基づく審査は、県内の各農業委員会で行う中で、その事業計画に基づいて聞き取り調査を行っております。許可相当案件というふうになりますと、県に進達のほうを行っております。その後、最終的に埼玉県で許可、不許可というような判断が下されております。

以上のように、県との連携を行いながら、農地法の適正執行を努めておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。もう少し、細かいところについては、また別途、違う場でお聞きしたいと思います。

続きまして、③のところに関係して質問をさせていただきます。公共施設用地につきまして、コミュニティセンター建設地の検討の際に、当面、公共施設を建設することにはならないとのことだ

ったと記憶しております。当面、公共施設建設の予定がないのであれば、慎重に検討するにしても、今回の提案を全く否定しないということによろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、町では、平成20年、小学校の今後について説明会を開催し、住民のご理解をいただき、将来的な建設を見送ることといたしました。これにより、第5次総合振興計画の中で、公共公益施設用地として位置づけ、用途としては広く一般に公共公益に資する施設の用地といたしました。

当該地の位置づけにおいては、これまでの経緯もあるため、活用方法については慎重に検討していかなければなりません。森林公園駅周辺のまちづくりの方向性や町民の要望が一致するのであれば、企業誘致という選択肢もあり得るものと考えておりますので、中西議員の提案を否定するものではございません。

具体的な活用方法については、庁内等でも検討することはもちろんのこと、ここ議会での議論、また町民の声を踏まえながら、適切に検討を進めていく必要があると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。そうすると、子どものための学校がつかれないのであれば、せめて子どもたちの未来への雇用を生む次世代産業の拠点にすることこそ、この土地の意味合いを現在に生かす道ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁をさせていただきます。

子どもたちの未来を生かすということでございます。子どもたちの未来に貢献するという視点は大変に重要であるというふうに認識しております。

仮に、当該地に中西議員がおっしゃる次世代産業等が立地することで、実際にどれぐらいの滑川町民の雇用に結びつけることができるか、そういったことも検討しないといけない、そういったことも踏まえて、当該地をどのように利用すれば町が活性化するかを考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 現在の工場での製品の置場としての賃料は入りますが、それ以上のものはないと思います。

今回の提案が実現すれば、雇用の確保、住宅需要の創出、飲食施設に進出してもらうなど、プラ

スアルファも期待できると思います。積極的に検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

当該地におきましては、資材置場として毎年賃料が入ってくるため、町の財政としては大変に助かっております。賃貸借契約につきましては、毎年度更新であり、あくまでも暫定的な土地活用であります。決して、当該地の活用を縛るものではございません。

ただ、当該地は市街化調整区域で、都市計画法第34条第11号の区域であることを念頭に置かないといけません。この区域に立地できる建築物は限定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 現在も賃料が入りますので、それを手放すのにはちゅうちょがあるということで、もしあるのであれば、公共施設用地の近くに1,000平方メートル程度の町の所有地があると思いますが、そちらを利用してスモールスタートするというのはいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

ただいまご質問いただいたご指摘の土地は、今回、話がありました公共的使用の用地の北側にすることになるかというふうに思います。

現在、この場所におきましては、町の工事を円滑に進めるために、一時的な残土置場として建設課が使用しております。現在、市野川以南におきましては、町所有の土地が少ないため、引き続き一時的な残土置場として使用していく予定でございます。

しかし、面積が約1,000平米と小さいため、用途は限られるかと思いますが、条件が合えば、企業が立地することも可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。では、検討しましょうかってなってくれるといいなと思っていたのですが、なかなか難しいようです。随分と慎重だなというふうに感じました。

関越道のインターに近いという地理的な優位性は、比企郡全体で共有しているものだと思います。東松山市、嵐山町、小川町、いずれも積極的に動いていると聞いております。滑川町が動かない間に、優良な納税企業は全て、隣の嵐山町や東松山市に取られているのではないかというふうに懸念しております。

滑川町には、企業誘致に適している土地が少ないということは理解しております。だからこそ、

少ない土地を有効活用する具体的な案を提示したつもりですが、それでもなお、動かない、動けない。この理由は何なのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

中西議員の提案につきましては、町としては受け止めております。ただ、この地におきます地理的優位性ということでございますが、滑川町のほとんどが市街化調整区域となっております。市街化調整区域につきましては、かなり厳しい条件が付されております。町の公有地であるから町が自由に活用できるというわけではございません。

いずれにしても、町有地である当該地は、小学校建設用地から公共的用地へ変更した経緯からも、企業を誘致するには近隣、地域住民の賛同が必要と考えております。有効活用できる具体的な提案につきましては、今後もお受けをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご丁寧な答弁、ありがとうございました。おおむね理解できました。

もっと具体的にしないと検討できないということなのかなというふうに思いましたので、さらなる調査をしていきたいというふうに思います。いろいろありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 明日5日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 2時20分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和8年第251回滑川町議会定例会

令和8年3月5日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（１３名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	議員		５番	阿部弘明	議員	
６番	西宮俊明	議員		７番	北堀一廣	議員	
９番	赤沼正副	議員		１０番	原徹	議員	
１１番	谷嶋稔	議員		１２番	中西文寿	議員	
１３番	吉野正浩	議員		１４番	井上章	議員	
１５番	内田敏雄	議員					

欠席議員（１名）

８番	松本幾雄	議員
----	------	----

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聡
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
書記	宮島美咲

司 尚 田 権 音 録

○議会議務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第251回滑川町定例議会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、8番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（内田敏雄議員） 昨日の吉野正浩議員の一般質問に対する答弁について、福島建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） おはようございます。建設課長、議長のお許しをいただきましたので、昨日の吉野議員の一般質問の再質問につきまして、答弁に誤りがありましたので修正いたします。

「町からの要望額9,500万円に対し、実際の補助金の内示額は10分の1にも満たない9,005万円となっております」と答弁いたしましたが、「905万円」の誤りですので修正いたします。

以上です。お時間をいただき、ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位6番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） おはようございます。議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

質問事項の1、防災体制の整備・充実について。町として有事の際の防災体制の整備・充実は重要であります。避難所環境の向上として、小中学校の体育館に空調設備が設置されることは全国で

も近隣自治体でも群を抜いて対策を図っている成果であり、心から感謝いたします。また、防災倉庫が各避難所に整備されることも大きな前進であります。

今後、実際に避難所が開設されたときに少しでも円滑な避難所運営が行われる体制の整備・充実が重要になります。過去に全国で発生した大地震のときの事例では、冬場の避難所の寒さから自分の車で寝泊まりしてしまうことによるエコノミー症候群のリスク、このことが本町ではエアコン設置で大きく改善されます。さらに、トイレと水の問題が避難所では大きな課題となっています。そして、ペットと一緒に避難されてきた方への受入れ体制の整備が昨今課題として取り上げられています。

ペットとの同行避難に関しては、国も東日本大震災の教訓を生かし防災基本計画に明記し、環境省は人とペットの災害対策ガイドラインを策定し、その重要性を明示しています。それらに従って各自治体が体制を整えている状況であると理解しています。以上のことを踏まえて質問いたします。

①、有事の際の町の避難所運営についての指揮系統の整備や受入れ体制の考え方を総括的にお聞かせください。

②、以前の一般質問でトイレトレーラーの導入について質問させていただきました。大塚町長からも、「喫緊の防災体制の整備を優先するが、いずれは導入できればと考えている」という前向きな答弁をいただきました。そこで、トイレトレーラーあるいはトイレトラックの導入については、まだ時間がかかると思いますが、その後の町の検討状況についてお話しいただける範囲でお聞かせください。

③、ペット同行避難が円滑に進められるためにまず重要なことは、飼い主の皆さんの自助であると言われています。埼玉県保健医療部生活衛生課では、ペット同行避難ガイドラインを作成しています。その中にはペット防災手帳等もあります。そうした内容に町のホームページからアクセスできるようにすることも最初の一步、一方法だと思いますが、今後の取組の町の考え方をお聞かせください。

質問事項2、滑川町の幼稚園・小中学校の給食について。今年4月から、公立小学校を対象に学校給食費として1人当たり月5,200円が支給されます。まだ確定はしておりませんが、予定ということではありますが、全国的に、保護者の負担が抜本的に軽減されます。本町は、既に長年にわたって町の施策として、町外の学校に通学している園児・児童・生徒も対象から外さずに給食費無償化事業を実施しています。今回の国としての無償化の実施により、本町にとっては大きな負担軽減となり、大変に喜ばしいことであると思います。

「子育てファースト滑川」を標榜する滑川町として、子どもたちを幼児期から育ててこられた年代の方にお聞きすると、「子育てに関して援助が手厚いので本当に助かった」という声を例外なくお聞きします。私も滑川町に移り住み、町の教育を目の当たりにして、その充実度に目を見張ってきました。そのことは重々承知の上ですが、今後ますます若い世代が滑川町で子育てをしたいと望

む町の教育の充実・発展を願います。以上のことを踏まえて質問いたします。

①、滑川町の子育て支援の歴史として、改めて保育園・幼稚園・小中学校の給食費の無償化に踏み切った経緯をお聞かせください。

②、今回の全国一律の小中学校給食費の無償化により、本町としてどの程度の財政負担の軽減になるか教えてください。この給食費の無償化が保育園や幼稚園、中学校まで広がることが切望されますが、参考に、現行の保育園・幼稚園・中学校の給食費にかけている予算を教えてください。

③、月の輪小学校の視察の際に給食の様子を見学させていただきました。1年生の小さな子どもたちが担任の先生とともにエプロンを身につけて一生懸命準備をして、笑顔で楽しく食べている様子が大変ほほ笑ましく印象に残っています。滑川町の給食の特色について、工夫している点、課題等がありましたらお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、防災体制の整備・充実についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、滑川町の幼稚園・小中学校の給食についてのうち、①、給食費の無償化に踏み切った経緯についてと、②、全国一律の小中学校給食費無償化による本町の財政負担の軽減と現行の幼稚園・中学校の給食費にかけている予算についてと、③、町の給食の特色について工夫している点、課題等についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川町の幼稚園・小中学校の給食についてのうち、②、現行の保育園の給食費にかけている予算についてを宮島福祉課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の質問事項1、防災体制の整備・充実について答弁いたします。

有事の際の避難所運営につきましては、現在、見直しを行っている地域防災計画では、避難所開設担当者が各避難所へ向かい、避難所の開設、避難者の受入れを行います。発災後、防災対策本部から開設担当の課長へ指示を出し、避難所開設に割り当てられた職員が各避難所へ向かい、防災備蓄倉庫より資機材の搬出、避難所の設置の準備を行います。避難所の運営につきましては、町、自主防災会、自治会とも連携を図りながら進めてまいります。特に、避難の長期化になった場合には、避難者同士協力していただきながら、避難所運営を行っていただきたいと思いますと考えております。

次に、②のトイレトレーラーについては、過去に2度ご質問をいただいております。その答弁と重なることもあるかと思いますが、現時点では、町としてトイレトレーラーを購入するための費用だけではなく、平時の維持管理や災害時の運送等の人員や運営等の課題もあり、現時点で課題の解消が難しいと考えております。

以前、ご質問いただいております、様々な角度から調査研究を行っております。その一例といたしま

して、町で直接トイレトレーラーを購入し、町内の事業所や協定している事業所へ保管・管理を委託する方式、また、保管・管理をしてもらう事業所等に町が補助金を出してトイレトレーラーを購入してもらう方式などでございます。

また、使用については、町のイベントでの使用や災害時の使用を最優先とすることは当然として、平時の際は、他のイベント等で保管・管理する事業所に自由に利用していただくような形が取れば、町の費用負担も軽減してトイレトレーラーを確保することも可能ではないかなど検討しております。

いずれにしても、以前、大塚町長が答弁したとおり、トイレトレーラー導入の前に、まだまだ滑川町として防災体制の準備を整えなければならない。まずは足元をしっかり固めることが先決であります。トイレトレーラー等の導入につきましては、引き続き調査研究を継続してまいります。

次に、③のペット同行避難についてでございますが、現在の体制では、指定緊急避難所でのペット同行の場所の確保は難しく、またペットのみを預かる場所につきましても確保できていないのが現状でございます。もし今の状況でペットと一緒に避難する災害となりましたら、避難所の敷地内や近くの用地でつないでおく等の対応をしていただくことになります。そのためには、西宮議員のご指摘どおり、平時から飼い主の自助が第一になります。埼玉県ホームページにあるペット同行避難ガイドライン、その中のペット防災手帳を町のホームページにリンクを貼り付けるとともに、周知を図り、窓口での配付できるように検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2番、滑川町の幼稚園・小中学校の給食についてのうち、質問の①、給食費無償化に踏み切った経緯について答弁いたします。

平成23年4月からスタートした給食費無償化事業ですが、町南部の2か所の区画整備事業の完了や東武東上線つきのわ駅の開設に伴う子育て世帯の急増という当時の町の状況を背景に、子育て家庭に対する教育分野での経済的支援という観点から、町独自で取組が可能で最も効果的な施策として、当時の吉田昇町長の公約をきっかけとし、また強いリーダーシップの下、町の子育て支援策の主要事業として位置づけをし、導入をいたしました。この施策は、少子化対策や人口流出を食い止めるため、また、転入者を呼び込むことを目的としたものではなく、町の子育て環境の向上のために町民が最も望む施策とは何かという観点から、制度内容も含め、町民目線で検討しスタートした施策となります。

制度設定には、平等公平の理念を色濃く反映させるため、無償化の対象範囲を町立・私立を問わ

ず、小中学校、幼稚園、保育園までと広く設定をし、無償化の条件も住民登録の有無という居住要件のみとし、併せて無償化の方法も徴収免除や代理請求、代理受納を可能とするなど、可能な限り手続を簡素化して導入をしています。

給食費無償化事業は、導入当初からその制度内容をほとんど変更することなく、基本理念の平等公平を維持しながら、多くの方々からの指示を受け、現在も町の子育て支援策の主要事業として継続をしています。

続いて、質問の②、全国一律の小学校の給食費の無償化により本町としてどの程度財政負担の軽減になるか、また、幼稚園・中学校の給食費にかけている予算について答弁をさせていただきます。

給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる三党合意に基づく給食費の無償化については、基本的な方向性や制度の素案が示されたのみで、具体的な制度、事業の設計や国の予算措置などはまだ確定をしていません。また、国からの給食費負担軽減交付金は一旦県へ交付され、県から市町村学校給食費負担軽減交付金、これは仮称です、として市町村に交付される見込みでございます。こちらについても具体的な交付内容、手続については交付要綱等がまだ未定です。このような理由から、令和8年度の当初予算に計上することを見送っております。こういった現状を踏まえた上で、負担軽減額がどのぐらいになるかを試算してみました。

まず、交付対象でございますが、当該年度の5月1日時点での在籍児童数ということで、これは見込みになりますが、滑川町の場合、1,277名、これに国が示す基準額、月額5,200円掛ける11か月で算定をいたします。この算定の結果、令和8年度の交付見込額は7,304万4,400円となりました。

なお、繰り返しになりますが、あくまでも現在の情報からの参考数値として試算した結果であり、実際の基準額や在籍児童数の対象範囲、基準日など不確定要素がある中での金額になりますので、ご承知いただきたいと思います。

また、現行の保育園・幼稚園・中学校の給食費にかけている予算ということですが、教育委員会で所管する滑川幼稚園及び町立中学校の給食用品費の食材費分、それと、滑川幼稚園と公立・私立の中学校及びフリースクールへ支出している給食費の補助金が該当となります。これを令和7年度の現計予算で確認をしますと、食材費が4,650万9,500円、補助金が191万9,000円となり、合計で4,842万8,500円となります。

続いて、質問の③、滑川町の給食の特色について工夫している点、課題等について答弁をさせていただきます。

滑川町の給食については、現在、全面委託方式を採用しており、委託業者が東松山市の給食提供も請け負っているため、複数の自治体の献立に対応できないといった制限があるのが現状です。そのような中でも、滑川町の給食の特色を出すために工夫をしています。

1つは、給食で提供しているお米は全て滑川町産の谷津田米を使用していることです。令和元年度より、滑川町谷津田米生産者組合のご協力の下、年1回、谷津田米を給食で提供していました。

町の宝である子どもの体と心を育むためにと、組合の皆様のさらなるご理解とご協力のおかげで、令和4年11月29日から、給食のご飯は全て谷津田米となりました。谷津田米を食べることで滑川町を知り、誇りに思ってもらふ心を育ててもらふという意味も込めまして、この日を学校給食では谷津田米記念日としています。

2つ目は、地場産給食の実施です。年3回と回数はまだ少ないですが、東松山市が給食を実施していない日に、滑川町産の野菜を使用した地場産給食を提供しています。その際には、生産者の方に取材を行い、給食の時間に取材内容を校内放送するとともに、取材ポスターを作成して校内に掲示し、子どもたちへの周知を図っています。地産地消の学びを深める一助として、生産者の声を子どもたちに直接届けております。現在、地場産の食材を給食で経常的に使用するのは困難な状況ですが、より多くの機会を提供が可能となるよう、関係機関と調整を図り、供給拡大に向けて取り組んでおります。

次に、給食の課題ですが、先ほどお話ししたとおり、滑川町独自の献立作成が困難な点があります。献立については、献立作成に関わる県配置による職員として栄養教諭及び学校栄養職員の配置がなく、また、委託先が提供する給食食数については、本町よりも東松山市の割合が大きいため、市が作成する献立を共有し使用させていただいているのが現状です。そのため、献立及び使用する食材の自由度がなく、滑川町独自の献立作成が困難であることが課題となっています。

なお、全面委託方式ではありますが、現在の委託先は比較的近隣に位置しているため、距離的な優位性が確保されており、調理から喫食までの時間や配送時刻などについては、センター方式と同等のメリットを享受していることを申し添えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、西宮議員の質問事項2、滑川町の幼稚園・小中学校の給食についての②、給食費にかけている予算のうち、福祉課で所管・実施している事業分についてお答えいたします。

福祉課で所管・実施している給食費無償化推進事業は、実際に給食費等で費用負担が生じている町外の幼稚園・認定こども園に就園する児童及び満3歳以上の町内外の保育施設に就園する児童を対象に給食費の補助を行うものでございます。

令和4年度からは、認可外保育施設に就園する児童についても、認可保育施設と同様に給食費の支給を開始し、令和6年度からは、補助上限額を施設型給付費公定価格副食費免除加算額を上限とし、近年の物価高騰、家庭が負担する保育環境に合わせて補助を行っております。

令和7年度の現計予算でお答えさせていただきますと、給食費無償化推進事業の幼稚園部分については、町外の幼稚園及び認定こども園の教育部分に就園している児童を対象に、児童数100名で

予算額576万円、保育園部分は、町内外の保育園・認可外保育施設に就園している児童を対象に、児童数390名で2,246万4,000円の合計2,822万4,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 丁寧なご答弁、大変にありがとうございます。

トイレトレーラーの導入に関しましては、私もそう簡単にできるものではないということは重々に承知をしています。その中で、町で本当に誠実に調査研究を進めていただいて大変にありがたいと思っております。

以前のトイレトレーラーの質問から技術が進み、今、自走式のトイレカー、いわゆるトイレトラックも普及しています。トイレトラックの例ですと、洋式トイレが4基、多目的トイレ1基が標準仕様となっています。また、この自走式ということが大きな特徴であります。また、軽トラック型のトイレカーも開発されて、1台に洋式トイレ2基を備えているもの、また1台でオストメイトに対応したバリアフリートイレ型もあり、車椅子で乗り降りできるスロープも取り付けられています。給水タンクと汚水タンクが設けられ、1台で140回分使用が可能です。手洗い場、換気扇、LED照明が整備され、断水や停電が起きたときでも利用できます。これらの軽トラックトイレカーを2台セットで購入している自治体の事例もあります。そこで、トイレトレーラーあるいはトイレトラックというものの導入について、2点お聞きいたします。

1点目、導入をしている自治体の多くが緊急防災・減災事業債を活用していますが、この事業債が令和7年度までのものでありましたが、令和8年度以降も同様の事業債が活用できるのか、町として情報をつかんでいるようでしたら教えてください。

2点目、多くの自治体でクラウドファンディングを実施して目標額以上集まっている事例も少なくありません。寄附者の中の希望者の名前をトイレトレーラーに掲載している自治体もあります。導入のためにこのようなクラウドファンディングを行うことは可能でしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の再質問に答弁いたします。

まず、最初の再質問でございますが、緊急防災・減災事業債についてでございます。このご質問の緊急・防災減災事業債につきましては、町では、現在、指定避難所である各小中学校体育館への空調設置の財源に活用しております。国では、指定避難所における良好な生活環境が確保されるように整備を進めることから、本事業債の5年間の延長が決定し、令和12年度まで利用することが可能となっております。

次に、2つ目の再質問でありますクラウドファンディングについて答弁させていただきます。近

年、自治体がインターネット上で寄附を募り、特定事業の資金を集めるガバメントクラウドファンディングを活用する事例が増えてきていることは承知しております。クラウドファンディングの活用を通じて滑川町が取り組むプロジェクトを多くの方に知ってもらい応援してもらうことで、滑川町の魅力を発信することができます。しかし、目標額未達成の際のプロジェクトの頓挫や準備・運用に係る職員の多大な業務負担が最大のデメリットであります。また、PR不足による支援金が集まらないリスクや、返礼品コストの発生、寄附者への活動報告の義務など通常の財源確保以上に手間とリスクが生じます。

町としては、さらなる企業版ふるさと納税の周知を図るとともに、クラウドファンディングについては、今後、調査研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。続いて、ペット同行避難についてお聞きします。

先ほどの答弁で、埼玉県ペット防災手帳を町のホームページからアクセスできるようにしていた、さらに窓口でも配付できるように準備をしていただくということで、大変にありがとうございます。

そして、ペットの同行避難を受け入れるには、スターターキットが必要になります。これは、ペットを連れて避難してきた飼い主同士が協力し合い、速やかにペットの避難スペースを設営・運営できるように、ミッションカードと呼ばれる指示書と物資を取りまとめたものです。このスターターキットの避難所への配備について、町の基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

避難所ペットスペース設営・運営キットであるスターターキットは、避難所担当職員ではなく、ペットを連れて避難してきた飼い主同士が協力し合い、速やかにペットの避難スペースを設営・運営できるように、あらかじめ指示書（ミッションカード）と物資を取りまとめたものでございます。この指示書には順番にやるべきことが書いてあり、順番に進めていくことにより、誰でもペットの受入れ体制を整えることができます。

あわせて、ペット避難スペースを運営するための必要な物資が入っていますが、物資のほとんどがホームセンターや100円ショップ等でそろえることが可能でございます。

動物の愛護また管理に関する法律第7条では、動物の飼い主の責務を定めた根本条文でございます。動物が命あるものである責任を自覚し、習性に合わせた適正な飼養、健康・安全の確保等を義務づけております。このことから、現時点で町としては、指示書や物資を避難所へ配置する予定はございません。ペットの飼育者が責任を持って用意してもらいたいと思います。

しかし、ペットの同行避難に当たって、スターターキットは必要なものとなりますので、町のホームページ等でスターターキットの必要性等の情報提供は行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 町のホームページ等での情報提供、大変にありがとうございます。

続いて、関連質問、これは環境課長宛ての質問になりますが、町内にはペット同行避難を含めて動物愛護の啓発活動に熱心に取り組まれている方々がいらっしゃいます。本格的な写真展示の企画運営などにも取り組まれています。動物愛護週間などの機会に環境課の応援をいただいて写真展示などを町で行っていただくことは可能でしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、西宮議員の再質問に答弁をいたします。

令和7年9月議会の一般質問で答弁をしたとおり、本年の9月20日から9月26日の動物愛護週間に合わせまして、ポスター提示や写真展示など周知等を広報・啓発活動を実施していく予定でございますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） それでは、質問事項2に関しましては、質問を通して本町の給食の施策が町民目線、町民のための施策であり、いかに素晴らしいかということの理解がさらに深まりました。

また、先ほど私が見学した様子を話させていただきましたけども、保護者の皆さんが幼稚園も小学校も中学校も給食の様子を見学する機会がありますと非常に理解が深まり、町、学校等で行っていただいていますけども、ぜひそういうことを継続して行われることを望みます。

4月からの小学校の給食の無償化が無事に実施されることを切望して、滑川町の子育て支援、教育の充実・発展を心から願い、質問を終わります。いずれにしましても、一つ一つの質問に丁寧にご答弁いただき感謝いたします。大変にありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

◇ 原 徹 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議員番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年ももうすぐ3月11日を迎えます。多くの被災者を出した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）から15年が経過しようとしています。この地震では、非常に多数の死者・行方不明者が発生い

たしました。まずは、犠牲になられた皆様にご冥福をお祈りするとともに、また、関係遺族の方々には謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、この地震では多くの人々が被災されたわけですが、これらの被災者の中には行政の職員も多数含まれています。特に宮城県の南三陸町では、3階建ての防災対策庁舎の屋上まで水没し、多くの町職員が失われ、災害への対応にも大きな問題を抱える事態となりました。

滑川町においては、幸いなことに津波の被害は想定されませんので、一気に多くの職員を失うことはないとは思いますが、大きな地震が発生した際には、職員が被災し役場に駆けつけることが困難になることも考えられるほか、役場庁舎等の建物やパソコン・OA機器などが被害を受けることも想定されます。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営、物資の調達、管理及び供給、応急危険度判定、罹災証明書の交付等の多種多様な災害対応に関する業務が発生することから、大規模災害が発生した場合を想定し、優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定することで、迅速かつ的確に災害対策を実施できるように備えておく必要があります。いわゆる災害発生時の業務継続計画の事前の策定が必要とされているわけです。

総務省のホームページで検索しますと、令和5年6月1日現在の地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果が出てきます。それによりますと、滑川町はこれらの計画は策定済みとなっていますので、計画は策定されているのでしょうか。町の防災計画にも町業務継続計画の策定と記されています。しかしながら、町のホームページから資料を検索しても、私にはどうしても町の業務継続計画を探し出すことができませんでした。

そこで質問です。まず1点目、滑川町の業務継続計画の主な内容をお聞かせください。特に計画に定めるべき重要な6要素とされている、(1)、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、(2)、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、(3)、電気、水、食料等の確保、(4)、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、(5)、重要な行政データのバックアップ、(6)、非常時優先業務の整理を中心に計画の概要をお示しいただきたいと思います。

2点目です。災害発生時に業務継続計画を実効性のあるものとするためには、先ほどの質問の6つの項目のうちの(6)、非常時優先業務の整理で整理された非常時優先業務を町の職員がしっかりと把握・理解し、一人一人の職員に課せられた役割を果たすことができるよう、職員に対する教育・研修・訓練を行い、その対応能力の向上に努めておく必要があると考えます。

今後、町の状況の変化や人事異動による各職員の役割や業務の取扱方法等が変わることも想定されることから、毎年度1回は何らかの取組を継続的にを行い、いざというときに速やかに本計画を遂行できるよう、平常時から準備していくことが必要ではないでしょうか。町では職員に対するこれらの教育・研修・訓練を実施していますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

3点目です。災害発生時の人的受援、物的受援計画の概要をお示しいただきたいと思います。

4点目です。令和7年度の予算で計上されていた防災関連の予算の執行状況を確認したいと思います。関連工事や防災備品の購入等が順調に実施されているか、お示しいただきたいと思います。

続きまして、質問事項2です。公園遊具等の整備につきましてお伺いいたします。町内には土地区画整理事業や開発行為などによって整備された公園が複数あります。公園には遊具が設置され、親子連れなどが遊んでいるほほ笑ましい風景を見かけますが、以前と比べて最近は利用者が減ってきているように思います。

みなみ野地区は土地区画整理事業完了から約30年、月輪地区も事業完了から約16年が経過しています。宅地分譲の開始からはもっと多くの年月が経過しており、当初は夫婦と子どもが多くいたこれらの地域も子どもの数は徐々に減少し、高齢者が多くなりつつあります。町ではコミュニティセンターや各地区の集会所などを活用した高齢者向けの事業も行っていますが、せっかくある公園を高齢者の方々にももっと活用していただければよいのではないかと考えます。町内の主な公園に高齢者向けの健康遊具を設置したらよいのではないのでしょうか。高齢者の健康の維持につながるとともに、高齢者と子どもたちとの触れ合いの場になるとも思います。

そこで質問です。1点目、既に町内の公園等に高齢者向けの健康遊具が設置してある場所はあるのでしょうか。また、健康遊具の設置に関する今後の考え方についてお伺いいたします。

2点目です。公園への健康遊具の設置とともに、ゆっくり休めるベンチや公共トイレも整備していただけると、よりありがたく思います。町内に公共トイレは何か所あるのでしょうか、お示しく下さい。

3点目、土地区画整理を行った地域内の主な大きな公園だけにでも結構ですので、トイレを整備してもらえませんか。

以上、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、災害への備えについてを稲村総務政策課長に、質問事項2、公園遊具等の整備についてを福島建設課長に、それぞれ答弁願います。

ここで一旦、暫時休憩します。再開は11時とします。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の質問事項1、災害への備えについて答弁いたします。

町の業務継続計画の概要でございますが、（１）の代行順位でございますが、町長が不在のときは副町長が代行し、町長及び副町長が共に不在のときは、防災主管課の総務政策課長が代行することとなっております。その後は、明確な規定はございませんが、課の設置条例の課順の課長が代行するようになります。

次に、職員の参集体制でございますが、初動体制、警戒体制、非常体制と配備体制の基準があり、どの段階でどの職員が参集するかを定めてあります。

（２）の役場庁舎は、平成25年に耐震補強工事を完了しており、建物の倒壊の危険性は低くなっております。もしも仮に役場庁舎が被災して、本庁舎が使用できなくなった場合には、滑川中学校の校舎を代替施設として使用することを防災計画に定めております。

（３）の役場庁舎内の電気につきましては、停電になったときは自家発電装置15キロワットが作動し、自家発電源により約10時間程度の必要最低限の電源を確保できます。それ以外には、日中であれば太陽光発電、役場内の蓄電池、防災用として稼働式の蓄電池や発電機を備えてある状況でございます。水の保管は、現状では水道庁舎のみであり、職員専用の災害時対応の食料の保管まではできておりません。

（４）でございますが、災害時の通信手段としては、県との連絡のために地上系防災無線、衛星系の防災無線、災害時対応の職員用の通信としてM C A無線機の配備、災害時優先電話を２回線、災害時に電話回線が混線してしまった場合に、２台の携帯電話については優先的に通話できるようになっております。

次に、（５）の行政データのバックアップでございますが、行政が扱う情報には様々なものがございます。主要な情報としては、住民情報と連携した18業務のデータは基幹系システムといい、L G W A N回線を利用しているインターネット関係の業務、公会計システム、文書管理システム、メール等のグループウェアなどは情報系システムと言っております。このうち、基幹系システムはガバメントクラウドを使用し、正データ、バックアップデータの両方をバックアップしております。また、情報系システムも同様に、正データとバックアップデータの両方をバックアップしております。なお、バックアップの方式、場所、回数などは、セキュリティの関係から非公表とさせていただきます。

（６）の非常時優先業務の整理についてでございますが、町の業務継続計画、B C Pの中で優先度の高い通常業務を明記しており、非常時の優先業務を整理しております。

続きまして、②の業務継続計画の実行性でございます。現状におきましては、職員への災害時の初動マニュアルの周知は行っておりますが、それを基にした教育、研修、訓練は実施していないのが現状でございます。

埼玉県においては、滑川町に住んでいる県の職員が災害時にどこに集まって何の役割をするかなど、連絡員の派遣が決められております。原議員ご指摘のとおり、今後は職員一人一人が業務継続

計画を理解し、どの段階で誰がどこで何をすべきかを決め、定期的な研修、訓練を検討してまいります。

続きまして、③の発災時の応援の受入れについては、人的受援・物的受援とも総務政策課が総括し、受援業務の取りまとめを行います。各課局からのニーズを確認した上で、受入れの可否、配置先などを決定いたします。現状では、受援の活動拠点やスペース等についての定めはなく、細かな部分につきましては、今後検討してまいります。

続きまして、④の防災関連予算の執行状況でございますが、まず一番大きな予算をいただいております指定避難所空調設置工事の進捗状況でございますが、福田小学校、月の輪小学校は既に工事は完了し、試運転にはなりますが、卒業式で稼働させる予定で進めております。また、滑川中学校については、現在、空調機器の取付け、電気配線の工事を実施しているところであり、8割程度の進捗となっております。

各指定避難所への防災倉庫の設置につきましては、福田小学校に2台、宮前小学校1台、月の輪小学校1台、滑川中学校1台、文化スポーツセンター1台と全て設置を完了しております。防災倉庫の中に配備を予定しているパーティション、ファミリールームは200台、ダンボールベッド200台、乳幼児用ダンボールベッド18台、組立て式トイレ16基、簡易ベッド100台、発電機7台、蓄電機5台、炊き出し用かまど4台につきましては既に契約済みであり、順次納品ができるものから各指定避難所の防災倉庫と、町の既存の防災倉庫へ配置をしております。

また、まるごと・まちごとハザードマップ設置工事につきましては、滑川及び市野川の河川沿いの電柱のほか、27か所に浸水想定発生の啓発看板や指定避難所案内の看板の取付けを行っております。あわせて、広域避難所案内看板についても避難場所案内看板等に表示内容を変更し、現状に合ったものとして、間もなく設置が完了する予定でございます。

防災気象情報システムにつきましては、総務政策課内の気象情報システムを2月に入替えを行い、雨量や風速、湿度など気象情報データをモニターに表示し、町のホームページ上にも掲載する予定で現在進めております。

防災関連の予算の執行状況は順調に進捗しておりますが、中学校の避難所空調設置工事につきましては、中学校の行事等の関係で工事が若干遅れることも考えられております。また、12月議会で議決をいただいた宮前小学校体育館の空調設置は、現在実施設計を行っており、令和8年度内に工事が完了できるように進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の質問にご答弁いたします。

まず、質問事項2、公園遊具等の整備についてのうち、①、既にある町内の公園等に高齢者向け

健康遊具が設置してある場所がありますか。また、健康遊具の設置に関する今後の考えについてでございますが、まず建設課所管の公園等施設につきましては、都市公園、ポケットパーク、区画整理により設置された街区公園、民間事業者による住宅分譲など、開発行為により設置された公園、合計34施設がございます。その中に、高齢者向け健康遊具が設置された施設はございません。

町内で見ますと別の所管となり、高齢者向けとは言えませんが、谷津の里に約400メートルの健康遊具を用いた健康ロードがございます。また、埼玉県所管、森林公園緑道、駅から約300メートルのところに高齢者向け健康遊具が4基ございます。

健康遊具の設置に関する今後の考え方でございますが、現在、町が管理する公園等の各施設は、設置された時期は異なりますが、設置後長期間経過した施設が多く、遊具等の劣化の進行が見受けられます。そうした中、建設課所管の公園においては、公園施設の安全安心を第一優先として、毎年、全ての遊具、あずまやについて専門業者による安全点検を実施しております。その点検の結果により、修繕、撤去、更新作業を行い、施設の安全維持を優先した管理を行っております。

公園施設では、他の自治体等で発生した遊具における重大事故等を反映し、安全基準の定期的な見直しも行われております。公園に設置された遊具についても、国が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全基準に適合しない構造となってくるとも想定され、今後は通常の維持管理費用に加えて、経年劣化等による施設更新など継続的な歳出が見込まれております。そのため、現時点においては、健康遊具を含め遊具の新たな施設設備について、積極的な設置計画はございません。しかしながら、ご質問にもございますが、みなみ野地区、月輪地区ともに区画整理事業完了後、年月を経過し、地域の年齢構成も変化しております。将来的には、地域の少子化が進むことにより公園の持つ役割も変化し、住民ニーズの変化も考えられます。今後、施設の大規模な更新時には、自治会等地域と協議しながら、健康遊具の設置についても調査研究してまいります。

次に、②、町内には公共トイレは何か所ありますかについてでございますが、建設課が所管する施設への公共トイレの設置状況は、都市公園である都第一公園に1か所、羽尾地区内に整備されたポケットパークに2か所、森林公園駅前北口交通広場に1か所、土塩球場、月輪球場に各1か所ずつ整備されており、合計6か所に設置されております。町内では、別の所管になりますが、谷津の里、伊古の里、二ノ宮山展望塔、総合運動公園管理棟、埼玉県森林公園緑道等で計8か所あり、建設課所管と合計で14か所が設置されております。

次に、③、土地区画整理を行った地域内の大きな公園だけでもトイレを整備してもらえませんかについてでございますが、土地区画整理事業が行われたみなみ野地区、月輪地区に整備された公園は、11公園全てが街区公園として位置づけられております。街区公園は、主に周辺街区内に居住する方々の利用を目的として、誘致距離を250メートルの範囲内で、1か所当たり面積2,500平米を標準として配置される、比較的小規模な公園でございます。

滑川町で整備された公園も、ため池を公園に取り込んだ月の輪中丸公園を除くと、面積はおおよそ1,000平米から2,000平米程度の小規模な公園として配置され、周囲に戸建て住宅、アパートなど多くの方が居住する閑静な住環境に立地しており、公園利用者につきましても近隣にお住まいの方を対象とし、短い時間への利用を想定しております。そうした観点から、現在、街区公園につきましてもトイレを設置しておりません。

ご質問をいただいております公園へのトイレ整備につきましては、街区公園の整備目的と併せて、トイレ設置による近隣住民の方以外の不特定多数のトイレ利用者等による通過交通、路上駐車等の交通問題、トイレの悪臭等による環境衛生の問題、夜間のトイレ利用等による防犯上の問題など多くの課題があり、近隣住民、周辺環境への与える影響が大きいことから、現時点では街区公園へのトイレ整備計画はございません。

今後の方針につきましては、健康遊具での答弁と重複いたしますが、みなみ野地区、月輪地区ともに区画整理完了後、年月が経過したことにより地域の年齢構成も変化し、公園の持つ役割も、遊びの場、運動の場から憩いの場への変化など、公園に対する住民ニーズも緩やかに変化してきていると思われます。そうした中、公園施設の適切な維持管理による公園利用者の安心安全の確保を前提とした上で、将来的な施設の大規模な更新、転換時には、自治会等地域と協議しながら、住民ニーズに応じた整備を調査研究してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） いろいろご丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。ご答弁いただいたことにつきまして、感想も含めながら再質問させていただきたいと思います。

まず、質問項目1の業務継続計画の概要の関係なのですが、1点目のところ、代行順位を定めてある、これは当然のことだと思えるのですが、参集体制も定めているということなのですが、実際に災害が起きたときには、職員の居住の場所ですとか発生の状況によって、その体制どおりには職員が参集できないのではないかと危惧するところです。この辺についても、検討はしっかりしておいていただきたいと思います。時間の関係で、再質問はこれについてはいたしません。要望とさせていただきます。

また、2点目の耐震補強の関係なのですが、町のほうのホームページにも主な公共施設、全て町のほうでは耐震補強工事済みということで、災害時、大丈夫であろうと思います。しかしながら、万が一何かありますと使えなくなることもありますので、中学校の新しい建物でもありますし、そちらが代替施設として定められているということで安心いたしました。

続きまして、3点目なのですが、ちょっとこの辺は答弁をいただいて、心配です。自家発電用の燃料が10時間程度しかないということなのですが、これはやはり物足りないのではないのでしょうか。JAのスタンドが近くにあるということで、そちらのほうから支援をしていただい

るというような契約になっていると思います。しかしながら、本当に災害が起きたときに直ちに届けていただけるのか、間に、準用河川になるかと思いますが、河川もあります。ちょっと心配です。そういう意味であれば、少なくともやっぱり3日分程度の燃料は庁舎の敷地内に備えておく必要があるのではないかと思います。

また、食料についても、当然、職員が詰めて仕事をする必要もあると思いますので、そちらの人数も想定して備えておく必要があると思います。これはほかの再質問と併せて、ちょっと関連で再質問はさせていただきたいと思います。

そして、4点目なのですけれども、通信手段、いろいろ主な手段を確保してあるということで安心いたしました。しかしながら、訓練がどこまでしていただいているのかな、いざ使おうと思ったら、使い方に手間取ってしまうというのはやはり問題があると思いますので、様々な訓練を通じて、使い方を習熟しておくようにしていただきたいと思います。

そして、行政データのバックアップなのですけれども、いろいろなバックアップをいただいていることで、細かい内容はセキュリティーの関係から非公表、この点は理解しましたが、バックアップ先が被災しないことを祈るだけという形にはなってしまうのですけれども、その辺も様々な国全体として、滑川町だけの課題ではないと思いますので、方策は取られていると思いますので、そちらのほうを理解したいと思います。

続きまして、(6)の非常時優先業務の整理の関係なのですけれども、業務継続計画によって優先度の高い通常業務と非常時の優先業務を整理して定めてあることが分かりましたけれども、次の質問でお聞きしたい、やっぱり業務継続計画の実効性というのが一番の課題だと思います。そこで、再質問させていただきたいと思います。

実際に、訓練はまだできていないということなのですけれども、本当に訓練や練習をやったことのないことはできないと思います。実際に、どれだけの職員がいつまでに参集できるのか、再確認を行った上で、しっかりと定期的な研修や訓練の実施をしていただきたいと思います。

大規模災害時に計画を実効性のあるものにするためには、町職員のみでは対応が困難と思われます。地域の皆さんにも協力していただいて、災害を乗り切る必要があると思います。そのためには、現在公表されているのは、地域防災計画が公表されているわけですが、それだけではなく災害時業務継続計画、受援計画も広く住民に周知し、災害時に役場でできること、しばらくは行えない業務があることも知っておいていただく必要があると思います。これについてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁いたします。

地域防災計画につきましては、ホームページ上で公開をしており、受援計画は防災計画の一部と

して掲載しているため公開をしております。業務継続計画につきましては、現状では内部の計画として作成している状況であり、住民へ周知できるものとしては定めておりません。原議員ご指摘いただいたとおり、災害時の対応は行政だけでできるものではなく、広く町民にも理解していただくことが、災害を乗り越えるには大切なことであると思います。今後は、防災計画に付随する受援計画や業務継続計画も公表してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、本当に役場にできること、できないこと、これをやはり住民にしっかり知ってもらって、住民にしてもらわなければならないことを事前に明示して、役場で職員が備えるだけでなく、住民それぞれが備えておくことが大事だと思います。

そして、住民にも当然、具体的な訓練が必要だと思います。住民向けの防災訓練マニュアルの整備、公表、訓練の支援が必要ではないでしょうか。昨年視察に行きました富山県の上市町においても滑川市においても、防災訓練マニュアルを作成、公表し、住民による訓練の支援も行っています。滑川町でも早急に対応してほしいと思います。これは要望とさせていただきたいと思います。

続きまして、3点目の災害時の応援の受入れなのですけれども、規定はあるということなのですけれども、実際に細かな部分について決まっていないということです。対象部署があっても、いざというときに一から業務の内容を検討するのは、やはり困難だと思います。

実際に私、東松山市の職員として東日本台風のときの対応を定めてあっても、やはり現場では実際どうしたらいいのかというのは非常に混乱した記憶があります。より具体的な対応計画のほうを町のほうでも定めておいていただければと思います。

次に、防災関連の予算の執行状況なのですけれども、こちら、7年度は防災関連予算を本当に多めに確保しておいていただきまして、そちらの対応も順調に進んでいることが分かりました。各指定避難所にも防災倉庫が設置され、物資も備えられることになります。今後はなるべく早くこれらを活用した実行的な訓練を行うようにしていただきたいと思いますが、これらを踏まえて再質問させていただきます。

災害への備えとして、町でもいろいろと対応していることは分かりましたが、災害時の対応では、町職員をはじめとする公務員のほかに消防団員の協力、活躍も欠かせないものだと考えます。滑川町では消防団員の多くが町職員であり、一般住民の消防団員は非常に少ない状況と理解しています。滑川町の消防団員の総数と、そのうちの町職員の人数をお知らせください。

○議長（内田敏雄議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現在、滑川消防団の定数は60でございます。現役団員は59名になります。そのうち町職員は41人、率で言いますと69.5%、ほか社会福祉協議会の職員2名を含めると43名となります。約7割以上が役場関係の職員となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございます。やはり、消防団員は町職員が非常に多いのが現状です。町の職員として災害時にも行わなければならない業務、そのほかに、当然、やはり消防団員に従事してもらいたい業務というのがあると思います。1人の人間が両方の業務を行うことは当然できませんので、そこで再質問させていただきます。

町職員としての業務と消防団員として期待される業務のすみ分け、災害が発生したときに、どちらにどう従事したらいいかというすみ分けというのは十分にできているのでしょうか、お示ください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現状では、町職員の中でも業務で出動するのか消防団で出動するのか、迷ってしまう職員がいることも承知をしております。防災計画の見直しでは、人事異動後の新しい組織体制が決まりましたら、その都度体制を見直し、職員が災害時にどの役割で対応するかをあらかじめ割り振り、災害の規模によって流動的に指示を出すように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございます。しかし、思うのが、やはり町の雰囲気なのでしょうか。滑川町には大きな災害はしばらくは来ない、数日たてば、国や県、他の自治体からの援助が期待できるなどの正常性バイアスというのがここには働いているのではないかなと思います。やはり、いつ大きな災害が来るか分かりません。事前の詳細なシミュレーションが必要だと思います。それによって、準備として欠けていること、必要な対策も見えてくるものと思います。

本当に、特に大地震で火災が発生した場合には、町の業務と消防団の業務で特に問題になってくることが想定されます。そういう中で、やはり消防団員の大半が町職員という現状は不都合だと思いますので、町のほうでも対応はしていると思うのですけれども、一般住民の消防団員を増やすための方策、どのようなことを考えているのか、お知らせいただければと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

災害時に重要な役割を担う消防団員の確保は、町といたしましても課題の一つとなっております。現在は、現役の団員やOBが知り合いなどを通じて紹介していただいたり、埼玉県や比企広域消防本部のホームページ、町の広報紙でも消防団員の活動などを紹介し、募集を呼びかけております。これらにつきましては、引き続き積極的に実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 引き続き、積極的にいろいろな方策を取っていただくということですが、消防団員の成り手不足というのは滑川町だけの問題ではなく、全国的な問題となっていて、国でも対策は考えているようです。

平成18年度には消防団協力事業所制度が構築され、その導入推進が図られています。この制度は、消防団活動に協力している事業所を消防団協力事業所として表示、顕彰する制度で、中身としては、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が事業所の社会貢献として広く認められるものと、消防庁のホームページには掲載されています。しかしながら、この最新の情報が令和2年4月で止まってしまっているのです。なかなかうまくいっていない部分もあるのかと思います。

また、この情報によりますと、企業への優遇措置として、長野県と静岡県では法人事業税の減免、そのほか、公共事業の入札参加資格や総合評価方式での加点があったり、または報奨金、あるいは消火器の無償提供、広報紙に広告を掲載する場合の掲載料の免除とかを協力事業所に対する支援策として取っている例があるとして挙げられています。しかしながら、これも平成26年4月1日現在の情報以降が国のホームページにも見当たりません。うまくいっていないのだと思います。

比企広域の市町村圏組合がどうなっているかを見ますと、平成26年9月12日に、比企広域市町村圏組合として、初めてJAさいたま中央が消防団協力事業所として認定されましたとの記載がありますけれども、それっきりになってしまっています。実際にはなかなか難しいのだと思うのですが、これも残念なところです。

県内での支援の状況を調べてみますと、埼玉県消防団応援プロジェクトというのが出てきます。これは、平成28年11月からの取組として県のホームページに掲載されているのですが、消防団員に配布する消防団員カードを消防団応援の店で提示するか、消防団応援の店から事前にいただいたクーポン券等の利用により、割引など様々なサービスが受けられる消防団員の優遇制度ということですが。これらの優遇で消防団員になるインセンティブとして募集していこうということなのだと思います。こちらのサイトで検索すると、滑川町でも3件ヒットしてきます。お店のほうで買物ごとにポイントをプラスするとか、一定以上の金額の購入をすると割引があるとかのようです。

また、お隣の東松山市では25件が検索で出てきます。飲食店や物販店で割引等が受けられるようです。しかしながら、これらが十分、消防団員にも、あるいはお店のほうにも伝わっていないので

はないのかなと危惧する部分があります。

具体的にどこかは言えませんが、先日、政務調査で私ども伺った先のお店に、たまたまこちらの応援の店のステッカーがある事業所がありました。そちらのお店で、こちらはどんな特典か何かがあるのですかと聞いたのですけれども、店員は市がやっていることで、中身は具体的に今は分かりませんという答えでした。これが現状なのだと思うのです。しっかりと、県、町あるいは比企広域消防等でも周知して、せつかくある優遇制度も周知した上で、消防団員が安心して活動できるようにしていただければと思います。

お隣の東松山市では、令和元年東日本台風で大きな被害がありました。そこで業務継続計画の見直しをしているのです。

そちらには書いてあることですが、人手の不足している業務の把握や応援団員の円滑な要請について課題があり、人的・物的資源に関する支援の円滑な受入れが、災害対応を進めていく上で非常に重要であることが明らかとなったとして、災害時に物資、人・物・情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう業務継続計画を見直すとともに、新たに受援の仕組みを構築するとして、令和7年3月、去年3月に見直しをして公表されています。

この計画には災害時であっても組織としての社会的役割や責務を果たすべく、その機能を確保するとともに、中断が許されない業務、または中断したとしても早期復旧、開始を必要とする業務について継続、または早期復旧、開始させるため、事前にその対応の考え方と準備として取り組むべき対策事項を計画したものであると記されています。

非常事優先業務の実施方針としては、1番に市民の命をつなぐ災害応急対策業務を最優先で実施する。2番目に、通常業務を可能な限り停止または縮小する。3番目に、迅速に応援要請を実施すると記されています。滑川町でもこのようにしっかりと実効性のある災害時の業務継続計画を策定していただきたいと思います。

私、先月の初めです。東日本大震災で甚大な被害が発生した宮城県の名取市や石巻市、女川町、南三陸町の被災地へ行き、多くの震災遺構を視察してまいりました。石巻市の大川小学校では、大川伝承の会語り部ガイドの話を聞いてきました。お話によると、やはり訓練が欠けていたこと、災害時の対応の計画が不十分だったことが被災の大きな要因だったようです。

滑川町においても、業務継続計画に基づき災害時の町の対応、町にできること、できないこと、そして住民が主体となって対応すべきこと等を明確にし、訓練もしっかり行って備えることが必要だと思います。ぜひ、しっかり備えていただきたいと思います。

それでは、質問項目の2について、ちょっと感想を述べさせていただきます。高齢者向けの施設なのですが、やはり今、本当に高齢化しております。高齢化している中で、やはり公園はレクリエーション活動や身体的活動の機会を提供し、人々の身体的・精神的健康を促進する場であるとともに、子どもからお年寄りまで地域住民が集い交流を深める場として、地域コミュニティの

醸成に非常に大きな役割を果たす重要な施設だと思います。

現状では、今後検討していったということなのですが、子ども向けの遊具とともに健康遊具を設置することで、またトイレのほうも整備していただければ、より多くの人々が集い、語らう場として、今まで以上に大きな役割を果たし、町の安心、安全にも大きく寄与していくことになると思います。こちらの整備について、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以前はトイレ管理が問題、古くなると衛生面でも問題になるというようなことが、実際、私も課題だと思っておりました。しかし、ここ数年でトイレを取り巻く環境は非常に変わってきております。設備自体も衛生的なものになっておりますし、また、これにいたずらをするような事例も、話をほとんど聞かなくなってきました。

お隣の東松山市では、古いデータですが、平成30年12月現在で、市が管理する公共トイレが61か所、公園もその後できていますからもっと増えていると思います。場所により、週1回から3回、または毎日、清掃や点検を実施しながら、便器の洋式化も進んでいるようです。以前のように、そういうことによって落書きされたり破壊される被害もほとんどなくなっているということでございます。高齢者向けの健康遊具と……

○議長（内田敏雄議員） 原議員、残り時間僅かでございますが、まとめに入ってください。

○10番（原 徹議員） トイレの設備等しっかりと前向きに検討していただいて整備していただくようお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位8番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目がごみ処理の広域化の基本合意と課題についてです。昨年12月18日に、1市4町1村は、ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書を締結をしました。この基本合意の内容は、小川地区衛生組合管内の町村の議会への説明も十分行われず、町民は知らないままに進められました。

この計画の基本的な部分は、既に東松山市でつくられ、その計画に小川地区衛生組合が乗ることになったのです。東松山市の新ごみ処理施設検討委員会は公開され、ネットでも議事録を確認できます。しかし、小川地区衛生組合の町村の議会や町民にとっては、突然の方向転換です。町民には、基本合意を結んだことしか知らされていません。

①、この間の東松山市と小川地区衛生組合協議の経過を公表すべきです。お伺いします。

②として、今後、協議会が設置されます。協議会の公開、議事録の資料の公開などを行うべきで

す。また、住民説明会の開催を求めます。お伺いします。

③、東松山市の資料、令和7年11月25日の資料と、今回、小川地区衛生組合が示した資料とでは、東松山市の単独化、広域化のコスト比較が32%も食い違っています。説明を求めます。

④、小川地区衛生組合による資料では、中部資源循環組合負担金割合を参考に、設備費が均等割10%、人口割90%としています。その基となる人口の基準を伺います。

⑤、新ごみ処理施設の焼却施設は、ストーカ式焼却方式と発電による高効率エネルギー回収です。ごみを燃やし、その焼却熱による発電を行い、その発電量が排出されるCO₂と相殺されるという理屈です。しかし、ごみの30%から40%は、水分を多く含んだ厨芥類と言われる生ごみです。それを燃やすために重油などの投入やハイプラスチック類まで焼却し、逆にCO₂を排出してしまうという施設も出てくるのはこのためです。新ごみ処理施設は、全種類のごみを扱うとしております。これにはハイプラスチック類も入ることになり、それも一緒に燃やしてしまうのではないかと懸念します。お伺いいたします。

⑥、今後、各自治体ともに人口減少が予想されています。また、各自治体は2050年へ向けてカーボンニュートラルを進め、予定されている新ごみ処理施設が起動するときに、ごみのピーク時であります。過大な施設建設は、将来にわたり住民への負担を強いることになり、ごみの有料化へ進みかねません。

町は、これまで進めてきたごみの15分別、ごみではなく資源として循環される社会、生ごみの堆肥化など、焼却処分に頼らなくていい社会構築を目指して取り組むことに力点を置く必要があるのではないのでしょうか。そのために広域化、集約化ではなく、住民の身近なところで完結する廃棄物行政、資源循環行政こそを目指すべきです。自区内処理の原則を堅持すべきだと思いますが、伺います。

次のテーマは、高齢者の切実な声に応えるまちづくりを求めますという問題です。昨年末、町行政への要望を聞くアンケートを実施しました。幾つかご紹介いたします。「私は77歳です。今もアルバイトをしています。介護保険料、国保、住民税、相当な金の支出で十分な生活ができません。75歳から国保になり、生活は苦しくなるばかり、年寄り早く死ねみたいな国になりました」。また、「年金ではとても暮らしていけないのに、国保、介護保険料を払いたくないです」とか、また「この年になっても介護保険は払いたくない。国保だけでいいのでは」とか、「死ぬ前の不安をなくしてほしい」とか、また「介護施設で働いていますが、利用できる方は恵まれていると思います。人生の最後は安心して人間らしく暮らしたい」とか、「値上げは年金生活者には大変困ります。今の生活にはついていけません」などの回答がありました。

①、町はこれらの声はどう応えるのか伺います。

②、また、免許返納後の生活の足の不安から、高齢者にタクシー券を配布してや、町内循環バスの復活や、デマンド交通の改善や、利用されていない入浴券の見直しなどの要望が出されました。

町はこれにどう応えるかお伺いします。

次のテーマは、自衛隊募集広告や防災訓練などの自衛隊との関わり方の見直しをとという問題です。

2024年度の「広報なめがわ」募集欄に掲載された自衛官募集は6回、そのうち中学生を対象にした高等工科学校生徒募集は2回、2025年度では、既に8回の掲載がされております。

①、自衛隊法施行規則第119条が定めるのは、自衛官候補生の募集に関する広報です。しかし、市町村は法定受託義務として一定の協力義務を負うものですが、実施の程度、頻度や掲載量は各市町村の裁量に任せられています。年、何回までの掲載上限や内容チェックを含む、町独自の基準の整備が必要なのではないでしょうか。お伺いします。

②、県内で高等工科学校の募集広告を掲載する自治体は4カ所だけです。高等工科学校の生徒募集は、候補生募集には該当しないため、法定受託義務の範囲外です。さらに、高等工科学校（少年自衛官養成）は、進学の名目ですが、実態は就職であり、職業安定法に抵触のおそれがあります。

子どもの権利条約は、15歳未満の子どもに軍事情報、車両、武器、制服などへの接触機会を広げることが慎むべきとしております。条約の趣旨からも、町は高等工科学校の募集はやめるべきです。お伺いいたします。

③、町は、自衛隊から年間事務委託費として2万1,000円を受け取っています。広報への掲載費用だと思われませんが、これまでほぼ年6回でしたから、7年度の8回ということになると、費用不足になるのではありませんか。不足の場合、その費用はどこで賄っているのかお伺いします。

以前、滑川中学校でも防災訓練への自衛隊参加がきっかけで、2年生への自衛隊募集チラシの配布があり、そのときは校長も反省した経緯があります。

④、それらの検証は行われたのでしょうか。

⑤、現在、中学校の防災訓練への自衛隊参加は行われていますか、お伺いします。

町の地域防災訓練第11回（令和5年）と第12回（令和7年）に自衛隊が参加をしました。

⑥、防災訓練での広報活動や防弾車両の展示の災害対応の必然性についてお伺いいたします。現在、自衛隊の任務は、専守防衛や災害派遣から戦闘行為を想定する体制へとシフトしています。2023年に、戦死時の遺体取扱い訓練が初めて実施されました。戦闘地域に赴く可能性が現実として検討されています。

⑦、町は若者に対し、今日の自衛隊の任務とリスクを正確に理解、説明する責任があるのではないのでしょうか。かつて戦時中、赤紙配付を自治体職員が行った歴史的教訓を踏まえ、住民の生命、幸福を守る自治体本来の使命に立ち返るべきです。お伺いいたします。

⑧、自衛官不足に伴う募集強化の波に対し、自治体は安易に追随せず、若者の一生に及ぶ影響、命の危険を伴う職務を創造力を持って考える必要があるのではないのでしょうか。

以上をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項 1、ごみ処理の広域化の基本合意と課題についてを関口環境課長に、質問事項 2、高齢者の切実な声に応えるまちづくりを求めるについてを篠崎高齢介護課長に、質問事項 3、自衛隊募集広告や防災訓練などの自衛隊との関わり方の見直しをのうち、①、自衛官候補生の募集に関する広報についてと、②、高等工科大学の募集広告についてと、③、自衛隊からの年間事務委託費についてと、⑥、地域防災訓練での広報活動や防弾車両の展示についてと、⑦、自衛隊の任務とリスクを正確に理解、説明する責任についてと、⑧、自衛官不足に伴う募集強化についてを稲村総務政策課長に、それぞれ答弁願います。

質問事項 3、自衛隊募集広告や防災訓練などの自衛隊との関わり方の見直しをのうち、④自衛隊募集チラシの配布の検証についてと、⑤、中学校の防災訓練への自衛隊参加についてを澄川教育委員会事務局長に、それぞれ答弁願います。

ここで暫時休憩にします。再開は午後 1 時とします。

休 憩 (午前 11 時 54 分)

再 開 (午後 1 時 00 分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員からのご質問、ごみ処理の広域化の基本合意と課題について答弁をいたします。

ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意は、令和 7 年 12 月 18 日、東松山市と小川地区衛生組合を構成する 5 か町村において基本合意書が締結されました。これまでに議会に対しまして、令和 7 年 4 月の臨時議会中の全員協議会におきましては、一般廃棄物の広域処理に係る可能性を検討する事務的協議について、東松山市からの依頼により協議を開始することを報告させていただきました。また、同年 6 月定例議会中の全員協議会においては、勉強会の経過報告をさせていただきました。その後の小川地区衛生組合構成町村において、環境負荷とコストについて慎重に協議を重ねました。そして、昨年 11 月 11 日の衛生組合の正副管理者会議において、広域ごみ処理について広域化の方向性の判断をいたしました。

また、昨年 12 月定例議会中の全員協議会では、広域化の方向性の判断を衛生組合正副管理者が行ったことにより、当町議員の皆様に対しまして、広域化新ごみ処理施設建設と小川地区衛生組合現行委託を継続した場合のコスト比較を行った報告をいたしました。報告の内容は、埼玉中部資源循環組合の負担割合を参考にコスト比較を行いました。広域で施設整備を行い、20 年間の運営費を含めた金額としては 216.8 億円となります。これは、小川地区衛生組合管内の町村の負担費用となります。

次に、小川地区衛生組合の現在の処理方法である民間委託を20年間継続した場合、コストを試算した結果、220.7億円となりました。この2つを比較すると3.9億円のコストメリットが出るという結果を報告いたしました。

また、併せましてCO₂削減効果についても報告をいたしました。報告内容は、広域化新施設におけるCO₂排出量削減のメリットについては、小川地区衛生組合委託のオリックス資源循環株式会社の寄居バイオガスプラント及び寄居工場と、今後計画が予定される広域化後の新ごみ処理施設とのCO₂削減効果について比較検討を行いました。その結果、広域化後の新ごみ処理施設のほうが実質CO₂排出量が少ないことが分かりました。

広域化後の新施設でCO₂排出量が削減される主な理由は、大規模化による発電能力の向上、電力購入量と燃料使用量の削減、収集運搬の効率化が考えられ、大規模化による発電能力の向上については、小川地区衛生組合単独で焼却施設を設置した場合は、施設規模が小さいため、発電施設を設けても発電効果が期待できない見込みとなりますが、新施設は広域化により施設規模が大きくなるため、発電効果が十分に見込めることとなります。稼働後は自前の電力を使用し、電力の購入を減らした分のCO₂排出量を削減できる見込みでございます。

また、電力購入量と燃料使用量の削減ですが、オリックス資源循環の既存施設と比較しても、広域化後の新ごみ処理施設は、電力購入量及び燃料使用量が少なくなる見込みのため、広域化後の新ごみ処理施設のCO₂排出量は少なくなる見込みでございます。

また、収集運搬の効率ですが、従来の収集運搬距離と比較して、構成町村により多少の長短はありますが、総合的に見ると収集運搬距離が短くなることによりCO₂の削減が見込まれます。

これらの比較検討の結果から、環境負荷、実質CO₂排出量において、広域化後の新ごみ処理施設は現状よりもCO₂排出量の削減が見込まれます。広域化により、より環境に優しいごみ処理体制が構築されることが見込まれることを説明いたしました。これは、施設全体のCO₂排出量に對しまして、熱回収等によるCO₂削減効果を差引きし、CO₂の実質排出量を求めた結果となります。また、併せて基本合意の内容についても説明をさせていただきました。

まず、広域処理の枠組みについては、東松山市と小川地区衛生組合の構成町村である小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村の6市町村となります。

次に、施設の立地場所については、東松山市内となります。市内のどの場所になるかはこれからの協議となります。

次に、整備開始までの協議体ですが、協議会の設置を予定しております。その協議会において、今後の広域化について協議を進める予定でございます。

次に、広域処理対象のごみ種ですが、全てのごみ種を受け入れる予定でございます。

次に、整備運営を行う主体、事業主体ですが、一部事務組合の新規設立を考えております。また、環境負荷を低減することを基本合意書には記載されております。また、これら12月議会の全員協議

会での説明で分かりづらい点がありましたので、本年1月13日に衛生組合からの統一資料を配付させていただきました。このように事あるごとに、町民の代表であります議員の皆様には説明をさせていただきます。

それでは、最初の質問、基本合意までの協議過程を公開すべきについてでございますが、先ほど説明したとおり、令和7年12月に、1市4町1村において、ごみ処理の広域化の推進に関する基本合意書の締結をいたしました。令和7年4月からこの合意に至るまで様々な協議、勉強会が開催されました。内容については、先ほど説明したとおり、議員の皆様には経過報告としてご説明申し上げております。これまでの協議、勉強会は、ごみ処理の広域化の可能性を調査研究するものであり、ごみ処理の内容や費用負担を協議するものではありません。今後、協議会として本格協議が始まるわけでございますが、その中でごみ処理施設整備構想や、今後ごみ処理を行う一部事務組合の費用負担割合等を協議してまいります。現在、これから設置する協議会の在り方を検討しておりますが、今後の協議結果については、より開かれた協議となるよう、構成市町村として多く町民にご理解をいただけるよう働きかけてまいりたいと思います。

次に、今後の協議会の公開、審議内容・資料の公開、住民説明会の開催を求めるについてでございますが、先ほども申し上げましたが、滑川町も構成市町村の一部でございますので、簡単に住民説明会を実施しますとお答えできませんが、現在、協議会の在り方を検討しております。より開かれた協議となるよう、構成市町村として広く町民にご理解いただけるよう働きかけてまいります。

次に、③、東松山市の説明資料と小川地区の資料との数値に乖離があるについてでございますが、まず東松山市の公表している資料でございますが、東松山市は、当初、単独でごみ処理施設の建設を検討していたようです。しかし、以前より物価高騰や労務費の高騰により想定以上のコストがかかることが分かったようです。その結果、広域化を検討するに至りました。その結果として、東松山市の公表資料は、単独建設と広域化建設の比較をしております。

対しまして、本年1月10日に配付しました小川地区衛生組合の統一資料についてでございますが、小川地区衛生組合では、令和4年度よりオリックス資源循環へ可燃ごみを委託し、処理を行っております。今回の東松山市より広域化の打診があり、可燃ごみを委託から広域の新施設建設への方向転換をした場合の比較を行いました。建設費については、東松山市の委託業務の中で積算しておりますので、東松山市と同じ数値を使用しております。

小川地区の資料は、委託を継続した場合と広域化建設を比較しております。そのため、そもそも比較対象が異なるため、資料で使用した数値も変わってきております。また、負担額についても使用しております負担割合の数値が異なり、東松山市においては建設費については人口割100%として積算し、運営費についてはごみ量割100%とした負担割の数値を採用して積算しているようでございます。

一方、小川地区におきましては、埼玉中部資源循環組合のときに採用された数値を採用しており、

建設費は均等割10%、人口割90%、運営費は均等割5%、人口割15%、ごみ量割80%という負担割の数値を採用しております。この建設費の均等割10%という額が比較の際には比較的大きく影響しており、コストメリットの乖離にも影響を及ぼしているものと考えております。

次に、④、小川地区の資料にあります人口割90の根拠となる基準についてでございますが、人口割90の根拠とした数値は、令和7年4月1日を基準としております。

続きまして、⑤、新施設へ廃プラスチックが搬入され焼却されてしまうのではないかについてでございますが、現在の協議内容として、施設の内容についての検討に至っておりませんので、明確にお答えはできませんが、全ごみ種を新施設へ入れるということは、その施設において不適物除去等の中間処理が行われると推察されます。その中で各種リサイクルへ向かうものと、焼却へ向かうものとで分別されると想定しております。町としてもゼロカーボントウン宣言を行っておりますので、なるべく多くのごみがリサイクルへ循環されるような施設へとなるよう、構成市町村として働きかけていきたいと考えております。

最後に、⑥、町独自の処理方式を検討し、焼却に頼らないごみ処理を行うべきについてでございますが、昨年6月の阿部議員からの一般質問でもお答えしたとおり、現在、滑川町は小川地区衛生組合の構成町村として一般廃棄物の広域処理に参加しております。廃棄物の処理については、町村が個別に処理場を整備するより、広域処理するほうがCO₂の削減等様々なメリットが考えられます。このため、町独自のごみ処理方式を検討する予定はございません。

しかしながら、今後、広域化の施設規模の検討の中で、各自治体におけるごみの減量化が必要となると十分に認識しており、阿部議員ご指摘のとおり、過大な施設整備とならないよう設計すべきと考えております。

今後のごみ処理施設の運営費負担割合がどうなるかは現状では分かりませんが、ごみ量割が採用された場合には、町のごみ減量化が町の財政へも大きく影響してくるものと考えております。滑川町としましても、ごみの減量化は喫緊の課題と認識しており、今後とも調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問のうち、質問事項2、高齢者の切実な声に応えるまちづくりを求めるについての①、②について、一括して答弁させていただきます。

2024年、令和6年に厚生労働省が公表した国民生活基礎調査によりますと、高齢者世帯の約56%が「生活が苦しい」と回答しており、物価高騰や介護保険料、医療保険料などの負担増により、半数以上の高齢者が生活苦を感じている状況が明らかになりました。年金主体の収入に対する生活費の高騰が要因と言われております。食料品や光熱費の相次ぐ値上げが家計を直撃しており、年金収

入だけでは生活費が不足する家計赤字の世帯が多く、介護保険料や医療費の自己負担増も負担となっております。

一方、生活にゆとりがあると答えた高齢者世帯は僅か４％台にとどまっており、高齢者世帯において年金中心の限られた収入の中で生活費を賄うことに大きな負担を感じている現状を示しております。

介護保険料につきましては、３年ごとに介護保険事業計画を策定する中で、高齢化率や所得状況、今後３年間の必要な介護サービス等給付額を見込み、市町村ごとに設定されております。現在、第９期介護保険事業計画での滑川町の介護保険料は、全国平均の保険料基準額月額６,２２５円、埼玉平均の５,９２２円よりも低く、月額５,０００円で第８期と変更することなく設定ができております。

低所得者に対しては、保険料の軽減として国、県からの補助があり、保険料第１段階から第３段階の方は、第８期の保険料と比べて減額となっております。また、滑川町は町独自の制度として介護保険利用者負担額軽減制度を設けており、介護保険サービス利用者負担額の一部を支給しております。

このように町としては、可能な限りの負担軽減を図っているところでございます。保険料の支払いなどが困難となった方については、個々の事情を十分にお聞きした上で減免措置を適用するなどの対応をしております。

介護保険制度は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合う全国共通の制度であり、介護保険制度の財源は、介護保険料と国、県、市町村で負担しており、全体の５０％を公費が占めております。６５歳以上の第１号被保険者の保険料が全国的に上昇し、負担が限界に近づいているため、国の財政責任を強化し、国庫負担割合を引き上げるべきと要望が出されております。また、介護給付費におきましても、国の法定負担分を充実させるよう求めています。今後も県と共に要望を続けてまいります。

私たちは、常に住民の目線で仕事をするよう心がけており、住民の立場、視点に立ってその方にとって本当に必要なこと、最善の策は何かなどを一緒に考えさせていただいております。今回いただきました町民アンケートの個々の答弁につきましては、個人の事情に深く関わる内容もあるため、議会という公的な場での回答は差し控えさせていただきますが、町民の意見として尊重し、アンケート結果の背景にある課題を十分に認識し、町民の生活改善と地域課題の解決に励んでまいります。

町は、介護保険事業計画の中で「町民の健康・安心・生きがいを共に創り、共に支えるまちづくり」を基本理念に掲げております。年齢を超えて互いに助け合う、支え合う、参加と協働の福祉のまちを目指し、総合的に施策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問事項3、自衛隊募集広告や防災訓練などの自衛隊の関わり方の見直しをについて、総務政策課が所管する事項について答弁いたします。

まず最初に、広報紙への掲載上限や内容チェックを含む独自基準についてでございますが、掲載内容につきましては、基本的には掲載依頼文にある掲載例の内容を広報紙のスペース等を考慮しながら決めております。掲載回数は防衛省から来る事務委託料に対して掲載記事の大きさ、面積に応じて掲載費用を算出しているため、事務委託料に見合った紙面の面積とするため、年度ごとに掲載回数が増減をいたします。今後は、「広報なめがわ」有料広告掲載取扱要綱等を参考に掲載費用を算出して、掲載回数等を検討してまいります。

次に、②の自衛隊高等工科学学校試験募集案内の掲載についてでございますが、自衛隊高等工科学学校試験募集案内の記事は、防衛省事務次官により通達された中学校在校生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領等に基づき掲載したものであり、職業安定法に違反しないものと解しております。

阿部議員ご指摘の子どもの権利条約第38条第2項では、締約国は15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確約するための全ての実行可能な措置を取る。第3項では、締約国は15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものと努力を要請しております。自衛隊高等工科学学校の入校は満15歳以上の者となり、必ずしもこの条約に反しているとは思っておりません。

なお、2000年の国連総会において、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書においては、この範囲が18歳未満まで拡大をされております。自衛隊高等工科学学校の生徒募集については、法定受託事務の対象外としている自治体も多いものではあります。今後、高等工科学学校の生徒募集の広報紙の掲載については検討してまいります。

3つ目の事務委託費についてでございますが、事務委託料は広報紙への掲載に係る費用であり、滑川町は掲載記事の大きさに応じて算出をしております。算出方法は、広報紙を発行した月の総額費用に対し紙面全体の面積を除して基礎単価を算出し、それに掲載した自衛隊募集の記事の面積を乗じて1回ごとの記事の費用を算出しております。令和7年度は、「広報なめがわ」の発行経費が令和6年度に比べ紙質の変更等で発行経費が減額となったことが要因となり、防衛省からの既定の事務委託料に見合った費用とするため掲載回数が増加したものでございます。今後は、「広報なめがわ」有料広告掲載取扱要綱等を参考に掲載費用等を算定し、掲載回数等を検討してまいります。

次に、⑥の防災訓練での広報活動や防弾車両展示の災害対応の必然性についてでございますが、自衛隊は、災害や風水害などにおける人命救助活動、物資輸送支援、給水支援や林野火災における消火活動など、災害時において重要な役割を担っております。発災時には、本町においても自衛隊への災害派遣要請を行うことから、第12回滑川町地域防災訓練において、訓練参加者に対し災害時の救援活動等を紹介した救援活動説明用パネル、被災地へ赴いた車両1台、人命救助システムの展示を依頼いたしました。防災の観点では現時点で自衛隊による各種救助活動により多くの人命が救

われているのは、周知の事実であると思います。各種救助活動を紹介していただく機会を設けることで、町民が被災地の状況などを知ることができ、防災意識の高揚に寄与できたと認識しております。今後、自衛隊の任務や災害派遣の在り方などに変更が生じた場合には、変更内容に応じて町としても自衛隊との関わり方も検討していく必要があると考えております。

次に、⑦の自治体本来の使命についてでございますが、地方自治体は、住民の福祉増進を基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する責務を負う。また、私たち地方公務員は、日本国憲法を尊重し、かつ擁護すること、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主かつ能力的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓い、業務を行っております。

本町では、憲法第9条などの理念に基づき、非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、平成27年12月に非核平和都市宣言を行っております。今後も自治体の責務、公務員の責務を念頭に置き、業務を行ってまいります。

次に、⑧の自衛官不足に伴う募集強化への対応についてでございますが、自衛隊が自衛官不足に伴い募集の強化をしていることは承知をしております。町としては、募集広報の積極的な強化は行っておりません。今後も法定受託事務として適正に募集事務を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の3番、自衛隊募集広告や防災訓練などの自衛隊との関わり方の見直しをのうち、質問の4、滑川中学校での自衛隊募集チラシの配布があり、それらの検証は行われたかについて、答弁をさせていただきます。

令和6年3月議会で答弁させていただいたとおり、自衛隊募集のチラシ配布については、その後の検証と再発防止の対応が既になされています。教育委員会としても自衛隊募集チラシの配布は適切ではなかったとし、自衛隊募集のチラシに限らず、生徒等への配布物については、内容等のチェック機能の確立とそれを実行する体制整備を当時中学校に対して指導しており、指導内容に沿った対応を既に中学校で実行されております。

続いて、質問の5、現在、中学校の防災訓練への自衛隊参加は行われていますかについて答弁をさせていただきます。中学校の防災訓練において自衛隊の参加は行われておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、ごみの焼却施設の問題で再質問したいと思います。

この間、小川衛生組合の資料によると、ごみの量とか様々な数値を出している表があるのですが、その中に資源化率というのと最終処分率という報告があるのです。これがこの間、令和4年からオリックスのバイオプラントによる処理に変えたということで、資源化率というのは大きく上昇しました。それまで20%台だった数値が88%と非常に上がったわけなのです。要するに、それだけ資源化が進んだということなのです。最終処分率も4.5%から2.8%と最終処分も減ってきたというような数値があるのです。

これまで町は、今回、ごみカレンダーが出ましたけれども、「ごみか資源か僕たち次第」と、いかに資源化をすることが重要かというのを町がこれまでも進めてきましたし、こういったようなことで町民の皆さんにも協力をしてもらおうということでやってきたわけです。それがこのように、先ほど広域化ということで出していますけれども、その広域化が行われると資源化率が先ほどの88%から69%へと大きく減少するという数値を出しているのです。これについて私たちは、資源化率をどんどん、要するに資源化というのは、とにかくごみというのは資源化して再生していくのだということ、リサイクルをしたり様々な方法で資源に替えていくだということ、町民の皆さんもそういう思いでやってきたわけですが、それに逆行するような大きな方針転換をやったという、要するにこの基本合意というのはそういう中身になるのだということなのだと思いますけれども、それについてどう思いますか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

先ほども答弁したように、新しい施設がどういった形になるかというのはまだちょっとはつきりしないのですが、その中で先ほど言ったように、資源化って町のほうもカーボンニュートラルというようなことも考えて進めておりますので、各種リサイクル、それについては十分進めていけるような施設になっていくように構成町村の一部として十分に今後話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かっていないのではないかなと思うのです。要するにCO₂を削減しますよということで、発電によって、発電というのは要するにごみを燃やすことによって発電が生まれるわけです。そういうような、カーボンニュートラルも同じような考え方ですが、そうやって要するにプラス・マイナス・ゼロにするということでCO₂削減だというふうに言っているの、要するにCO₂の排出量は実質幾つかというふうになっているのだけれども、実際はCO₂を出しているのです。大事なのが資源化率なのです。資源にどれだけ返していくかと。この大きな方針転換をこれまでの小川地区衛生組合が丸のみしてしまったという問題は、非常に大きな方針転換だ

と思うのです。それを十分に町民の皆さんに知らせないままやってきてしまったのではないかなというふうに思うのです。これは、町長にお聞きしたいのですけれども、これだけの大きな方針転換を十分な説明もしないままごみ政策を転換するということについてはどうお考えなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

急な質問ですので、何と答弁していいか分からないのですけれども、我々は前から言っていますように、小川地区衛生組合の中の一員として全てを協議して進めるということで、そういった疑問についてもこれから考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 本当にこの問題について、私は環境課も本当に十分理解しないまま進めてきているのではないかなというふうに思うのです。町もほかの市町村もそうですけれども……

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、残り時間僅かでございます。まとめに入ってください。

○5番（阿部弘明議員） はい、分かりました。そういうことで、ぜひもう一度、なぜそうなったのかということをよく考えていただきたい。東松山の言うままにとにかく乗っかってしまおうというような態度では駄目だと、そういう姿勢では駄目だということを申し添えて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

1、図書館の相互利用について。滑川町には、比企eライブラリとともに、近隣市町村と図書館を相互利用できる仕組みがあります。近隣市町の図書館はそれぞれ特色と魅力があり、町民は使いやすさ、行きやすさなどから利用する図書館を選んでいると思います。

①、東松山市、嵐山町、小川町の図書館を利用している滑川町民の数と貸出し冊数を教えてください。

②、また、滑川町立図書館の滑川町民利用者数と貸出し冊数、東松山市、嵐山町、小川町住民の滑川町図書館への来館者数と貸出し冊数を教えてください。

2、建物のライフサイクルコスト（LCC）と公共施設について伺います。建物のライフサイクルコスト（LCC）は、公共施設を運営する上で重要な考え方です。ライフサイクルコストとは、建物の規格、設計から建設、運用、維持管理、修繕、更新、最終的には解体、廃棄に至るまでの全

期間で発生する総費用を指します。近年では、ランニングコスト、運用費、維持費が初期建設費を大きく上回るケースが多く、例えば一般的なオフィスビルでは、建設費よりも使用期間中の費用が4倍近くにもなるとされています。滑川町の施設管理を見ると、壊れてから直す方法が取られているように見受けられ、最近では壊れてから長期間直さない状況も見られます。

2025年だけで使用できない期間があった施設は、総合運動公園のナイター施設、コミュニティセンターの空調があり、エコミュージアムセンターのウッドデッキは劣化から危険な状態へと進む状況にもかかわらず修繕が予定されていません。

国土交通省営繕部による令和8年度各所修繕費要求単価によると、経過年数1年以上から6年未満の平米単価は296円に対し、経過年数51年以上56年未満では平米単価1,081円になります。適切な維持管理のためには築年数が増えるほど費用をかける必要があります。滑川町の公共施設の多くは、コミュニティセンターと同様、法定耐用年数を迎えつつあり、修繕費用が新築直後の3倍以上になる時期に差しかかっています。

①、滑川町で保有する公共施設の計画的な修繕費用はどれくらいでしょうか。令和6年度決算額、令和7年度見込額、令和8年度予算額でお答えください。

②、現在計画が進行中の新コミュニティセンターのライフサイクルコストの額を試算していますか。その額は幾らですか。

③、現時点で保有する公共施設の修繕費用を確保し、空調、トイレなどの設備が機能し安全に利用できる状態で住民に提供する、これがまず優先すべきことです。福祉センターと新コミュニティセンターに投じられた税金は、従来の個別施設計画によれば既存施設の修繕に充てられるべき税金でした。財政が厳しいことを理由に修繕がされていない施設箇所は、このまま予算がつかないのでしょうか。

3、「指定緊急避難場所の指定に関する手引」の改訂について。令和8年1月に指定緊急避難場所の指定に関する手引が改訂されました。地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所を指定する場合、管理条件と立地条件を満たさなければならないとそこには書かれています。そのうち立地条件とは、洪水発生時に人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という）内にあるものであることとあり、安全区域に該当しない区域の例として、洪水の場合は水防法の浸水想定区域とあります。

①、滑川町洪水ハザードマップには浸水想定区域内に滑川町役場、総合運動公園が指定緊急避難場所として記載されています。この2か所の立地は、安全区域に該当しないため立地条件を満たさないと考えますが、いかがでしょうか。

②、立地条件を満たさない場合であっても構造条件を満たせば避難場所として指定しても特段の支障が生じないものとされています。洪水や内水氾濫等において構造条件を満たすか否かのポイントに、基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、かつ想定水位以上の高さに避難スペースがあるこ

と等とあります。滑川町役場は堤防等の近傍に立地すると考えますが、いかがでしょうか。

③、総合運動公園は、想定水位以上の高さに避難スペースがないと考えますが、いかがでしょうか。

④、滑川町役場と総合運動公園を指定緊急避難場所から外す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

⑤、本改正では、やむを得ず自動車避難を行う場合に備えた駐車スペースの拡充など、住民の円滑な避難の確保、安全な避難経路等、避難の方法に関する追記がありました。カムチャッカ半島東方沖地震による津波を受けての改正ではありますが、滑川町での洪水被害の想定にも配慮すべき事柄です。

役場周辺に集中する避難場所に車で避難して駐車した場合、浸水深30センチメートルで車両故障の可能性はあります。住民の命と財産を守る避難所指定とは言えません。洪水ハザードマップで想定される浸水が役場周辺で起きた場合、避難中の駐車した車に被害はあると考えますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、図書館の相互利用についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、建物のライフサイクルコスト（LCC）と公共施設についてと質問事項3、指定緊急避難場所の指定に関する手引の改訂についてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

図書館の相互利用について、質問の①、東松山市、嵐山町、小川町の図書館を利用している滑川町民の数と貸出し冊数について、答弁をいたします。

質問にあります各市町の図書館を利用している滑川町民の数や貸出し冊数は、本町の図書館システムでは把握できないため、各市町に照会をかけ回答いただいた数値にて答弁をさせていただきます。なお、確認した期間については、令和6年4月1日から令和7年3月末までを対象としております。

まず、東松山市立図書館を利用している滑川町民の数ですが、東松山市では把握していないということで不明でございましたが、滑川町民への貸出し冊数は2万810冊でした。

次に、小川町立図書館を利用している滑川町民の数は503人、滑川町民への貸出し数は2,283冊です。

最後に、嵐山町立図書館を利用している滑川町民の数は2,988人、滑川町民への貸出し数は1万4,252冊です。

続いて、質問の②、滑川町立図書館の滑川町民利用者数と貸出し冊数、東松山市、嵐山町、小川町住民の来館者数と貸出し冊数について答弁をいたします。

先ほどと同じ令和6年4月1日から令和7年3月末までの期間を対象に、本町の図書館システムにて抽出した数値をもって答弁といたします。

初めに、滑川町立図書館の利用者数ですが、滑川町民の数が9,219人、他市町村についてですが、来館者数の把握はできませんので、貸出し状況から利用者数という形で答弁をいたします。東松山市民が850人、嵐山町民が265人、小川町民が104人です。

また、各居住地の利用者に貸し出した図書の冊数ですが、滑川町民が6万4,990、東松山市民が3,605冊、嵐山町民が1,216冊、小川町民が452冊となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問事項2及び質問事項3について答弁いたします。

初めに、質問事項2、建物のライフサイクルコストと公共施設のうち、①の修繕費用についてでございますが、令和6年度決算額は1,333万4,000円、令和7年度見込額は8,651万8,000円、令和8年度予算額は353万1,000円となります。これは滑川町公共施設等総合管理計画において対象としている公共施設のうち、3つの条件により修繕費を算出したものでございます。

その1つ目が、建物の機能性・安全性に大きな影響を及ぼす部位である躯体、外壁、屋根に係る工事のほか、建物の設備工事として電気、照明、給排水、空調設備に係る工事のうち、既存の公共施設に対し主に経年劣化による機能低下に対する機能回復を目的とした工事であり、かつ緊急的な修繕ではないものとしております。

2つ目が、公共施設の長寿命化等に起因をしない新たな機能追加に伴う工事、例えば小中学校体育館への空調新設の工事、また公共施設の増築や新築、福祉センター、コミュニティセンター等は対象外としております。

3つ目に、令和7年度に予算計上したものの当該年度、令和7年度中に事業が完了する見込みがなく、翌年度8年度への繰越し事業となる可能性があるものに当たっては、予算計上年度として積算し、令和7年度見込額として積算をしております。この修繕費は、公共施設の築年数や構造等の違いがあり、一概に年度別の金額で比較できるものではありません。

次に、②の新コミュニティセンターのライフサイクルコストについてでございますが、現在新しいコミュニティセンターは、実施設計にて詳細な仕様を決定し、建設費の積算をしているところでございます。人件費、製品等の価格高騰が著しい現状において、長寿命化対策を含んだライフサイクルコストの検討は施設完了後としておりますので、現時点で正式な試算はしておりません。施設

の設計においては、メンテナンスのしやすさを重要方針に掲げており、構造や部材を選定しております。このようなことから、施設完成後に改めてアセットマネジメントの観点から、公共施設等総合管理計画の中で長寿命化対策を検討していく予定であります。

次に、3つ目の公共施設の修繕についてでございますが、滑川町公共施設等総合管理計画等をはじめとした各種計画にのっとり、施設の整備に取り組んでおります。また、事業の実施に当たっては、事業の優先性・緊急性を勘案するのはもちろんのこと、その当時の財政状況も勘案しながら事業を推進する必要があると考えております。特に現在は、公共施設の整備のほか、道路、橋梁等をはじめとしたインフラ整備も喫緊の課題となっております。事業財源については、単年度における一般財源負担の軽減のために、補助金や地方債を有効的に活用できれば積極的に事業に取り組んでまいりたいところです。よって、計画に変更が生じることもございます。

公共施設等の整備に関する需要は今後ますます高まることが想定される中、限られた財源の中でより質の高い住民サービス、また安全で安心して利用できる公共施設の整備に引き続き努めてまいります。

次に、現状の地域防災計画に記載のある指定避難所について答弁させていただきます。災害の種類によって分けたものではなく、主に地震を想定として緊急避難場所として指定しております。今まで災害種別による避難場所、避難所の見直しを実施してこなかったため、現在策定中の地域防災計画では、災害種別による避難場所、避難所の指定を行い、町民にも周知をしてまいります。

②の指定緊急避難所の指定に関する手引の構造条件でございますが、確かに上野議員ご指摘のとおり、堤防等の近傍に立地していないことが条件となっております。しかし、役場南側を流れる1級河川滑川は堤防のない掘り込み河道の構造で、洪水が堤内側に越流しても堤防がないため、堤防が決壊することがありません。河川の水位が低くなれば越流しても比較的早く引くのが特徴となっております。一般的に建設上では、堤防とは主に盛土によって周辺地盤より高く造成された構造物を指し、築堤構造と言われます。掘り込み河道は周囲の地盤を掘り下げた構造であるため、構造上、盛土で形成された堤防とは区別されます。このことから、手引の中の条件も、河川の近傍ではなく、あえて堤防等の近傍と表示しているものと解しております。

役場の敷地については、想定浸水深0.5メートル未満の浸水想定区域に入っております。しかし役場の建物内の執務場所等は、G Lと言われる地盤面の高さ基準面より0.8メートル高く、4階建てとなっていることは手引の構造上のもう一つの条件である想定水位以上の避難スペースがあるとの条件は満たしており、指定緊急避難場所の指定に関する手引における指定基準上の解釈でも同様と考えております。さらに手引には、過去の津波や洪水発生時の実績等を基に判断することも差し支えないとしております。このようなことから、構造条件を満たしていると考えております。

次に、③の総合運動公園の避難スペースについてでございますが、グラウンド高が想定浸水深以上の高さにならないため、現在見直し中の地域防災計画では、洪水災害を除いた災害の避難場所として

指定の変更をしてまいる予定でございます。

④の役場と総合グラウンドを指定緊急避難所から外すかについてでございますが、現在の町全体の避難場所、避難所の箇所数を考えても避難所、避難場所の数が少ない状況にあります。役場庁舎、総合グラウンドを指定緊急避難場所から外すことは、地域住民の安全安心の場の確保に反することになります。今後は、地震等の災害の種別に応じた避難場所として継続して確保していきたいと考えております。

次に、⑤の避難中の車の被害についてでございますが、役場周辺でハザードマップの浸水想定0.5メートル未満の浸水の場所では、車両の浸水はあくまでも一般的な話になりますが、浸水10センチを超えるとブレーキ性能が低下し、30センチを超えるとエンジン停止、立ち往生のリスクが急増します。50センチ以上で車体が浮き、流される危険やドアが開かなくなるため、床面、ドアの下ですけれども、浸かる浸水が限界目安と言われております。

役場周辺とのことでございますが、役場周辺は道路や家屋と田んぼや畑では高低差が1メートルから2メートルあるため、被害状況に差があるため一律な答弁は難しい状況でございますが、仮に役場の駐車場が浸水想定50センチ未満の上限の浸水があった際は、役場に駐車した車は被害があると考えられます。しかし、役場周辺は役場庁舎よりも低い田んぼや畑が多く、過去の経験からも走行が不能となるような被害は発生しておりませんし、現実的には被害が出るような浸水は想定し難いと考えます。役場を指定避難所としている地域は、下福田、上山田、羽尾の裏郷と羽尾3区になります。徒歩で避難できる限られた地域となります。

なお、役場周辺に集中する避難場所とのことでございますが、指定緊急避難場所は12か所あるうち、役場周辺にあるのは役場のみでございます。

また、一時的に避難する一時退避所も「の」の入る月の輪地区で9か所、羽尾1区で1か所、羽尾3区で1か所、みなみ野で5か所設けてあり、上野議員の指摘は当たらないものと考えております。

車が走行不能となるような洪水被害が想定される場合は、車で役場に避難するよりも、お近くの各指定緊急避難場所、または自宅の2階等へ垂直避難していただいたほうが安全性を確保できます。ただ、町でも令和6年の月輪での浸水被害を教訓に、月の輪小学校の駐車場を駐車場所として開放することとしております。また、セキ薬品とも駐車場利用について災害協定を締結させていただいており、事前に車を避難させることも可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） まず、指定緊急避難場所についてお伺いします。

この指定緊急避難場所について質問をまずしているのですけれども、現在のハザードマップは地震を想定しているというお話が初めにありました。私、今、滑川町洪水ハザードマップというもの

を拝見してお話ししているので、これは洪水に災害の種類を限定したところでの指定緊急避難場所だと思うのですけれども、これはそうではなくて地震を想定したもの、でもタイトルは洪水ハザードマップということなののでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

滑川町の防災計画、またハザードマップにつきましても、今までは一律に検討してまいりました。今回、地域防災計画も含めて大きく見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） すみません、私、これを見てお話をしています。これ洪水ハザードマップと書いてあります。なので種類、地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所を指定する場合というものに該当して、これについては洪水、水害というのも対象としている、地震だけではないという理解でよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

私が今手元に持っていませんので、ちょっと分からないのですけれども、上野議員が持っている洪水ハザードマップであれば、洪水のハザードマップだというふうには思っております。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） これ、滑川町が出している洪水ハザードマップで、私これ、総務政策課やホームページから入手しています。その私が持っている洪水ハザードマップというものではなくて、滑川町が出している洪水ハザードマップというふうに私は認識しています。それを総務政策課長が現時点で議会でちょっと分からないというのはいかがなものかと思うのですけれども、分かりますよね。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時03分）

再 開 （午後 2時03分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

先ほどお伝えしたように、現在手元に資料がございませんので、それを確認して、また後で答弁させていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） お渡ししましょうか。これ議会です。そして、総務政策課長でハザードマップを管轄している課長さんであると存じ上げております。そこで、質問書にもハザードマップというふうに名称を上げております。それで、ちょっと分からないと言われてしまうと、私も非常に困るのですが、お分かりになっているという前提でお話をします。

滑川町洪水ハザードマップ、タイトルがついておりますので、これは地震想定ではなく洪水、水害というものの対象としたハザードマップ、そしてそれを前提としている指定緊急避難場所というふうに理解をします。ここはちょっと覆すことはできないと思うのですが、ちょっとそこについてその理解で、こんな当たり前のことを聞かなければいけないのはちょっとどうかと思うのですが、この理解でよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

そのように理解していただいて結構です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、そこで指定緊急避難場所として指定されている滑川中学校、総合運動公園、滑川町役場というものがあります。そして、これは色がついている浸水想定区域の中に入っています。堤防が決壊することはないということはちょっとないのかなと思います。ハザードマップで色がついている以上、堤防がどういう形であっても、川から水があふれてくるという可能性はあって、その上で浸水想定区域というものを国土交通省、あるいは埼玉県で設定をして、町がハザードマップを作っているという流れです。なので、堤防の形により水が川から出てこない、そういうお話は前提にならないかなというふうに思います。あふれた水が川に戻っていくということは、どんな堤防の形でもないと思います。なので、堤防の形によって浸水想定区域であることが変わるということはないというふうに理解します。

それで、滑川町は堤防等の近傍に立地するというふうに、図面を見るとそういうふうにとることができます。安全区域ではないというふうに私は読めると思うのですが、でもその後の各条件で変わっていく可能性もあるのですが、まず滑川町役場は安全区域には立地しない、そこを安全区域に立地するのかしないのかというところでお答えいただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時07分)

再 開 (午後 2時09分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

この役場の周辺におきましては、上野議員お持ちのハザードマップでも浸水想定深が0.5メートル未満ということになってございます。このマップにつきましても、今後の河川改修、また状況等によっても変わってくるというふうに思います。ただ、現時点では、その浸水想定マップに載っているとおり、滑川町の役場については0.5メートル未満というふうになっております。ただ、役場の敷地よりも周辺で低いところが、先ほどもお話ししたように1メートルから2メートル低いところもございます。そういったところから、また過去の経緯からも、役場ではそういった浸水、また洪水等に遭うことはないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 周りが田んぼだから、役場に洪水、浸水が及ぶことはないということなのでしょうが、これハザードマップがそもそもどういうふうに作られているかということ、国土交通省のほうで調査をして、浸水想定区域等の調査をして発表され、それも県が整理して発表され、ハザードマップ等に入れて、そして避難場所などを入れていくのは市町村の役割というふうになっていきます。

とにかく、もう浸水想定区域というのは、今まで洪水が来たことがないから、ここは大丈夫ですとか、田んぼが周りにあるからうちは大丈夫ですとか、そういう話でこのハザードマップに色がつくというのではないと思うのです。

例えば課長が今おっしゃったようなところを国土交通省や埼玉県に行って、この周りは田んぼだから洪水が来ないので色を消してくださいって、そういうふうに交渉して、そしてこの浸水深の色が消せるというふうにお考えなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

浸水想定区域につきましては、先ほど上野議員がおっしゃったように、国交省等で一律に雨量等、そういった河川の状況等を計算しながら出しているというふうに思います。そういったことで、滑川町の特徴を述べて抜くとかいうことはできないというふうには思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） よかったです。それで、過去の経験から浸水の可能性がないというふうにもおっしゃったのですけれども、それはきっと今まで大丈夫だったから大丈夫、午前中の議員の質問にもあった正常性バイアスというものなのではないかなというふうに思います。

過去にあった災害よりも予想されないものが出てきている。月の輪小学校の周りもそうだったと思うのですが、ですから、令和8年の1月にこのような手引の改訂というのも全国的に出されているのだと思います。

その中で、今まで過去の経緯から、ここはないから大丈夫というところは、行政としてあまりにも甘い考え方なのではないかと思います。

私たち、課長であっても生まれてまだ60年たっていないと思います。これで施設を造ると、その施設、長寿命化等も考えれば50年、80年というふうにたっていきます。今までという、今までって何年かなというところも考えていただきたくて、やはり100年、そしてそれ以上というものを考えていかなければいけないと思います。

そして、ここの避難所には、町全域から来ることはないというふうにおっしゃっていましたが、やはり役場が災害本部となる以上、職員の方はやはりここに来なければいけないと思うのです。ここはもう絶対来なければいけないと思うのです。そうなった場合に、町民は選ぶことができます。町に古くから住む方は、役場の周辺、わざわざ低いほうには逃げないよというふうに私に言いました。そして、古くから住んでいる人も、わざわざ川のそばに逃げないかもしれません。でも、職員はここに集まらなければいけなくて、車で来た場合は、ここの周りに車を止めなければいけません。30センチでもたまったら、もう車は故障、そして修理費用もかかっていくと思います。なので、そういう来なければいけない人というところも考えてお答え願いたいと思います。

もう一度、これは町長にお聞きします。滑川町洪水ハザードマップにおいて、滑川中学校、総合運動公園、そして滑川町役場は安全区域に立地していないと考えます。これは、安全区域に立地していると考えますか、立地していないと考えますか。安全区域に立地しているか、していないかという言葉でお答えください。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 上野議員の質問に町長答弁いたします。

今、課長等るる答弁していましたが、そこまで浸水するということが想定されるのであれば、誠にそういったところは危険なところなのだなとつくづく思います。

ただ、先ほど来言っているように、50センチ以内ということで想定されているとなれば、役場自体は80センチの高さにあると、滑川中学校もしかりだと思います。また、2階、3階とあるわけで

すから、いざとなれば対応ができると思います。

それから、職員がそこに集まってくるという話ですが、水害に関しては、水が来ている段階で職員を集めることはまずあり得ない。水が来る前に、台風が来る前に、雨が降る前に想定して職員はもう集結しています。ただ、前に上野議員が言ったとおり、そこが増水して動けなくなったとき、それはもう職員も動けません、はっきり言って。そこに待機して水が引くまで、それから住民の救出に回ると。これはもう仕方ないと思います。そのときは、もう恐らく滑川中が車なんか走れる状態ではないと思いますので、役場を基準に考えてもらえば、今までも南部地区、いろんなところで道路冠水、いろんなことがあって職員が動員されました。そのときは通常どおり役場周辺は車が動いています。ですから、役場が動けなくなった段階では、もうはっきり言って完璧に水が引くまで職員に私も命令はできません。ですから、そういったことで水がたくさん増えたときに職員はどうするのだということでありました。そのときは、そういった招集はまずあり得ないということで、はっきり申し上げておきます。

ただ、あと聞いていてちょっと矛盾しているなと思ったのは、ついこの間まで、南部の方、町民の方が、役場、新しいコミセンのところに避難ができないではないかと、そういうお話をされていた人が、今は、町民は自由に避難できるって言っていましたよね。その辺の話と質問が何か矛盾しているのではないかと私はつくづく思うのですけれども、何度も言いますけれども、そういった被害が想定されるときに職員を動員することはあり得ないし、職員にそういった作業をさせることも私はさせませんので、そのようにご理解をお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 町民は自由に逃げられるというのは、課長の答弁を引用したままで、私の意見ではありません。全町民が役場の周辺に来られるという前提で本来はお話をするべきで、なのでここに避難場所を集中するのは、私は避けるべきだと思っています。それに対する回答の中で、稲村課長から、それぞれの場所で避難するべき、そしてここに集まるのは一定の区域のみというお答えがあったので、それでお話したというところです。

そして、雨が降っている最中に職員を参集させることはない、ここも存じております。かなり早い段階でいつもご準備をいただいていることは存じております。その中で、消防隊員等訓練もしていない方々が集まっていくのは、本当にすごく大変なことだなというふうに思っています。

そこで、駐車というところについて絞ってお聞きしたつもりです。車で来てこの周りに止める。その間に水が出て水位が上がって30センチとか上がっていった。そうなった場合、やはり車は動けなくなってしまうので、ここからどこかに行くということもできなくなってしまうと思います。そのような流れでお聞きをしています。

それで、安全区域かどうかというところをお答えしてほしいというふうにお聞きしたのですけれども、そこについては、もう一回伺いますが、とにかくハザードマップって見ていらっしゃるす

よね。滑川町の役場の周りが水が出たら、滑川町全体ももう動けないというふうにおっしゃったのですけれども、ハザードマップというものを前提にお話をしてください。ハザードマップの周りで浸水の色がついているのは、滑川町役場の周りについています。そして、これも過去の議員の質問から出たご答弁の中で、滑川町でハザードマップで浸水統制区域になっているのは全町域の14%、14%というのが、これは町からのご答弁で出た数字になっています。なので、役場の周りが浸水したら、滑川町全体がもう動けないという、そういうことはないかなというふうに私は思います。

もう一度伺います。役場、総合運動公園、滑川中学校というのは安全区域の中にあるのでしょうか。これは町長に伺います。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、答弁いたします。

何かそれに関連したことは前回の議会でも言いましたけれども、上野議員が言っている安全区域の定義をぜひ示していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） すみません。これ読んだつもりなのですが、指定緊急避難場所の指定に関する手引の中で安全区域の定義はされております。

今、ハザードマップのお話をして、質問でこれは出しているのですが、指定緊急避難場所の指定に関する手引の改訂についてお話をしたいというお話もしております。

行政というのは、通常の一般の人よりも法令遵守、コンプライアンスというものが求められる場所であると思っています。なので、この安全区域というものについてお聞きしています。これは私が定義しているのではありません。そこのところをちょっとよく理解していただいて、その安全区域であるかどうかについてお答えをいただきたいと思います。町長をお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時23分）

再 開 （午後 2時24分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

今、質問の中に立地条件云々で、洪水発生時には、「人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」と書いてあるのですけれども、その洪水発生時の洪水がどの程度のものなのか。50センチ以内ということであれば、先ほど言ったとおり、我々はもう既に役場に参集

していますから、安全なところにいる考えでいますけれども、そこに人を外から集めてくるとなると、これは安全区域とは言えないかもしれません。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 改訂手引を読みます。私が決めている基準ではありません。安全区域に該当しない区域の例、洪水、水防法の浸水想定区域（同法第14条第1項第2号）というふうにあります。安全区域というのは、役場に人を集めるか集めないかという行為に関係するものではありません。その立地、それ自体を言います。

では……

〔何事か言う人あり〕

○2番（上野葉月議員） そのところご理解いただいていますか。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

いろいろな言い方があると思うのですが、私が言ったのは、先ほどは職員云々の話から始まったことで言ったわけです。そこにもう建物が実際に建っているわけですね、役場については。それを今さらどうのこうのと言っても答えは出ないわけです。

ですから、何回も言いますが、いろんなことを質問、手を変え品を変えながら質問してきますけれども、要は、今コミュニティセンターを造ることに対して反対なのであれば、そこから入って行ってくださいよ、すみませんけれども。結論はそこにあるのでしょうか、はっきり言って。どうなのですか。

今までずっと、2年半もやっていたのですよ、こんなこと。質問するのは結構です。常に形を変えて、物事を進めないように、私たちが進めることを止めようとしてやっているのでしょうかけれども、それでは話は前に進んでいきません。同じことを何回もやっているでしょう、やり方を変えて。職員だってしっかりそれに対して答弁してきましたよ。私はすぐ熱くなるから、こういう態度になってしまいますけれども、今日は常に冷静に考えていましたけれども、今のことについては、そういうことしか答えられません。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○2番（上野葉月議員） 質問事項のタイトルが「指定緊急避難場所の指定に関する手引」の改訂について、8月1日にこれは改訂されたものですので、滑川町の対応についてお聞きしています。

今、私が聞きたいのは、何度も言っているように、この滑川町洪水ハザードマップの緊急指定避難場所の指定について、これに危惧、安全に対する危惧があるためにお聞きしています。そして、

その危惧の法令や手引というものからの問題点として指摘したいのが、安全区域に該当するかどうか、ここの論点です。ここを満たしているのであれば、この避難場所の指定でいいと思います。でも、満たしているのか、満たしていないのかというところをお聞きしています。満たしていますか、満たしていませんか。もう一度お聞きします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時29分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現在、滑川町の地域防災計画につきましても、先ほどもお話ししたように、災害の種別によって分けたものではなく、地震を想定したものが多かったものでございます。ハザードマップについても、今後、災害種別に応じてしっかり見直しをしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、残り時間僅かですので、まとめに入ってください。

○2番（上野葉月議員） 行政としての法令遵守、この心意気をしっかり持って、滑川町洪水ハザードマップの策定をしていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日6日は休会とし、午前10時から全員協議会を議場にて開催します。

また、全員協議会終了後に、総務経済建設常任委員会を開催しまして請願の審査を行います。

◎散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時30分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和 8 年第 2 5 1 回滑川町議会定例会

令和 8 年 3 月 1 1 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 4 号）

開議の宣告

- 1 議案第 4 号 滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第 5 号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 6 号 滑川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 7 号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 8 号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 9 号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 10 号 第 6 次滑川町総合振興計画基本構想の策定について
- 8 議案第 11 号 令和 7 年度滑川町一般会計補正予算（第 8 号）の議定について
- 9 議案第 12 号 令和 7 年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 10 議案第 13 号 令和 7 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 11 議案第 14 号 令和 7 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 12 議案第 15 号 令和 7 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 13 議案第 16 号 令和 7 年度滑川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 14 議案第 23 号 指定管理者の指定について
- 15 議案第 24 号 町道路線の廃止について
- 16 議案第 25 号 町道路線の認定について
- 17 議案第 17 号 令和 8 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 18 議案第 18 号 令和 8 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 19 議案第 19 号 令和 8 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 20 議案第 20 号 令和 8 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 21 議案第 21 号 令和 8 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 22 議案第 22 号 令和 8 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について

2 3 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書

2 4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

2 5 議案第 2 6 号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2 6 発議第 1 号 滑川町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（１３名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	議員		５番	阿部弘明	議員	
６番	西宮俊明	議員		７番	北堀一廣	議員	
９番	赤沼正副	議員		１０番	原徹	議員	
１１番	谷嶋稔	議員		１２番	中西文寿	議員	
１３番	吉野正浩	議員		１４番	井上章	議員	
１５番	内田敏雄	議員					

欠席議員（１名）

８番	松本幾雄	議員
----	------	----

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聡
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
--------	------

書
録

記
音

宮
齋

島
藤

美
訓

咲
行

○議会事務局長（大林具視） 皆さん、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第251回滑川町議会定例会第9日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、8番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、予算審査特別委員会審査報告書及び請願審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

また、本日は吉野正和代表監査委員にご出席をいただいておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、議案第4号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第4号 滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

提案理由でございますが、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日より給付化されることから、滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をいただきたく、本議案を提出するものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます条文を御覧いただきたいと思います。

本条例は、既に基準条例として乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を12月議会で議決をいただきましたが、これとは別の基準条例として事業者が事業を実施し給付を受けるために、町から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準を定めるものでございます。

本条例は、第1章から第3章の全34条からなっております。

第1章、総則では、第1条及び第2条で本条例の趣旨と一般原則についてを定めております。

第2章では、第1節として、第3条で利用定員に関する基準について、第2節として第4条から第32条で事業の運営に関する基準についてを定めております。

第3章は、雑則として、第33条で条例で書面として行うことが規定されている、または想定されているものについては、電磁的記録を可とすることを定めております。

なお、本条例は、令和8年4月1日施行とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問をよろしくお願いいたします。

この条例案の中に、いわゆるその事業所が子どもたちを受け入れるわけですが、職員の資格等に関する規定というのはどこかに入っていますか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問にお答えいたします。

職員の資格等に関する基準につきましては、12月議会で議決をいただきました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準のほうで定めておりますので、そちらのほうで基準として定めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ということ、そのときのことをちょっと覚えていないのですが、資格条件、要するに職員の。私は心配しているのですが、こども誰でも通園制度については、非常に国からの補助が少ないというようなことで、それにかかわらず受け入れろということで、その事業所についてはかなりの負担がかかるのではないかなというような感じがするのです。そのこ

とによって、例えば職員の、子どもたちの安全を確保できるような、またその子どもたちの成長に関わるようなしっかりした職員の配置が必要だというふうに思っているのですけれども、その辺は担保されているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

確かに阿部議員がおっしゃるように、園によって職員等の確保ができないという状況があるかもしれないかもしれませんが、幸いにも本町におかれましては、1つの園が事業を行ってもいいということで、一応事業の認可と確認の申請をしていただきました。

何分、本町におきましても、国の法律によって全国全市町村で行うという事業になっておりますので、まだ手探り状態でございます。実際事業を始めてみないと、利用者がどれだけいるのかとか、あと事業所のほうで保育士の確保がどうなるか、今現在ちょっとなかなか見通しがつかないものでございますので、今後、不都合等がございましたら、利用者や事業所、なるべく負担にならないように、町のほうでも規則や要綱等を見直しを行いながら、円滑な運営を行うようにしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この第2章の2節に運営に関する基準の中で、第4条で面談を行わなければ、要するに受け入れる側としては、その保護者との面談を行うということが必須条件になっているのだというふうに思うのです。

ところが、それに対する財政的な保証というのを、要するにそれに関わるわけですから、それだけ時間もかかるし、職員にとって、その事業所にとっては大変な負担になるだろうというふうに思うのです。そういった財政的なこの支援というのはされるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

この事業は、国の公定価格によって行われるということになっております。町として特段面談等に係る経費で、単独で事業費のほうは計上はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この制度の今おっしゃったその公定価格を保証するための財源として、国は、社会保険、健康保険から、この町でも国保税からその支援分を上乗せするということになるわけですが、これ、そういったようなことで財源をつくり出すということになっているわけで

す。それが、要するに健康保険に入っている全ての国民からそれを徴収するわけですから、いわゆる私は、この健康保険の保険料や税を取られていると、したがってこれの通園制度を利用する権利があるというふうに言われる可能性があるのですけれども、そういうような確かにまだ始まっていないので、これからどれだけ利用者がいるとか分かりませんが、そういったようなこの場面にいくわすのが事業者なわけなのでは、それについて国の保証というか、国はその法定価格の中に、こういった例えば面談の費用などは見ていないのですよね。そういったようなときに、ではどうするのかというようなことが、手を挙げた事業者にとって、これからどうなるのかなんていうふうに私なんかは思うのだけれども、その辺は町としても、どういうふうに想定して、その事業者が運営していくのか、このことも誰でも通園制度を運営していくのだらうというようなことはお考えになってはいないでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

町といたしましては、国の法律に従って、今現在は運用をしていくという方向でございます。

また、事業者等からそのような要望がございましたら、県や国のほうに町として要望として伝えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 滑川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決、承認されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、議案第5号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第5号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の概要でございますが、公職選挙法等では、国政の選挙運動費用に関する公費負担分を規定しており、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙も国と同様に、選挙運動用ビラ、ポスターの作成については条例で定めることにより、公費負担とすることができると定めております。

滑川町においても最近における物価の変動等に鑑み、議会の議員、また長の選挙運動用の類いの作成の公営に関する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第8条の選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の公費負担額を「7円73銭」から「8円38銭」に増額し、第11条の選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の公費負担額を「541円31銭」から「586円88銭」に増額するものでございます。

なお、施行日は、公布の日からとさせていただきます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、議案第6号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第6号 滑川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正する法律の施行に伴い、滑川町行政手続条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の概要でございますが、デジタル技術の進展を踏まえて、その効果的な活用を図るため、デジタル規制改革一括法が公布され、行政手続法についても改正を行い、不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。聴聞の通知の方式である改正前の第15条第3項では、公示送達による通知が可能な旨とその方法及び効果が併せて規定されておりましたが、改正後におきましては、公示送達による通知が可能な旨のみを第3項に残し、その方法及び効果について第4項を新設して規定するものでございます。

その1つが不特定多数のものが閲覧できる状態に置くこと、2つ目が従来の掲示場への掲示すること、または事務所に設置したパソコンで閲覧できる状態にすること、その他は項ずれ等によるものでございます。

なお、附則において、施行日は、改正行政手続法の施行日であります令和8年5月21日からとしております。

第2項で経過措置も設けております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 滑川町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、議案第7号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第7号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、令和7年8月7日付の人事院勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の給与と改定に準じて、一般職職員の通勤手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の概要でございますが、令和7年8月7日付の人事院勧告により、国家公務員の通勤手当の距離区分における単価の変更と、新たに駐車場等に係る費用を手当てするため、滑川町も同様にしたいので本条例を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。通勤手当を規定した第8条の3第2項第2号の通勤距離2キロを超える距離1キロ当たりの単価を「630円」から「710円」に改めるものでございます。

また、同条の第3項から第6項を1項ずつ繰り下げ、新たに第3項を追加し、駐車場等に係る通勤手当を5,000円を超えない範囲で支給できるものとするものでございます。

なお、附則第1項では、施行日を4月1日からと規定し、第2項では、本条例の改正により項ずれの影響を受ける滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第8号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第8号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をいただきたく本議案を提出するものでございます。

改正の概要でございますが、国の内閣府令により、基準の文言の改正や追加、削除が行われたことによるものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。第10条、第11条、第14条、第19条では、国の基準が改正前の「乳児等通園支援事業者の職員」から、改正後の「乳児等通園支援事業所の職員」に改正された

ことによる文言の改正及び第10条、第14条につきましては見出しの改正もございましたので、本条例も見出しの改正を行いました。

また、第21条第3項において、改正後の下線部により利用定員についての説明を追加いたしました。さらに第23条の2を追加し、子ども・子育て支援法に規定する特定保育を行う事業者が当該特定保育を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例を定め、第27条の後段で準用する場合の定義を定めていましたが、これを削除いたしました。

その他の改正は、文言の整理等によるものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日施行とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、議案第9号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第9号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条の第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。添付されております新旧対照表を御覧ください。滑川町企業誘致条例が本年3月31日で終了するため、有効期限を令和13年3月31日に変更し、再度の5年間延長を行うものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行するものとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

有効期限を5年間延長するためということですが、今までの効果の検証、どんな効果があったかということと、それを踏まえて5年間延長するというその延長の目的をお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

企業誘致条例に関してなのですが、今まで効果といった形で、例で話をさせていただくとという話になってしまいます。基本的には、企業誘致条例で今まで行ったのが、ちょっと覚えで大変申し訳ございません。五、六社あったかと思います。そうした中で、企業誘致条例のこの趣旨としまして、その中で、ちょっと失礼します。すみません。報償金の関係です。報償金の中で固定資産税の減免という形をうたっております。そうした中の企業誘致条例の中で、その効果という形の回答は求めておりません。基本的にそういった形で行っておいりましたので、効果という形の中では、ご回答に関しては企業誘致条例にのっとして固定資産税の相当分をしているという形になっております。

それから、延長の目的ですが、基本的に今まで、今回3回目の延長になっております。平成21年から始まりまして、今回2度の延長、そして今回3度目の延長となっております。

3度目のこの延長の目的ですが、比企郡全体、そして埼玉県の中でもやはり企業誘致条例があるものがございます。そうした中、滑川町も企業誘致条例には積極的ですよという話の中でこの延長をさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員）　まず、効果についてお聞きしたのですけれども、効果というのは、この企業誘致条例を利用した企業がどのような効果と感じているかというその報告についてではなくて、滑川町が企業誘致条例を適用して、その企業さんに対して優遇をして、そのところの結果、その結果の効果、誘致に対する効果というものをどのように実績から評価をしているか、効果を感じているかというところをお聞きしました。効果があってこそその事業だと思うので、そのところをお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員）　服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長　服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也）　産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

　今ご質問のあったところに関して、今まで検証の部分がなかった部分もございます。そうした中で、今後、調査研究しながら、さらに比企郡全体の企業誘致条例、これも考えながら考えていきたいと思います。

　以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員）　上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員）　今回、延長のための条例の改正が出ていますのですけれども、本来その前の段階で調査研究をすべきだと思うのですけれども、その効果の調査検証や評価もせずに、この限定的につくったものを延長という結論に至ったわけですか。

○議長（内田敏雄議員）　服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長　服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也）　産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

　効果の関係で内容を審査しなかったかというお話なのですけれども、基本的には私どもも近隣市町村の状況を確認しております。そうした中で、そういったことがなかった状況を見ております。場合によっては、それを教えていただけなかった部分があるかもしれないのですけれども、基本的には同様なものだというふうに考えております。

　以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員）　上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員）　これは一部企業への税制優遇ということになる内容だと思います。そうしますと、ほかの企業さんは設備投資しても、その固定資産税を納税しているのに、ここにこう選定された企業だけはそこを納めなくて済むというふうになってきて、だからこそ優遇の例が価値があるのだと思うのですけれども、不公平感というものが生じるもの、だからこそ優遇しているということなのだと思います。その辺を踏まえるときちんと効果検証、そしてその優遇の意味、価値

というものをしっかりと検証した上で、特定の企業に優遇していくという姿勢が必要なのではないかなというふうに思います。

なので、ほか企業との比較という中においても、今後、ほかの町がやっているからとかということではなくて、効果とか調査研究、その上で企業を選び適用していくということが必要だと思えます。そこはぜひやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

効果、これに関してはちょっと調査をさせていただきながら、どういったものが効果になるのか。また、見えない効果、これもあると思います。私どももそちらのことに関しては調査研究を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、今現在、この制度を利用している企業、もしその企業がなければ、直近で利用していた企業の数と企業名を教えてください。

〔「ちょっと休憩を」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時40分）

再 開 （午前10時43分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今まで企業誘致条例で交付させていただいたものは、全部で6社ございます。平成24年から令和3年までという形だったと思います。基本的には、そういった中で交付をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、ここ2年は、利用企業がないということと、あとこれ3年間の利用だったと思うので、令和3年で終わっているということは、令和1年に新規があって、その後はずっとないということですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

そのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 3度目の延長というふうに聞いていて、5年に1回の延長になっています。今、令和7年なので、前回の延長が令和1年より後だと思うのですが、そうなりますと、今期、この延長した期間には1社も利用がなかったということになるかと思います。

そうしますと、何かしらの内容変更であるとか、改定をした上での延長というのなら分かるのですが、内容このままでただ延長しても、また利用企業の見込みというのは低くなるのではないのでしょうか。内容の検討というところまでは至らなかったのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に再度答弁させていただきます。

令和3年からという形の中で前回は行ってきました。そうした中、企業誘致条例に伴うご相談は数件ございました。件数はちょっとすみません、覚えていない状況なのですが、そうした中で審議会の中も開いていただいたということも付け加えさせていただきます。

このままの条例でいいというふうな状況の先ほどのご質問でしたけれども、内容の精査に関しては、ほかの自治体等も鑑みながら、これでいいと思って今回も提出させていただいております。

そうした中、企業誘致に関しては、基本的には企業さんの場所の関係とか、そういったことがいろいろあるのかと思います。そうした中で、今までの工業団地の中では、企業さんの入れ替わりとか、また新たに本社移転された業者さんもいらっしゃいます。基本的には、そうした中で企業のお手本に関しては、いろいろなものがあるのかというふうに考えております。

私どもの産業振興課としましては、こちらの企業誘致条例で再度お願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。利用が1件もなかった、この5年間におけるこの条例について、内容はこれでよいというふうに考えてしまうのは、私はそう考えるべきではないかなというふうに思います。利用がないものを何も変えず5年間延長するというのは、やるべきではないかなというふうに思います。

過去に、これ利用した会社さんをたしかお聞きしたことがあって、その中で記憶なのですけども、事業所は滑川にあったけれども、本社は恐らく滑川外の企業さんが使っていたように思います。そのときに、やはりもっと小さい地元企業が利用できるようなものにしてもいいのではないかなというようにことを申し上げた気がします。

企業誘致も大事だとは思いますが、利用がないのであれば、もう少し内容の改善、利用しやすいように改善するか、それか対象企業をもっと地元企業にシフトしていくかというようなことをしていくべきだと思います。

これを要望にして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしく願いいたします。

この間、3回改定しているわけですが、この改定の中で、この条例を改善するとか、したということはあるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

内容に関してなのですが、何年というのはちょっとすみません。基本的にちょっと私のほうでうろ覚えになってしまいますので、内容のところだけちょっとお話をさせていただきます。

まず、一番最初に、滑川町全体で企業誘致条例をさせていただいた関係がありますので、工業団地内にもありました。そして、工業団地の中は企業が出るのが当たり前だという考えに基づきまして、基本的に工業団地内の新規事業に関してはなくなったという形を記憶しております。

さらに、新設が主な状況だったのですが、増設という形を考えさせていただいたのが1件あったと思います。あと面積もちょっと変わったかというのがちょっと記憶にないもので大変申し訳ございませんが、そのような形があったかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 決して、この条例は、他の市町村と大体同じような条例をみんな持っているというようなお話をされましたけれども、でも横並びということではないのでしょうか。ですから、要するに改善を図ることが可能なわけなのではないですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

次期に向かって基本的には考えていきたいと思いますが、内容については修正の余地はないかというお話であれば、あるかと思います。ただ、その中で、やはり今現在、これが一番いいと思っていますので、ひとつご協力のほういただきたいと思います。

それから、その他のところの自治体、お話だったのですけれども、比企郡の中でもない自治体もございます。そのところに関しては、ほぼあるというお話はさせていただいているのですが、ない自治体も現在ございます。

それから、滑川町は、新設、増設という形になっているのですけれども、増設がない自治体もありますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この条例の目的にあります産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与するというふうになっているわけなのですけれども、その目的に沿った条例を、やはり今の経済情勢に合わせて改善するということは必要なのではないかなというふうに思うのです。今回、とりあえず延長することだけですけれども、ぜひ、条例ですから改善する、議会に諮ればいつでも変えられるというか、改善できるわけですから、ぜひ検討していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほどの上野議員さんのところでもご回答させていただきました。基本的には、いいものがあれば直したいという考え方の中で、調査研究という回答をさせていただきました。この点は変わっておりませんので、調査研究は引き続き進めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） 賛成でもよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 反対の討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） では、賛成どうぞ。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、賛成の立場で討論をさせていただきます。

滑川町企業誘致条例、これ制定以来、今、服部産業振興課長のほうから6件の企業が誘致されたというふうにお聞きいたしました。この6件の企業の誘致によりまして、一番大きいのは、その企業の固定資産税、何もないところの安い固定資産から企業を渡って非住宅地という形の大幅な固定資産税が入ってくる。それから、そこで滑川町の人の雇用があれば住民税も増えてきます。

そして、その6社の中においても、やはり法人町民税を納める企業も中にはあるかと思います。そういった意味では、この企業誘致条例、それは確かに滑川町に利益をもたらしたものというふうに思います。

そして、条例の内容等につきましては、なかなか企業誘致ということで、他の市町村との間において滑川が突出して優遇条件をつけるとか、あるいは、そういったことになってきますと、周りの市町村との企業の誘致のし合いということになりまして、減免でもどんどんその金額が、減免額が大きくなっていくと、そういったことは避けなければならない。そういった意味で、よく他の市町村と協議の上、全体でこの比企地域のほうに企業が来るような形にしていきたいという産業振興課の思いの中で、やはり他の市町村と同じような条例の内容になってくるということは、致し方ないというふうに思います。

そういった意味で、今回5年間の延長という、この滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第9号 滑川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時10分とします。

休 憩 （午前10時58分）

再 開 （午前 11 時 10 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎議案第 10 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第 7、議案第 10 号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第 10 号 第 6 次滑川町総合振興計画基本構想の策定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、既存の第 5 次滑川町総合振興計画基本構想が令和 7 年度をもって計画期間を満了するため、町が総合的かつ計画的な行政運営を図るための次の 10 年間の行財政指針となる第 6 次滑川町総合振興計画基本構想を作成したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例第 3 号の規定により、議決を求めるものでございます。

概要を申し上げます。第 6 次滑川町総合振興計画基本構想は、「まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる滑川町」を将来都市像としてまちづくりの目標を掲げ、町民が健康で生き生きと暮らせる町、町民が安全で安心して暮らせる町、利便性の高いにぎわいのある町、人と人が絆を築いていける町など、滑川町が町民の多様な暮らしの舞台となるよう、まちづくりを進めてまいります。

基本構想の人口フレームは、日本の人口全体が減少していく現代の中、情報通信技術の進展、グローバル化などを背景とした社会経済情勢の変化を踏まえながら、住みたい町、住み続けたい町であり続けるために、継続して町民生活の利便性の向上や暮らしの充実に取り組むとともに、多様な世代が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを展開し、10 年後の令和 17 年の人口フレームを 2 万人の維持を目指します。

土地利用構想では、滑川町の豊かな自然的土地利用と利便性の高い都市的土地利用の調和の取れた環境は、現在の町の魅力を形成するものとなっております。

このことから、1、都市と自然が調和した持続可能な暮らしを育む土地利用の推進、2、都市機能の充実を図るエリアの形成、3、町内外の交流を促進するエリアの整備・充実の推進の 3 本の柱によって示した土地利用構想の考え方の下、これまでの基盤整備によって形成されたバランスの取れた土地利用を生かしながら、町の活力のさらなる向上を目指してまいります。

策定作業に当たっては、公募による委員、各種団体から選出された委員、議会からも代表の方にご参画をいただき組織してまいりました総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと推進審議会、町

職員で組織した総合振興計画策定委員会、まち・ひと・しごと創生推進本部会議、町職員の若手職員で組織したまちづくり研究会において、協議、意見交換などを重ねてまいりました。

また、町民の意見を把握するため、町民意識調査として、町民アンケート、青少年アンケートを実施し、町民参加による町民ワークショップ、グループヒアリング、三役ヒアリング、パブリックコメントを実施してまいりました。議会においても3回にわたり全員協議会においてご審議をいただきました。

そして、アンケート結果やヒアリング結果、審議会等で得られたご意見やご提言を反映しながら、基本構想の改訂版を取りまとめたものでございます。

なお、基本構想並びに第6次滑川町総合振興計画前期基本計画については、総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと推進審議会により2月に答申をいただきました。

なお、具体的な施策の展開につきましては、こちらの基本構想に基づき、前期基本計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、包括的に事務事業を推進してまいります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、つけていただいた基本構想の概要のところの1ページ中ほどのところに、本町の現状と課題を的確に捉え、国・県計画との整合性に配慮をしつつ、都市像、人口、土地利用の望ましい将来都市像を明らかにし、まちづくりの長期的な指針となるものですよというふうに書かれています。

恐らく第5次から第6次への改定、変更というところもこの辺にのっとって行ったのだと思うのですけれども、その前提となるところで、本町の現状と課題を的確に捉えというところ、端的にまとめて言うと、どのようなところを現状と課題というふうに的確にお捉えになって進めたのかというところを教えてくださいませんか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時17分）

再 開 （午前11時18分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

滑川町といたしましては、先ほどお話ししたように、アンケート等を取りながら様々な意見を取

りまとめてまいりました。

その中で課題として、また今後の生かす内容といたしましては、人口減少、少子高齢化社会の深刻化、また自然災害の激甚化と防災意識の高まり、デジタルトランスフォーメーションによる社会の変化、循環型社会の実現に向けた取組、価値観の多様化と共生社会の実現に向けた動き、こういったものを勘案をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、そのような課題に基づいて作成及び変更をしていったということかと思います。

人口減少、少子高齢化というところは、滑川町はほかの近隣市町村よりも、恐らく30年、40年遅れてくるということは分かってはおりますが、遅れてくるということを前提に今までこのような計画を立てておられたかと思いますが、恐らく予想よりも早い段階で人口の増加が鈍化し、人口減少に入っていくという展開が今見えてきているのかなというふうに思います。

そして、災害というところも、今までもずっと防災というところは考えてきておられたと思うのですけれども、今挙げていただいたところなので、そこも激甚化、そして予想外のところが起きてくるということも念頭に置かれているのかなというふうに思います。

デジタルというところもIT化、それからインターネットの発展というところで、昔、例えば昭和50年ぐらいであれば、リアルにその場所に行かなければ情報が取れなかった、提出ができなかったというものが、どんどんそういうところから離れて、自宅にいながらいろいろなものが進められるようになってきている、そういうところは的確に捉えているのかと思います。

それで、実際の内容を見ていきますと、そういうところが本当に的確に反映されているのかなと思う場面はあります。特に、人口フレームのところは、もう少し、これは第6次滑川町総合振興計画の案を見てお話ししているのですけれども、基本構想の人口フレームのところは、もう少しシビアに見ていっても、お配りいただいた資料だと3ページになるのですが、基本構想の人口フレームなどはもう少しシビアに見ていく必要があるのではないかなとか、あと土地利用構想については、ここはかなり行政視点が強く利便性という言葉もご説明の中でおっしゃっていましたが、利便性というところを下地に考えるには、ちょっと厳しい構想になってくるのかなというふうに思っております。

例えば土地利用構想図のところで、お配りいただいたところで7ページを見ていただきたいのですが、にぎわい交流エリア等で丸がついているのですけれども、つきのわ駅、森林公園駅の周りに丸がついていて、同格の扱いのところで、この地図でいうと上のほうのところで谷津の里、伊古の里、分山の里等が入っています。ここを同格に扱って、人の流れ、利便性というところでのにぎわいをつくっていくというのは、かなり厳しい計画だと思うのですが、そのにぎわいをどうつく

るかというところが、その後の人をどう集めていくとかいうところにもつながっていくと思いますので、ちょっとこのにぎわい交流エリアをこのような計画でつくっていくというところについて、そこが正しいと思ったところについて、お聞かせ願えますか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前 11 時 23 分）

再 開 （午前 11 時 24 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

にぎわい交流エリアにつきましては、この基本構想のほうにもあります、町民だけではなく、様々な人々が集い、にぎやかに交流する場として活用されるよう充実を図るということでございます。こういった内容につきましても、全て審議会等の審議をいただきまして、答申をいただいております。こういった上野議員がおっしゃるような個別の内容につきましては、今後、実施計画等での策定の中で見直しをしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2 番（上野葉月議員） ありがとうございます。ここで作っている基本構想、そして土地利用構想というものが、この後に来る様々な細かい計画の中で基本になってくるものだと思います。そう考えると、今のこの計画について利便性、そして人口の地域による分散状況、それから人の流れや市場という観点というところから考えると、行政視点、行政の誘導という視点がとても強くて、かなり計画を進めていく上で厳しいものなのではないかなというふうに思います。なので、総合振興計画つくる上で、もう少し実際の人の流れ、それから人口の分布、それから町民の動き方というところを見てつくるべきだったと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。今、いただいたご意見は、今後の計画等の参考にさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2 番（上野葉月議員） ありがとうございます。今後、いろいろ情勢等変わっていくと思いますので、柔軟に考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 第6次滑川町総合振興計画基本構想の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第8、議案第11号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）の議定についてご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページを御覧ください。

議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億94万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,143万1,000円とするものとさせていただきます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正予算につきましては、主に歳入歳出ともに不用額の精査や3月までの支出見込額の算出により、増減の補正を行うものでございます。

予算書の2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の総括表にてご説明いたします。

初めに、歳入予算ですが、款1町税では、町民税で1,720万円の増額を見込むほか、固定資産税で2,049万円の増額、軽自動車税で410万円の増額を見込み、合計4,179万円を増額しております。

次に、款2地方譲与税から款9環境性能割交付金にかけては、3月までの歳入見込額により、それぞれ増減する補正内容となっております。

款11地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付に伴い1億4,178万5,000円の増額補正となります。

次に、3ページを御覧ください。款15国庫支出金並びに款16県支出金につきましては、歳出の総務費、民生費、土木費を中心に、国・県の補助金を活用した事業費の計上のほか、本年度事業の確定や3月までの歳出見込みに伴い、予算の補正をしております。

次に、款18寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金が当初より増加が見込まれることに伴い、400万円の増額補正になります。

次に、款19繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金を2億4,000万円減額するものでございます。

次に、款22町債につきましては、事業費の確定に伴い、減額補正していることに伴い、町債も3,340万円の減額となるため、補正させていただくものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。歳出予算につきましても、不用額の精査や3月までの支出見込額の算出により増減を行っておりますが、減額につきましては、事業費等の精査によるものでございますので、この場では増額予算について款別にご説明をさせていただきます。

款3民生費ですが、項2児童福祉費では、保育所保育実施委託料の増額、項5国民健康保険費では、国民健康保険特別会計繰出金2,186万9,000円を計上しております。

次に、5ページを御覧ください。款10教育費ですが、こちらは款全体では減額になっているものの、一部小中学校費においては、新年度に向けて学校備品に係る机や椅子等の備品購入費の予算を計上しております。

次に、款13諸支出金ですが、いずれも基金への積立てで、減債基金、ふるさと納税による、まち

づくり応援基金に追加で総額3,182万3,000円を積み立てるものでございます。

なお、補正予算書の6ページに継続費補正で事業の年割額の変更と7ページに繰越明許費として、令和8年度に繰り越す事業として追加で9事業、変更で1事業となります。

また、8ページには、地方債の補正として変更が3件ありますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、15ページをお願いします。文化スポーツセンター使用料のほうプラスになっていて、その下、総合運動公園多目的グラウンド使用料のほうマイナス52万円と出ています。これは、グラウンド使用料のほうはナイターの使用料が減ったから、使えなかったから減ったからということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 教育委員会事務局、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、テニスコートの使用料及び中の会議室等を使用した場合についての使用料でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） すみません。ちょっともう一度、文化スポーツセンター使用料のほうについて、詳しいところをもう一度言っていただいていいですか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、テニスコートの使用料及び文化スポーツセンターの中に会議室等ございますので、そちらを使用した場合の使用料、こちらが対象となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。19ページをお願いします。19ページ上段、財政調整基金繰入金のところで、2億4,000万円のところでマイナスになっております。金額が大きいので、このような動きになった経緯を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時37分）

再 開 （午前11時38分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

財政調整基金につきましては、当初の予算編成のときには予算上必要ということで設計をさせていただきましたが、その後、事業が進むに当たり、また国、県への補助金等、そういったものが増えた関係で、今回、減額をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく19ページの一番下の行のところ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、減額の2,577万とあるのですけれども、これ、実際の対象事業と減額に至った経緯をご説明いただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時39分）

再 開 （午前11時39分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの歳入につきましては、宮前小学校の浄化槽の入替え工事に伴う補助金でございます。当

初の事業費よりも実際執行した段階で事業費が減額になったこと、それからこちらは入れる浄化槽の性能によって補助金の額が変わるわけなのですが、こちらの性能割の部分が当初見込んでいたものよりも少し落ちて、低い性能のものだったということで補助金の額が減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。35ページをお願いします。35ページ真ん中、中段の委託料、予防接種委託料がマイナス1,000万円、新型コロナワクチン接種委託料がマイナス1,000万円というところで、額が大きいですが、ここ、接種希望者が少なかったのか、どういう理由で減額になったのか教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時41分）

再 開 （午前11時41分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、上野議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、予防接種者数減少傾向でございまして、実績に基づいて減額補正をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。割合でも人数でも結構ですので、見込みに対してどれくらいの減少だったのかというところは分かりますか。

○議長（内田敏雄議員） 上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、上野議員のご質問にお答え申し上げます。

予防接種委託料につきましては、いろんな接種等が含まれてのものでございますので、数値のほうは持ち合わせてはいないのですが、出生人数等に基づきまして算定をしております、算出した結果、減額となっております。

また、コロナウイルスにつきましては、昨年9月の全員協議会のほうで自己負担額、増額を、変更させていただきまして、またB類に定期接種化されたということで接種率が減っておりまして、昨年の令和6年度の接種者人数よりも約3分の1程度落ちているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。その上にある妊婦健康診査業務委託料等も減っているの、全体について出生、それから新生児に関する費用というのが数が減っているから減っているのかなというふうにお答えからと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。40ページをお願いします。中段、一番上のところで、社会資本整備総合交付金事業道路等工事、マイナスの565万円、この件についてはいろいろ説明があつて、前側に書かれている国の社会資本整備総合交付金のほうも減っているというところと関係してくるのだと思うのですけれども、ここが減ったことで、実際に、具体的にはどういう影響が出ているのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問に答弁いたします。

町道102号線の改良工事につきましては、令和7年度のみではなく、令和8年度、9年度、3か年で予定しております。補助金の内示が減った影響で、8年度、9年度にやるべきことが少し増えていくということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。国からのこのような交付金の査定というのがだんだん、なかなかこう厳しくなってくるというところはお話しいただいているのですけれども、例えば今年だけが少ないのであれば、8年、9年に持ち越して、そのボリュームを移していくということが可能だと思うのですけれども、これもし今年度と同じように比較的交付金が少ないのであれば、8年、9年というところも少なくなる可能性もあるのかなと。そうすると、今、ご答弁でいただいたように、7年の分を8年、9年に移していくという計画もなかなか難しい局面というのがあるのかなというふうに思うのですけれども、この国からの交付金について、どのような見通し、そして、8年、9年について、どのくらいの確度というか、確実性、それから交付金の見込みというところを持っていらっしゃいますか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問にご答弁いたします。

国の補助金の配分の話ですので、なかなか私どもでは予想は立てづらいのですが、要望活動とか、そういう会議とかの機会には積極的に町長含め参加するようにしております。どうしても補助金がつかなくて、事業が3か年で成り立たない場合は、財政サイドとも相談して決めることですが、3

年で済むところを4年にする、そういうことも致し方ないのかなと現時点では考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 今、ご説明いただいた3年、4年という見通しのところをもう少し詳しくお聞かせ願いたいのですけれども、例えば交付金がなかなか厳しい状況で、思っていた交付金がつかなかったというふうになった場合に、町費の分を増やして補っていくのか、それとも交付金の額、例えば幾らって見込んでいるのであれば、そのところも見込みつつ、どんどん期間を延ばしていくのか、その辺について方針というのは今現在でお持ちなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問にご答弁します。

基本的には、国庫補助事業であれば、国庫補助金に係る分、例えばですけれども、1,000万円補助金をもらって、補助率が50%であれば2,000万円分の工事、ぴったりはいかないので、2,000万円を超える工事をするのがベストなのですが、補助の内示率によって、それがうまくいかない場合は、財政当局と話して、町の持ち出し分を少し増やすことも考えます。

あともう一つは、交差点の改良になってきますので、どうしてもこれ警察協議をここもう何年も行っております。その辺で後ろに遅らせることができない工事の中の種類などは、単年度分が増えなくてもやるべきと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。滑川町のなかなか道路整備も路面がスムーズでない道路とかも散見されますので、あまり遅らせないで進めていただきたいと思います。交付金がつかないと進まないというのでは、今、取りかかっているものもなかなか終わりませんし、そして、もう次、次というふうに必要なところも迫ってきていると思いますので、交付金がつかないと進めないというところではなく、期間を見て進めていっていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

次の質問なのですけれども、ここも同じような話で、2行下、道路橋梁修繕等工事というところ、ここもマイナスの1,143万円というふうに出ています。このマイナスの具体的な影響というのも教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にご答弁いたします。

こちらのマイナスの大きな要因、これ、全てではないのですが、一番大きな要因となっています。

のは、これ県道のほうを町に移管を受けた施設になっています。役場のすぐ裏にある、その橋になります。こちら県道の台帳上は舗装工事のほうで、県道ですので普通よりも厚さが厚い仕様、2層になっている仕様になっておったのですが、工事をやって、実際に舗装を剥がしたら、通常の5センチの舗装ということで、こちらが大きな減額の要因となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。県道だったところなので、2層の工事を予定して、そのつもりで見積り予算をつくっていたけれども、実際のところはそれより薄い工事によかったから、実際の工事は思ったよりも少しグレードが落ちて予算が下がったというそういう意味ですか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問にご答弁します。

減額の全ての原因が今言った舗装圧によるものではございませんが、一番大きな理由はそれということで、あとは物価高騰等もありますので、当初の予算取りで工事を発注することができなくなる、予算が足りなくなることが多いように、橋梁関係ですので、少し多めに予算取りのほうをさせていただいた点もございます。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。そうしたら、上の、先ほどお聞きしたところと、あと橋梁のほうはちょっと理由が違うというところで減額になっているのかなというふうに思います。ご回答ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑あるようですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

ほかに質疑ございますか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明、質問よろしく願いいたします。

まず……

〔「マスク外したほうがいい、よく聞こえねえや」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） すみません、聞こえますか。まず、2ページの地方交付税の補正で1億4,178万5,000円と、この要因をちょっと教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

今回、この普通交付税の増額でございますが、国の補正予算（第1号）で増額になりまして、町に配分されたものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 続いて、次のページ、3ページの19番、基金繰入金と、財政調整基金というふうにお聞きしましたけれども、これ繰り入れて、現在残高はお幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

令和7年度末の見込みでございますが、11億137万8,000円程度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次に、先ほどの質問でもあったのですけれども、35ページなのですけれども、衛生費の予防費ですけれども、この委託料の予防接種委託料1,000万円マイナスとコロナワクチン1,000万円マイナスって、何というのかな、これで補正で、今までの実績を踏まえるということで、こういうふうになったというお話なのだけれども、ちょうど1,000万円というのは、ちょっと何というのかなという感じするのですけれども、どうなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、阿部議員のご質問にお答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど上野議員のほうにもご説明したとおり、実績に基づいて減額をさせていただいているというところでございます。金額につきましては、算定の結果、たまたま金額が1,000万円、同じになったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 続いて、42ページの防災費の節18の負担金補助のところなのですが、被災者支援事業費負担金という、これの内訳について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時05分）

再 開 （午後 1時06分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

被災者支援事業費負担金の減額のことですが、こちらにつきましては、埼玉県と県内の市町村が被災者安否制度の対象となる被害者が県内で発生し、基本協定に基づき県及び県内市町村が費用を負担して支出するものでございます。今年度につきましては、減額のほうさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 続いて、49ページなのですが、基金費のところ、まちづくり応援基金積立金というふうにあるのですが、この基金の目的というのは何でしょう。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

この基金につきましては、ふるさと納税を原資としている基金となっております。まちづくりまた教育、福祉に係るもの、そういったものに支出をするそういった基金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） そうすると、何にでも使えるということなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

何物にも使えるということよりも、まちづくりに対する事業に使うということでご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりましたけれども、この間ずっと放課後児童の支援というか、それに充当されているというふうに思うのですけれども、ではそういう使い方もあるわけなのですね。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

ふるさと納税のその目的に子育て支援というのがございますので、その一つとして放課後児童対策に使っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 7年度の予算が切り詰められてというか、最終的に結論としてこういうふうな形になったということで、財政調整基金が11億1,137万円というようなことで、これについては、目標としている財政調整基金に大分金額には近づいたという考え方でよろしいのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

財政調整基金につきましては、滑川町の標準財政規模から、一般的には10%から20%というふうに言われております。今回、財政調整基金の7年度残高からいうと約20.7%という状況になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。私の質問はこれで終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第8号）の議定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第9、議案第12号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松本町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第12号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,440万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,904万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

詳細につきまして、6ページからご説明させていただきたいと存じます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税でございますが、節6後期高齢者支援金分滞納繰越分につきまして、収入見込みにより20万円を減額するものです。

同ページ中段、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金でございますが、歳出における医療費につきまして、今年度急増が見られたことから、今年度補正予算（第2号）により増額補正をさせていただきました。しかし、その後、医療費増加にもある程度落ち着きが見られたことから、歳出の医療費とともに7,321万6,000円の減額とさせていただくものです。また、節2特別交付金につきましては、交付額確定による補正となっております。

続きまして、下段を御覧ください。款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、2,186万9,000円を増額補正して計1億1,455万3,000円とするものでございます。主なものです。節6その他一般会計繰入金として、新たに2,371万4,000円を一般会計からの繰入れとして計上いたしました。財政調整基金に全額積み立て、国保財政において令和9年度以降懸念される財源不足への事前の備えとして基金の増額を図り、国保財政の安定化を図らせていただきたいと思います。

じます。この基金の増額は、いわゆる法定外繰入れの措置となります。国が赤字繰入れとして規定しているものではございません。その他の繰入金については、額の確定による当初予算との差分調整として増減額を計上したものとなっております。

次に、7 ページ中段の款10繰入金、項2 基金繰入金、目4 財政調整基金繰入金は、当初予算に対して国保会計の年度末での収支見込みがマイナスになるものと想定し、基金から補填する額を計上しておりましたが、500万円を減額し500万円とするものです。

続きまして、款12諸収入、項1 延滞金加算金及び過料は、いずれも今年度実績による歳入額の調整をしたものです。

以上、歳入の主なものとなります。

続きまして、9 ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、支出額の確定及び今年度の実績から不用が見込まれる額を計上したものがほとんどです。

主なものといたしまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費は、先ほど歳入において説明させていただいたとおり、医療費増加にもある程度落ち着きが見られたことから7,321万6,000円の減額補正をさせていただきます。

その他のものとして、11ページ下段を御覧いただきたいと思います。款7 基金積立金、項1 基金積立金、目4 財政調整基金積立金に2,371万5,000円を増額補正します。先ほど歳入でご説明いたしました一般会計から繰り入れた額を一旦基金へ積み立てる手続を経るための歳出となります。

続きまして、12ページ中段ですが、款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目5 保険給付費等交付金償還金は、ともに過年度の実績による普通交付金及び特別交付金の交付額が確定し、差額精算のための交付金返還額が確定したため43万8,000円を増額補正となります。

次に、同ページ下段ですが、款10予備費につきましては、こちらは歳入歳出の差引きによる差分調整額でございます。

以上、雑駁ではございますが、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定につい

てを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第10、議案第13号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第13号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第13号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度滑川町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,852万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,804万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

6ページをお開きください。歳入の項目について説明申し上げます。

介護保険料の歳入見込額の精査によるものとして、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料3,661万9,000円の減額でございます。

次に、負担金交付金額の確定によるものとして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金3,471万7,000円の減額、項2国庫補助金計3,159万円の減額でございます。主なものとしては、目1調整交付金2,565万7,000円の減額でございます。

7ページをお開きください。款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金8,360万円の減額、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金4,200万円の減額ござい

ます。

8 ページを御覧ください。歳出の項目について説明を申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費になりますが、50 万円の増額、税制改正等の対応に伴う介護保険システム改修費となります。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費として、9 ページをお開きください。計 1 億 7,797 万 4,000 円の減額、款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防生活支援サービス事業費として、10 ページを御覧ください。535 万円の減額、項 2 一般介護予防事業費 58 万 3,000 円の減額、どちらも今年度の執行見込額の精査によるものです。

最後に、11 ページを御覧ください。款 9 予備費 3,716 万 9,000 円を減額、今回の補正予算額に関わる歳入歳出の差引きを予備費にて調整するものです。

以上、令和 7 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2 番 上野葉月議員登壇〕

○2 番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

8 ページをお願いします。歳出なのですけれども、保険給付費のところ、3 地域密着型介護サービス給付費マイナスの 5,787 万円となっているのですけれども、これ金額も大きいのですけれども、補正額の割合が全体に対して大きいように思うのですが、ここまで差が生じた理由というのを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

地域密着型介護サービス費というのは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう市町村が指定、監督する介護サービスとして、原則として住民票がある市町村の事業者に限るということで、住民票がある町民が滑川町の事業所を利用する際にかかる費用となります。

地域密着型サービスとしては、18 人以下の通所介護のデイサービス、また定期巡回等が該当しております。今年度、この地域密着型介護サービス費を利用する町民の方が予定よりも少なくなったという実績に基づいての減額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2 番（上野葉月議員） 予想と実績の差ということなのですけれども、確認をしたいのですが、これ全体の予算額がもともと 2 億円だったというところでよろしいですか。そうしますと、5,787 万

円の減額ということは、25%以上予想と実績に差が出てきているということになります。予想と実績に差が出てくるのは仕方がないと思うのですが、ある程度、予算ですので、予算と実績、予算、決算のところが大体近くなってくるようにというのは求められると思います。そうしますと、この予想と実績のこの25%の差、見込み違いというところは、もう少し詰めていくべきではないかなと思うのですが、そこのところ分析と、あとそこから得られる要因というところをもう一度説明願えますか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員の質問に答弁いたします。

サービス給付費につきましては、過去の実績と年度の伸び率でそれぞれのサービスごとに計算をして積算しております。町民の皆様に安心して介護サービスを利用していただくためには、毎年余裕を持った予算となっており、最終的に年度末で減額をさせていただいております。

なぜこのように大きく減ることになったかの要因については、今詳しくご説明することができない状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 昨年度予算を立てる時点で、昨年度、過去の実績に対して余裕を持った見込みをつくっていくというのは必要なことだと思って、それについて今どうこう言っているわけではないのですが、乖離が大きいというところをご指摘しております。余裕を持ったということは、大体実績プラス何%ぐらいでいつも考えていらっしゃるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時30分）

再 開 （午後 1時31分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

介護給付費の予算をつくるときに何%の増という計算方法ではなく、何人が何日利用するか、それぞれのサービスによって積算しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 何人が何日使う、それぞれのところを見て積み上げていってさえ、これだ

けの差が出てきてしまうというのは、ちょっと私には理解しにくいのですけれども、全体で数字を見て、それに割合を掛けていくというところであれば、細かいところまで見ていけない部分もあるので、誤差が大きくなる可能性はあるのかなというふうに思うのですが、今ご答弁いただくと何人が何回というところまで細かく見ていって積み上げた結果5,700万円、全体のうちの25%もの乖離が出てきてしまうというのは、例えば何人利用するという人数がすごく劇的に変わったとか、あと何回利用するというところが大きな皆さんのニーズの変更があったとか、何かそういうところはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

今、お話があったような細かい積算については、詳しくは今申し上げられない状況なのですが、今後、答弁ができるように積算して見込みをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。同じくその下の段、5施設介護サービス給付費、こちらも補正前の額5億1,500万円に対して補正額が1億4,000万円なのですが、こちらも地域密着型と同じように予想と実績の差というところでこの補正額が生じたということではよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

上野議員のご指摘のとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） こちらも全体が5億1,500万円に対して1億4,000万円なので、25%を超える見込み違いというものが出てきています。これ介護保険特別会計の金額自体が全体で13億円というところで、見込み違いで1億4,000万円、1つの項目だけで出てしまっている。そして、今回のこの補正、議案第13号の書類のところの補正前の額と比べただけで15億円から13億円、億単位の補正が出てしまっているというのは、ちょっと補正の額として大きいかなというふうに思います。それが例えば何か臨時的なことが出たとか、あと何かしら見込んでいたものが入ってこなかったとか、そういうところがあるのであれば、それはそれで納得なのですが、見込み違いというところでこれだけ出てしまうというのは、もう少し確実な見込みと予算立てというところが必要なのではないかなというふうに思います。その点いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

上野議員のご指摘のとおり、今後は確実な見込み、また予算立てをしていくよう調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。利用者のニーズに沿って余裕を持って予算をつくっていくというところはもちろん必要だとは思いますが、そのところの積算をもう少し結果と合致するように行っていたきたいというところ、それからそのところを説明できるようにしておいていただきたいというところ、そこを要望として私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和7年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第11、議案第14号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松本町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第14号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第２号）の議定についてご説明申し上げます。

予算書１ページをお開きください。

議案第14号 令和７年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和７年度滑川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億6,583万4,000円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月３日提出

滑川町長 大塚 信 一

今回の補正につきまして、歳入については、年度末に当たって今年度の調定額や収入実績に基づき収入見込みを算定し、予算額を調整したものや収入額の確定によって差分を補正するもので占めております。支出につきましても、支出額が確定し不用となった予算や、今年度の実績から残りの月の支出不用額が見込まれる金額を減額したもので占めております。これらの説明につきましては、割愛させていただき、その他のものについてご説明させていただきます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。６ページ下段を御覧ください。

款６諸収入、項１延滞金加算金及び過料、目１延滞金につきましては、当初、科目設定としておりましたが、今年度の実績から２万6,000円の増額をするものです。

同じく下段になります。款６諸収入、項５雑入、目１雑入でございますが、こちらは人間ドック補助金に対し広域連合からの補助がされます。それに加えて、今年度は国の経過措置として、全被保険者に資格確認書を送付する郵送料、こちらも補助対象となっており、202万9,000円の増額補正とするものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。７ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳入の保険料や保険基盤安定繰入金の収入見込みに基づき656万1,000円を増額し、計２億5,159万3,000円といたしました。

次に、８ページ上段を御覧いただきたいと存じます。款３諸支出金、項１償還金、目１償還金ですが、資格の変動や死亡などによって支払い済み保険料に還付精算が必要となったときの予算です。今年度実績を考慮し、保険料還付金を36万1,000円減額します。

最後に、款４予備費でございますが、こちらは歳入歳出差引きによる差分調整額でございます。

以上、雑駁ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第12、議案第15号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第15号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第4号）を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

第1款事業費 3億7,373万8,000円、1,224万3,000円、3億8,598万1,000円。

第1項営業費用 3億6,231万4,000円、1,224万3,000円、3億7,455万7,000円。

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

水道料金減免処理対応業務委託、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額200万円。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。予算書の３ページの債務負担行為に関する調書（補正第４号）を御覧ください。

水道料金減免処理対応業務委託でございますが、水道料金の基本料金を令和８年４月から令和９年３月までの１年間、半額減免を実施いたします。財源といたしまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの他会計補助金への収入となります。実際の補助金収入及び事業費の支出は令和８年度になることから、債務負担行為のみの補正を行い、金額は当初予算に計上しております。

続きまして、８ページの令和７年度滑川町水道事業会計補正予算（第４号）の事項別明細書を御覧ください。

収益的支出について、款１事業費でございますが、総額１,２２４万３,０００円の増額を計上いたしました。内容につきましては、項１営業費用、目１原水及び浄水費において、受水費の実績を鑑みて受水費を１,２００万円計上いたしました。

続きまして、目３業務費において、電話料金の割引サービスの終了による通信運搬費を１万６,０００円、三菱ＵＦＪ銀行の振替停止による口座解除、口座振替中断サービス解除の事務手数料として１６万７,０００円を計上いたしました。目４総係費においては、目３業務費でも触れましたが、電話料金の割引サービス終了による通信運搬費の６万円を計上いたしました。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第１５号 令和７年度滑川町水道事業会計補正予算（第４号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第１３、議案第１６号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第16号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

（支出）

第2款農業集落排水事業費用 1億2,025万1,000円、13万5,000円、1億2,038万6,000円。

第1項営業費用 1億1,091万8,000円、13万5,000円、1億1,005万3,000円。

令和3年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。

予算書の最終ページ、7ページの令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、款2農業集落排水事業費、項1営業費用、目2処理場費、節1光熱水費において13万5,000円の増額補正となります。内容につきましては、農業集落排水処理施設等の電気料金となっております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第14、議案第23号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第23号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び滑川町谷津の里設置及び管理条例第7条の規定に基づき、滑川町谷津の里指定管理者を指定することにつきまして、議会でご承認いただきたく、提案するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。谷津の里でございますが、平成18年度オープン時から地域の方々により組織された谷津の里管理組合が指定管理者として谷津の里を管理してまいりました。以来3度の更新を経て、20年間大きなトラブルもなく管理運営のほうを行っております。

今回、4度目の指定管理期間が令和8年3月31日終了するに伴いまして、新たに令和8年4月1日より令和13年3月31日までの5年間の指定管理者として指定を希望されております。

管理者を希望されております谷津の里管理組合ですが、平成17年5月に地域の方々により組織された組合となります。現在の代表者は、福田地内在住の早川良和さんでございます。現在、組合員25名で活動をされております。

管理組合の事業といたしましては、管理運営を行う中で収入源となっております市民農園貸出管理、自主管理事業として数々のイベントの実施のほかに、近隣や町内の方々から依頼される草刈り作業等を行っております。そういった事業を行うことにより、地元組合員の方々が生き生きと管理業務に携わり、健康で明るい地域づくりに寄与しております。令和7年度をもちまして4度目の指定管理期間が終了するわけですが、谷津の里管理組合として指定管理者継続の意欲も高く、再指定の提出がされました。それを受けまして、2月上旬に指定管理者の選定委員会におきまして内容等を審議していただいた結果、令和8年度から新たに5年間、再度、谷津の里管理組合に指定管理を

お願いしようということで決定したところでございます。

このため、谷津の里指定管理者に谷津の里管理組合を指定することにつきまして承認の議決をお願いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時10分とします。

休 憩 （午後 1時59分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第15、議案第24号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

福島建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、議案第24号 町道路線の廃止についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道路線の整備完了等に伴い、町道路線を廃止するため、この議案を提出するものです。内容につきましては、次のページを御覧ください。

今回の廃止をお願いする8路線の詳細は、別紙の路線網図等を添付させていただいておりますの

で、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第16、議案第25号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

福島建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、議案第25号 町道路線の認定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道路線の整備、開発に伴う道路の帰属等により、町道路線として認定するため、この議案を提出するものです。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、認定をお願いする6路線の詳細につきましては、別紙の路線網図を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第17、議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定についてから、日程第22、議案第22号 令和8年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案を一括議題とします。

本6議案について、予算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員会、赤沼正副委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔予算審査特別委員長 赤沼正副議員登壇〕

○予算審査特別委員長（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副です。予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定についてをはじめ、特別会計予算の議定について3件及び事業会計予算の議定について2件の合計6議案につきまして、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算審査特別委員会は、会期日程に従い、3月9日、10日の2日間にわたり開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、一般会計予算を所管する常任委員会ごとに、また特別会計予算3件と事業会計予算2件についても、それぞれの担当者から説明を受けた後、各委員の一問一答方式によって細部にわたる審査を行いました。

その詳細につきましては、議長を除く13名の委員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げ、審査の結果のみを報告申し上げます。

お手元に配付しました予算審査特別委員会審査報告書のとおりでございます。

初めに、議案第17号 令和8年度滑川町一般会計予算の議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和8年度の各特別会計予算でございますが、議案第18号 令和8年度滑川町国民健康保

除特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和8年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和8年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、令和8年度の各事業会計予算でございますが、議案第21号 令和8年度滑川町水道事業会計予算の議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和8年度滑川町下水道事業会計予算の議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。執行部におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分意を用いられ、事務の執行に当たられますようお願いを申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号から議案第22号までの6議案に対する討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。私は、令和8年度一般会計予算並びに令和8年度下水道事業会計予算について、反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

まず、一般会計についてですけれども、反対の理由の1つ目が、今、町民の暮らしが物価高騰で大変な苦しみを負っております。今年、それが改善する見込みのない状況です。そういった中で本予算がそれらに手当てをすることのないような予算になっていることであります。さらに、命に関わる国保税、下水道料金などの大幅な値上げが行われれば、暮らしを破壊することになってしまいます。

一方で、コミュニティセンターの建設に設備事業債として4億5,980万円、公共施設設備基金から1億5,490万円、さらに来年、令和9年度では9億1,500万円もの借金を予定をしているということです。この基金の取崩しや借金が町民の暮らし、さらに今後行われる公共施設の管理計画に大きな影響を及ぼすことは確実です。それは将来にわたって町民の大きな負担になりかねません。今でも町の財源に占める借金の比率は、全国平均が5.6、埼玉県平均は5よりも多い7.2%で推移しています。今後の公共施設の改修が見込まれていますが、その財源がさらなる借金を増やすこと

につながります。そのため、6次総合振興計画では、5年後の目標値、この借金の比率の目標値を12.2としているのは、そういうことからだというふうに思います。まさに、将来にわたって負担を残すことになりかねません。借金を膨らませ、住民の福祉施策を削らざるを得なくなるようなコミュニティセンターの建設計画は中止すべきです。少なくとも今は立ち止まり、財政を町民の暮らしを守るために充てるべきではないでしょうか。

続いて、下水道料金の値上げについて反対の立場で意見を述べたいというふうに思います。水道法については既に御存じだというふうに思います。この法律の目的については、水道の布設管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするというふうになっているわけであります。

私は、今回のこの下水道料金、水道料金が30%、下水道料金が25%という大きな値上げについては、とても低廉な供給を行わなければならない公共団体として、あるべきではないというふうに思うわけであります。この値上げにより、さらに様々な料金に跳ね返り、物価高騰に苦しむ住民負担がさらに増大することになる、そんな呼び水にもなってしまうのではないのでしょうか。命の源である水が誰でも安心して飲めるようにすることは、地方自治体の責務だというふうに思います。したがって、今回のこの上下水道料金の値上げについては、反対いたします。

以上、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 賛成討論ありますか。

谷嶋議員。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、令和8年度一般会計予算案について賛成の立場で討論させていただきます。

一般会計予算は88億900万円、歳入を見ますと町税が1,946万円増額しており、とても喜ばしいことと考えます。

歳出予算は限られた予算の中で行政各分野、広範囲、多岐にわたる事業において必要な予算をバランスよく配置した予算となっております。新しい歳出予算として、こども誰でも通園制度実施委託料132万円、6か月から3歳未満の未就園児の子どもが、保護者が仕事に就いていなくても1日10時間まで預けることができます。保護者の就労にかかわらず利用することができ、子育て世帯の負担を軽減することができ、よい予算と考えます。

総合運動公園多目的グラウンド埋没ケーブル盗難被害復旧工事785万4,000円、予算は野球、サッカーなど住民のスポーツ環境の維持に大きく寄与すると思います。

コミュニティセンター施設建設事業に6億1,479万6,000円、多くの町民が待ち望んでいる事業であります。

次に、町の財政を見ますと地方債（町の借金）８年度残高は前年度より3,129万9,000円増える見込み、基金（町の預金）１億5,890万8,000円取り崩し予定であります。合わせて１億9,020万7,000円になります。コミュニティセンター施設建設事業費６億1,479万6,000円の計上を考慮しますと、地方債発行額は最小限にとどめ及び基金の取崩しも可能な範囲で抑制している予算となっております。本予算、財源の非常に厳しい状況にありながら、町民サービスの維持向上と将来世代への負担抑制の両立を図るべく、行政執行部のご尽力に対して敬意を表したいと思います。

国は、小学校給食費無償化の実現に現在努力しております。国による小学校給食費無償化が実現すれば、滑川町がこれまで一般財源等から負担してきた7,000万円ぐらいの経費が軽減され、財政の健全化に寄与すると思います。

以上により、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより日程第17、議案第17号 令和８年度滑川町一般会計予算の議定についてから、日程第22、議案第22号 令和８年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの６議案を一括して採決します。

本６議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本６議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第23、請願第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書についてを議題とします。

請願第１号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、原委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 原 徹議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（原 徹議員） 10番、総務経済建設常任委員長の原徹です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託されました請願第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書について、会議規則第94条第１項の規定により、次のと

おり審査の結果を報告いたします。

3月6日午後1時35分より、議場において、総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は議長及び総務経済建設常任委員7名の出席の下に慎重に審査を行いました。

委員からは、日本はこれまで核兵器のない世界に近づけるため、核兵器不拡散条約の下、核保有国も巻き込んだ現実的かつ実践的な措置を積み重ねることが重要かつ効果的であることを一貫して主張し、核不拡散条約強化に向けて行動してきた。このたびの請願の核兵器禁止条約には核を持たない国も多くが参加しておらず、その実効性は疑問視されている。核抑止力を含むアメリカの拡大抑止により、平和を享受してきた日本においても、核兵器禁止条約により核兵器の全廃を目指すことは理想ではあるが、各保有国の参加のない中で我が国が核兵器禁止条約を批准することは我が国の安全保障を不安定化させる懸念が高いと考え、意見書提出に反対する。

また、大国の武力行使による侵攻が行われ、違法がまかり通っている現在、核兵器禁止条約により理想を掲げ、法によって核兵器の禁止を目指すことが重要であるので、この意見書提出に賛成する。

また、アメリカの核の傘の下で日本の安全保障は保たれてきた現実を見据え、意見書の提出に反対するなどの意見が発せられました。

このような状況について慎重審議をした結果、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。委員長報告に反対の立場で核兵器禁止条約に日本政府が参加することを求める請願に賛成する討論を行いたいというふうに思います。

広島・長崎に原爆が投下され、また日本のアジア太平洋戦争敗戦から81年になります。世界では1945年に第二次世界大戦の教訓から国連がつくられ、国連憲章が発効されました。しかし、今、世界は戦後、第二次世界大戦の教訓から打ち立てられた国際的なルールが破られ、大国による侵略行為が続いています。

2022年にはロシアプーチン大統領によるウクライナへの軍事侵攻が行われ、4年が経過しました。現在、ウクライナではロシアによるエネルギー関連を狙った攻撃による厳寒の中、100万世帯が停電などの深刻な事態に陥っています。侵攻開始からウクライナ市民1万5,000人が死亡し、負傷者

は4万人に達しています。これまで690万人が難民として海外へ脱出、国内避難も約70万に及んでいます。

アメリカのトランプ大統領は、今年1月3日、中南米のベネズエラを攻撃し、大統領夫妻を拘束し、アメリカ国内に拉致するという侵略行為を行いました。さらに、2月28日、イスラエルとともにイランを攻撃し、国の最高指導者を殺害するという暴挙を行いました。

ロシアによるウクライナ侵攻もアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃もいずれも国際法違反、国連憲章違反です。このような大国による無法がまかり通れば、世界はルールなき力による支配という19世紀のような大国が小国を植民地化する時代に戻ってしまいます。しかし、そんなことは世界の人民が許しません。なぜなら権力者に国民はつき従っているわけではないからです。アメリカでは既に全国で戦争反対のデモが行われ、トランプ大統領の支持率も失いつつあります。

イランやウクライナの状況を見て、フランスの大統領は核兵器の増産を言い始めました。アメリカもロシアもフランスも核兵器不拡散条約（NPT）に加盟をしています。その核兵器保有国が核兵器の縮小廃絶に向かうのではなく、核を持たない国へ核による威嚇、脅しに使っているのです。核軍縮の約束は破られ、このままでは核戦争が起きてもおかしくない時代になっています。

核兵器禁止条約は、核兵器を法によって規制し、廃絶を目指すものであります。今、ロシアやアメリカが侵略戦争を仕掛け、核による威嚇を行っている今日ほど必要に迫られている時はありません。

日本はアメリカの核の傘に守られているとか、核兵器は必要だという論理から、日本も核兵器を持つべきだという議論に発展しています。果たして核兵器によって平和を守ることができるのでしょうか。核抑止力によって平和を保たれるという考え方は、核保有国自身が核兵器を使って脅しや威嚇の材料にしていることから核兵器の拡大競争につながってしまう点でも、もはや破綻をしています。核兵器は決して平和を生み出すことにはなりません。

フランスの大統領の発言を聞いた被爆者は、「今、世界中であちこちで戦争が始まっており、非常に私たち被爆者は憂慮しております」とか、「核を使ったりする事態に発展すれば、まさに世界大戦の様相に、まさにここがちょっと私は前兆であると思っています」などの発言をしています。

日本が核保有国と非核保有国との橋渡しの役割を行うと政府は言っておりますけれども、そうであれば核兵器禁止条約に参加することです。NPT条約を機能させるためにも、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に加盟し、核保有国との橋渡しを行えるのではないのでしょうか。力による支配は必ず崩れます。ですから、人類の知恵として、法による支配が編み出されたのではないのでしょうか。

高市政権の下で力には力を、軍事には軍事をというトランプ大統領の言うがままに防衛費拡大が26年度予算ではGDP2%を前倒し、さらに3.5%を要求され、それは21兆円にも膨れ上がります。このようなことになれば国の予算30兆円、25%が防衛予算となります。これはもはや戦時予算です。

こんなことになれば国民のための社会保障や教育予算は削られ、国債は増え続け、大增税が行われることは目に見えています。当然、地方自治体が行う行政へのしわ寄せも強まります。行政がやりたくても住民サービスができない、福祉のためのサービスができないということになってしまいます。実際に、来年度から復興税の１％が防衛費に充てられるということが予定されています。

今日３月11日、議会前に黙祷も行われました。いまだ東日本大震災の被災者は復興という状況には至っていません。国民全体が復興を支えようと、所得税の１％を復興特別所得税として、これまで被災地支援に使ってきました。今度は、その予算を削って防衛費、軍事費に充てる、これが血の通った人のやることかと憤りを覚えるのは私だけではないと思います。

核廃絶を願う被爆者の運動がノーベル平和賞を受賞されました。滑川町も来年度予算で中学生を広島の平和式典に送り、戦争と核兵器の実装と平和について、世代的継承を行うということを予定しています。核兵器のもたらす非人道性を生徒たちは学んでくると思います。そして、核兵器と人類は共存できないということを学んでくることが期待するものです。

多くの町民は、なぜ日本政府は核兵器禁止条約に参加しないのか、するべきだという声広がっています。世界で戦争が広がっているときだからこそ、日本政府が核兵器廃絶の先頭に立つべきであり、住民の代表の機関である滑川町議会は日本政府にその声を政府に届ける義務があるのではないのでしょうか。

近隣では、東松山、鳩山、嵐山町が既に意見書を採択しております。これら自治体とともに日本政府を動かしていこうではありませんか。

そのことを訴えて、反対の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 以上で討論を終結します。

これより請願第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。請願第１号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、請願第１号は不採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 ２時４６分）

再 開 （午後 ２時４７分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から議案第26号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第1、議案第26号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第26号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第26号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、5点ほどございます。

まず、1点目として、現行の国民健康保険税の税額算定の3区分、医療給付費分、後期高齢者支

援金分、介護給付金分に、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設となる改正でございます。

なお、子ども・子育て支援納付金分の所得割の税率を100分の0.3とし、均等割額を1,500円とし、18歳以上に加算される額を100円とし、賦課限度額は法の定めに基づき3万円となります。

この子ども・子育て支援納付金分は、社会全体で子育て世帯を支えるという制度の下、妊婦のための支援給付や出産後の休業支援給付などを法で定められた取組に充てられるものとなっております。

2点目といたしまして、基礎課税額（医療給付費分）の賦課限度額を66万円から67万円に1万円引き上げる改正でございます。

3点目として、5割軽減基準額を30万5,000円から31万円に5,000円引き上げ、2割軽減基準額を56万円から57万円に1万円引き上げる改正でございます。

4点目といたしまして、国民健康保険税の適切な納付を目的とした国保税の前納（前納め）制度を新たに定めるものでございます。前納の対象者につきましては、賦課年度の保険料の算定の基礎となる所得を確認するに当たり、1月1日時点での住民登録を行っている自治体から所得状況を取得することから、賦課年度の1月1日時点において、日本国内で住民登録されていない者を前納の対象といたします。

なお、外国人に限らず、帰国した日本人にも同様の取扱いとなります。ただし、町長が特別の事情があると認める場合には、通常の納期となるものでございます。

5点目といたしまして、国民健康保険税の減免手続について、現行では、納期限前7日前までに手続を行うこととしていたものを、納期限までとするものでございます。こちらにつきましては、納税者の利便を図るためのものでございます。

それでは、条例添付の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

1 ページ上段の第2条では、新たに子ども・子育て支援納付金分が新設となる改正でございます。

中段の第2項では、基礎課税額（医療給付費分）の賦課限度額を66万円から67万円に1万円引き上げる改正でございます。

1 ページ下段から2 ページ上段の第5項では、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を3万円とするものでございます。

2 ページ中段の第9条の2、9条の3、9条の4では、子ども・子育て支援納付金分の所得割額を100分の0.3とし、均等割額を1,500円とし、18歳以上に加算される額を100円とするものでございます。

3 ページ上段の第12条の2では、国民健康保険税の適切な納付を目的とした国保税の前納制度を新たに定めるものでございます。ただし、町長が特別の事情があると認める場合には、通常の納期とするものでございます。

3 ページ中段から6 ページ中段までの第21条の各項や号では、子ども・子育て支援納付金分に係

る減額規定を新たに定めるものでございます。

4 ページ中段の第21条第2号では、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を、5割軽減については30万5,000円から31万円に改正するものでございます。

4 ページ下段から5 ページ上段の第3号では、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を、2割軽減については56万円から57万円に改正するものでございます。

6 ページ下段の第24条では、減免手続について、現行では、納期限前7日までに手続を行うものとしていたことを納期限までとする改正でございます。

条例の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させてください。よろしく申し上げます。

この前納制度の導入ということは、これは国の法律によってこうなったのですか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

こちらにつきましては国の改定がございまして、導入するかどうかは自治体の判断によっております。滑川町といたしましては、住民負担の公平や公正から導入を決めたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 外国人の方が主に対象になるというふうに思うのですが、前納というのはやってもらうように、町のほうとしては働きかけることになるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再度の質問に答弁いたします。

町のほうとしては、外国人が来られたときにお話はさせていただこうと思います。その間に、減免理由として町長が定めるものがございしますので、それに該当してくれば、通常の納期とさせていただきます。

具体的には、今考えておるところでは経済的困窮、それから離職や廃業、疾病などにより一括で納付するだけの十分な資力がないと認められる場合、それから低所得世帯であり、ほとんどが転入間近ですので、所得なしということで簡易の申告がございましたら、均等割のみということで7割

軽減が利くものでございます。3万円弱の金額になろうかと思えますけれども、その辺を勘案いたしまして検討させていただくことがございます。

一括納付が生活を著しく困窮させるおそれがある場合、それから雇用契約等により日本国内で長期就労や滞在が確実であり、通常の納期分での納付が滞るリスクが低いと判断される場合は、通常の納期とさせていただこうと思います。

それから、口座振替の手続を完了した場合には、将来にわたって継続的な納付が担保されているという考えから、こちらにつきましても通常の納期とさせていただこうと思います。

それから、風雨災害、火災等の災害により財産が著しい損害を受けた場合など、そちらにつきましても通常の納期という形でお話をさせていただこうと思います。

実際には、どれほど外国人の方がいるかというところがございますけれども、ほんの数名の場合が想定されるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） なぜ外国人の方だけこのような取決めを行おうとしているのか、非常に不思議なのですけれども。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

国のほうでは、日本人の納税率と外国人の納税率を比較した場合に、外国人の方の納税率が低いというようなことが出ているようです。そのために、地方自治体においても導入の可否をとということで検討されたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） こういうことをやると、外国人の方は、今説明されましたけれども、いわゆる国保ただ乗りという、今そういったような悪口が広がっていますけれども、そういうことを受けて町は判断したのではないかなと、特にそんなにあれでしょう。要するに、国保に入って、医療費いっぱい使って、外国に逃げてしまったという例が今までたくさんあったのですか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

国保の利用については、税務課では、申し訳ございません、把握はしておりませんが、外国人の方が転入されてきた。その後、実際に住民票を置いて、こちらとすれば、住所が確実に滑川に住んでいるかどうかということで、年間では10件ぐらい現場に行きまして、住所のあるところに

行きまして、住んでいるかどうかというのは確認はしたことはあります。

その中で、その後、入国管理局等に調べて、もう既に国外に出た方たちとか、そういう方もいらっしゃると思います。その結果、納税の執行停止、不納欠損に至っているケースというのもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 先ほどの説明だと、この導入については自治体の判断だというふうに言われました。なぜ滑川町は率先してこれを導入しようと考えたのですか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

率先ということではなくて、あくまでも住民負担の公平公正を考えて導入しようという考えの下、今回条例改正ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 外国人差別につながるのではないかという思いは至りませんでしたか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

対象者は外国人に限らず、帰国した日本人ということもありますので、外国人差別ということで導入はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 今回の国保税条例の改正に反対する立場で討論に参加したいというふうに思います。

まず1つ目が、子ども・子育て支援金に加わり、さらに大幅な引上げとなった国保税だということとであります。試算にあるように、2人で年金収入320万円で2割軽減、合計で1万8,400円もの増

額になると、単身350万円では年間19万2,700円が34万4,200円の国保税に、2万9,000円の増額になるというような、大変大きな増額になるということでもあります。物価高騰の中で、とても支払い可能とは思えません。このような国保税の大幅な引き上げ、さらに子ども・子育て支援金に加わるということでもあります。

2つ目が、保険税の前納制を導入しているということでもあります。前納ができる義務ではないというふうにも言われておりますけれども、外国人を、滞納している、国保にただ乗りしている、安い保険税で高い医療費を使って治療目的で日本に來ているなどという差別、偏見の目で外国人を見ていることになります。このような言説が広げられたのは、生活が苦しいのは外国人のせいだと、国保や社会保障費負担が高いのは外国人が負担していないからだとか、また生活保護を不正受給しているなど、排外主義的な言説が国民の意識を誘導することを狙われているのではないかと思います。

国保に関しては、厚労省の調査で収納率が外国人が63%、全体が93%だったということが、外国人政策を推し進める政府がこれを問題視したということで、この前納制を推し進めることになったのではないのでしょうか。

これに対して専門家からは、全く違う意見が述べられています。外国人の未納が与える影響は大きくはないと、むしろ外国人は保険財政に貢献しているということでもあります。厚労省によると、国保に加入する外国人は、2023年時点で97万人、全体の4%、これに対して総医療費に占める外国人の割合は1.39%、受益よりも負担が大きい。これは、加入する外国人のうち医療の恩恵を受ける高齢者は少なく、圧倒的に現役世代が多いことが影響しているというふうに言っております。

また、専門家は、年金も同様だが、少子高齢化が進む日本で、外国人は労働力を提供し、年金も含めて社会保障費を払ってくれていると、日本の高齢者福祉にとって非常に大きな存在だというふうにも指摘をしています。

外国人の未納が多いのは、国民皆保険制度になじみがないなど複数の理由が考えられていると言います。その上で、収納率を高めるのは必要だが、日本人にも未納者はおり、外国人だけ過度にペナルティーを科すような不公平な仕組みにならないようにすべきだというふうにも言われております。まさに、外国人は日本の高齢者社会にとって非常に大きな存在になっているというふうに言えます。

町は、人権宣言を行い、差別をなくし、一人一人が幸せに生きる権利を尊重されるまちづくりを目指しております。外国人との共生する町のためにも、このような差別を助長する条例には反対です。このような条例が広がることを私は非常に恐れています。ぜひ今回のこの条例については反対をし、討論に参加したいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして、討論を終結します。

これより、議案第26号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3 時 1 2 分）

再 開 （午後 3 時 2 5 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま赤沼正副議員ほか5名から、議員提出議案、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第2、発議第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

提出者、赤沼正副議員に提出議案の説明を求めます。

赤沼正副議員、登壇して説明をお願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、発議第1号につきまして、提案理由及び内容説明を申し上げます。

提案理由、法令等との整合性を図るため、滑川町議会基本条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求めます。

それでは、一部改正条例の内容をご説明いたします。一部改正条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

新旧対照表の右側にあります改正前の条文から第26条を削除いたします。それに伴い、目次の条の変更と第27条以降を1条ずつ繰り上げるものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

第26条各項の削除理由につきましては、先週金曜日の全員協議会において事務局をお願いをして、事務局から説明をしていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願いします。

議員報酬についての項を全部削除するということですが、議会基本条例がこの議員報酬について述べているということについて、その根拠、まず基本条例はこの議員報酬について記載しているわけですが、このことについてどのようにお考えですか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時29分）

再 開 （午後 3時29分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

赤沼正副議員、答弁願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、阿部議員の質問にお答えをさせていただきます。

第26条におきまして、議員報酬においては第1項、それから第2項にその言葉が使われております。それで、第1項においてそれが定められておりますけれども、これは阿部議員ご承知のとおりだと思いますけれども、ここで滑川町議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるという規定になっております。それから、ちょっと話は飛びますけれども、基本条例の2条だと思ったのですが、2条に定例会の回数があります。そこには、定めるものと、定例会の回数は条例によって定めるものと。これは阿部議員、言葉の違いはご理解できると思います。これは定めるとはどういうことかという、議会基本条例により、議員報酬条例に定めること自体が法的効果を生じさせ、ルールとしてそこで確定されるというふうな形になります。これは、もう法制執務上間違いのないことでありまして、ただしこの議員の報酬の条例につきましては、滑川町議会議員の報

酬及び費用弁償に関する条例、これは地方自治法の203条第4項に基づき定められて、そこから法的効果を発生させるのであって、この議会基本条例によって法的効果を発生させるものではありません。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと理由については、要するにこの基本条例にこの議員報酬の項を入れたということについて、今質問したわけなのですけども、それについてはお答えがなかったということで分かりました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。議会基本条例の改定について、反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

この改定案は、議会基本条例にある議員報酬に関する項を削除するというものであります。この条例については、議員全員の総意で平成28年につくられました。その前文には、議会にはこれまで以上に、監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められているため、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は町民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に町民との対話を行い、町民の声を酌みながら議員間で自由闊達な討議を重ね、町民に信頼される議会運営に取り組まなければならないとし、さらに基本方針に、議会に関する情報を積極的に開示して透明性を高めるとともに、町民の議会参画を推進し、町民との連携の下、真の町民自治の確立を目指すというふうにしております。

これらの条項が示すとおり、議員報酬についても議会の透明性を高め、町民参加を進めることが求められているのです。そのため議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のみならず、議会機能の保持を考慮するとともに、滑川町特別職報酬等審議会の答申を重んじるものとするとしていのです。つまり、行政の監視役という議会の役割を発揮するためにも議員報酬がそれにふさわしいかを住民参加で協議をする、そういう場が必要だというものであります。

この基本条例のこの項は、議会報告会とともにこの条例の肝というべき条項ではないでしょうか。これを議員が提案して議員が決めているというお手盛りの批判があるとして、その項を削除し、町長提案もしくは議員提案でというのはあまりにも乱暴であり、この条例の趣旨を一方的に損ない

かねないというふうに思います。

現在、なぜこのような問題が起きているのか、この条例の趣旨に沿った議員報酬についての検討が十分行われてこなかったからではなかったかというふうに思います。今、改めてこの条例についての認識を深め、議会での議論を継続して、必要であれば改正するということを要望したいというふうに思います。したがって、今条例改正案には反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

谷嶋議員。

〔賛成討論で〕という人あり〕

○議長（内田敏雄議員） はい。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、発議第1号 滑川町議会基本条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論します。

本案は、法令等との整合性を図るための改正であり、条例において法令との整合性を著しく欠くものや、例規上誤った規定の仕方、または法律上の権限を行使できないような規定は、改正すべきことは当然であると考え、賛成いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

吉野議員。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。よろしくお願いします。

滑川町基本条例第26条第3項によると、議員の報酬は議員自ら決めて議案を提出することになっておりますが、この条例を決めるときの改正するいろいろの理由はあったと思うのですが、これをぱっと町民が見た場合、自分たちのお金を自分たちで決める、やはりこれはお手盛りとしか見えないうのです。これは客観性を持たせるために、やはり第三者、これは町長が持っております諮問機関の報酬審議会の中にかけて、客観性を持たせる、こういうことが大事だと思います。その意味からすると、これは町長がそういったものを勘案しながら、議会に提案していくものが町民目線からすれば一番正しいのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより発議第1号 滑川町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（内田敏雄議員） ここで、今年度3月31日をもって役職定年により課局長職を退任します5人の方に、ご挨拶を頂戴したいと思います。

初めに、篠崎高齢介護課長にご挨拶をお願いします。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議場における最後のご挨拶を申し上げます。

私は、昭和63年度に滑川町へ入庁し、令和4年度からの4年間、高齢介護課長としてお世話になりました。私自身、自分の力の未熟さと様々な事情により、課長という職に就くことはなく終えるものと勝手に思っておりました。

保健師として個々への対応については、長年の経験上得意としておりました。それまで、1本1本の木を大切にしていた私が森全体を見る機会を与えていただき、とても感謝しております。個別

と集団の両方の視点を併せ持ち、個人の課題から地域の課題へつなげる、課長になったからこそ皆様のお力を借りながらこれらを実践することができました。

私自身この場に女性が少ないということを意識せず、職を終えることができるのは、周りの皆様のご配慮によるものと感謝しております。女性だから男性だからという時代ではございませんが、男女同数の世の中である中、この議場は圧倒的に男性が多くおります。今後、この場に女性が増えることを願い、また立場は変わりますが、引き続き町にお世話になりながら、微力ではありますが、恩返しができればと思っております。

最後になりますが、このようなお時間をいただきましたことに感謝し、滑川町、滑川町議会のますますの発展と町民皆様のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げまして、言葉足りませんが、挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

次に、関口環境課長、ご挨拶をお願いします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 本日は、議会中の貴重なお時間を割き、このような機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

平成3年4月に入庁して以来35年間、滑川町役場にお世話になりました。そのうち27年間は文化財の担当として、おおむらさきカントリーや月輪区画整理など大規模開発の発掘調査に携わってまいりました。

議会との関係は、平成31年環境課長を拝命してから丸7年となります。中でも強く記憶に残っておりますのは、太陽光発電に関する条例制定と可燃ごみ処理の民間委託でございます。どちらも多くの議員の皆様からご指導をいただく中で進めることができ、感謝申し上げます。4月からは、今の役職は離れますが、微力ながら滑川町のために尽くしたいと考えております。

結びになりますが、議員の皆様及び列席の皆様のご健勝と滑川町議会と滑川町のますますの発展を祈念いたしまして、役職定年の挨拶といたします。

長い間大変お世話になりました。（拍手）

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

次に、服部産業振興課長、ご挨拶をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。

本日は、内田議長をはじめ、議員の皆様にご配慮いただき役職定年を迎えるご挨拶をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、平成元年度に入庁し、当時の土木課で7年、経済課及び産業振興課で11年、環境課で9年、県への派遣が3年、平成31年からは産業振興課長兼農業委員会事務局長としまして7年、合計で37年が過ぎようとしております。

振り返ると、農林畑において30年を過ごしてきました。思い出を少し述べさせていただくと、土木課配属と20代には年間発注本数が大小合わせ1人で20本以上あり、がむしゃらに突き進んでまいりました。30代からは農林畑となり、圃場整備事業の最盛期は集会所での協議が白熱し、夕方から始まった会議は夜の12時を過ぎるということも少なくなかったことを記憶しております。また、松島町への災害派遣も記憶に残るものとなっております。

課長職になってからは、日本農業遺産認定に4年の歳月を費やしたことや、新型コロナに続く支援業務、物価対策事業、さくらまつり、谷津の舞の日本酒造りといった農業、林業、商業、工業、観光といった多岐にわたる業務を経験してきました。

高校時代に数学ができずに文系に走った私が、まさか工事関連業務に37年過ごすとは、入庁当時の私では想像ができませんでした。そして、これもひとえに役場の諸先輩方や同僚、歴代の町議会議員の皆様、そして町行政の推進に協力していただいた方々の協力によるものと感謝しております。今後も引き続き微力ではございますが、滑川町発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、議員各位のますますのご活躍とご健勝、そして町議会のますますのご発展をご祈念申し上げ、言葉は足りませんが、役職定年に当たってのご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

次に、高坂会計管理者兼会計課長、ご挨拶をお願いします。

〔会計管理者兼会計課長 高坂克美登壇〕

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計課長の高坂でございます。本日はお忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございます。役職定年を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

私は平成元年に入庁し、福祉課国民健康保険係に配属となりました。隣の席の先輩は、現在、代表監査委員をされている吉野正和さんでありました。吉野さんには大変お世話になりました。よく飲みに行きました。当時は、電算システムがなく、手書き、手計算の時代で大変でした。

3年がたち平成4年には税務課町民税係に移動となりました。この頃には、あさひ銀総合システムの電算システムが入りました。あっという間に11年たち、平成15年には総務政策課秘書広報係に異動となりました。2年がたつと、平成17年には税務課管理係に異動となりました。当時は、夜間に出張徴収を行っていましたが、平成22年にコンビニ収納が導入されました。コンビニ収納を担当されたのは、当時係長であった大塚町長でございます。しばらくして滞納整理システムも導入され、預金の差押えなどを行うようになりました。それから10年たち、平成27年には会計課会計用度

担当に異動となりました。4年がたち、令和元年に再び税務課管理担当に異動となりました。この頃には、滞納整理において若手が活躍する時代となっておりました。また、東松山県税事務所の支援もあり、滞納繰越しの割合はかなり減ってまいりました。3年がたち、令和4年に会計課長になり、今に至っております。

例月出納検査も残すところあと1回となりましたが、監査委員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

最後になりますが、皆様の今後のご活躍とご健康を心よりお祈り申し上げます。大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（内田敏雄議員）　ありがとうございました。

最後に、澄川教育委員会事務局長、ご挨拶をお願いします。

〔教育委員会事務局長　澄川　淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川　淳）　教育委員会事務局長、澄川でございます。ご挨拶させていただきます。

今年度、役職定年となる私たちのために、議会中の貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。私は、これまでの役場職員としての自分の経歴を改めて振り返りながら、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

私は、ここにいる高坂会計課長と服部産業振興課長と同期で、平成元年4月に一緒に入庁いたしました。初めに、税務課固定資産税係に配属され、主に土地と家屋の評価、課税を担当し、ここでは11年間所属をいたしました。この間、航空写真の活用や不動産鑑定価格の導入、また区画整理事業の終了に伴う路線価評価方式の導入、土地評価システムの導入など業務に大きな変化があり、その都度対応に苦慮したことを覚えています。ただ、最初に固定資産税担当となったことで、町の土地、人を覚えることができたので、そのことはその後の役場の仕事での基盤となりました。

その後、平成12年4月に総務政策課財政係に異動となり、ここでは9年間所属をいたしました。行政における予算決算の仕組みと合わせて、予算を通して各課局で行っている町の業務全般を知ることもしました。

また、当時一緒に仕事をさせていただいた先輩からは、仕事に対する考え方、向き合う姿勢、役場職員としての心構えなど、業務以外の部分も改めて指導していただき、それは今でも常に意識して業務に携わってきたつもりでございます。

そして、平成21年4月に教育委員会事務局教育総務担当に異動となりました。この年は、月の輪小学校の建設をはじめ、福田小学校の運動場拡張とプール建設、宮前小学校体育館の耐震補強工事、文部科学省のICT補助金を活用して小中学校の先生方一人一人の公務用のパソコン、パソコン教室の整備、校内LAN、地上デジタルテレビなどを一括で整備するなど、同時進行の業務が多くあり、事務局内で分担しながらみんなで対応したことを覚えています。

その後、所属は変わらず次長、局長を仰せつかり、今年度で17年目を迎えましたが、この間幅広い分野で多種多様な業務に携わってまいりました。学校施設整備やＩＣＴ関連整備、給食費無償化から始まり、学校への支援、公民館や社会教育及びスポーツ関連での各行事やイベントの開催、図書館、エコミュージアムセンターの運営、教育施設整備、最近では、ＧＩＧＡスクール構想に伴うＩＣＴ整備やスクールバスの導入、またコロナ禍という今まで誰も経験したことがない状況での学校支援、施設運営、行事、イベント対応なども経験いたしました。

さらに、局長就任の１年目に上司である小澤正司教育長急逝という悲しい、そして忘れられない出来事もございました。

議会に最もお世話になったのは、やはり局長に就任してからの８年だと思います。議会の出席に際してはいつも緊張しておりました。議会準備では誤りはないか不足はないかと不安になり、また議場での一般質問の答弁、議案上程や審議での発言などでは緊張のあまり適切な対応とならなかったことも多々あったかと思えます。今さらではございますが、ご容赦いただければと存じます。

役場職員となりまして、町のお金、税金を集める仕事から始まり、次にそれをやりくりして各課局へ分配する仕事、最後に、町の子どもたちや町民のために教育という分野で使う仕事へと、３つの部署に関わりながら、トータルで37年間勤めてまいりました。

どの立場であっても議会の皆様をはじめ、職場の先輩、同僚、後輩、また地域の方々や関連機関の皆様など、周りの多くの方々に支えられ、助けられたおかげで、ここまで何とか続けることができました。心より感謝申し上げます。

今年度をもって役職定年となるわけですが、来年度からは再び一職員としてこれまで培ってきた経験を生かし、微力ではありますが、町のために貢献していく所存でございます。

立場は変わりますが、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、滑川町議会及び滑川町のますますの発展とここにいらっしゃる皆様のご健康とご多幸を祈念いたしまして、役職定年に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（内田敏雄議員）　ありがとうございました。

◎閉会について

○議長（内田敏雄議員）　お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（内田敏雄議員）　ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長　大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一）　議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和８年度一般会計予算をはじめ、全23案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝を申し上げます。

会期中に議員各位より、多くの提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の行政運営に当たってまいる所存でございます。

厳しい財政状況の中ではありますが、住民福祉の向上に私が先頭に立ち、職員一同と真摯に取り組んでまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、年度末を迎え、ますますお忙しいこととは存じますが、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員）　これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして第251回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後　４時０１分）

○議会事務局長（大林具視）　ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月11日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員